



東京都環境基本計画

平成28(2016)年3月

世界一の環境先進都市を実現する

我々人類は、産業革命以降、多くの国で経済成長を目標に掲げ、物質的・経済的豊かさを追求してきました。その結果、世界は今、温暖化に伴う異常気象をはじめ、大気・水の汚染や廃棄物の問題など、環境面で大きなリスクに直面しています。こうした環境問題の解決を図り、持続的に発展・成長する世界を目指すには、世界人口の半数以上が集中すると言われる、都市が大きな役割を果たす必要があります。とりわけ北歐一國に相当するエネルギーを消費する大都市・東京には、国や世界を先導する取組を推進し、多様化する環境課題に道筋をつけていく責任があります。



都は、高度経済成長の時代から、大気や水の汚染など公害問題に取り組んできました。近年では、国に先駆けて実施したディーゼル車規制などが効果を上げ、東京の大気環境は劇的に改善しています。気候変動対策として2010年に導入した都市型キャップ・アンド・トレード制度は、東京の省エネルギーを大きく前進させています。さらには、世界的にも注目が高まっている水素エネルギーの普及拡大に全力を挙げております。都市として成熟する過程で、物質的豊かさだけでなく真の豊かさを目指し、こうした政策を更に進めてまいります。

昨年末には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組「パリ協定」が採択されました。今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロとする目標の達成を目指し、世界の動きは活発化しつつあります。東京は、海外諸都市のモデルともなる取組を一層加速させ、世界をリードしていく決意であります。

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、東京で暮らし、働き、そして、訪れる誰もが快適に過ごすことのできる質の高い都市空間を創出し、将来にわたって存続・発展する「世界一の環境先進都市・東京」を目指します。

新たに策定した「東京都環境基本計画」では、そのための政策の目標や方向を示しています。今後、この計画に基づき、スマートエネルギー都市の実現、持続可能な資源利用、生物多様性の保全、快適な大気環境の確保などを目指し、環境施策を総合的に展開してまいります。

都民・事業者の皆様、区市町村、NGO/NPO等と手を携えて、環境負荷の少ない持続的に発展する都市・東京をつくりあげたいと思います。

平成28（2016）年3月

東京都知事

山田 新也

目次

I	新たな東京都環境基本計画の策定にあたって	001
1	新たな計画の位置付け	002
2	東京を取り巻く動向	
(1)	社会経済の動向	003
(2)	環境分野の動向	005
3	東京が目指す将来像	016

II 今後の環境政策の方向性

政策1

	スマートエネルギー都市の実現	021
1	省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進	022
2	再生可能エネルギーの導入拡大	038
3	水素社会実現に向けた取組	044

政策2

	3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進	049
1	「持続可能な資源利用」の推進	050
2	静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進	056
3	災害廃棄物対策の強化	060

政策3

	自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	063
1	生物多様性の保全・緑の創出	064
2	生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	072

政策4

快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保	079
1 大気環境等の更なる向上	080
2 化学物質による環境リスクの低減	088
3 水環境・熱環境の向上	090

政策5

環境施策の横断的・総合的な取組	097
1 多様な主体との連携	098
2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	102
3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実	106

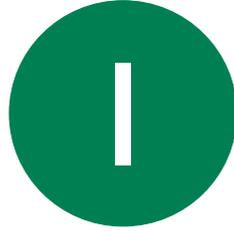
Ⅲ 計画の着実な推進に向けて	109
----------------	-----

Ⅳ 環境の確保に関する配慮の指針	117
------------------	-----

用語解説	145
------	-----

資料	155
----	-----

東京都環境基本条例（抄）



新たな 東京都環境基本計画の 策定にあたって

- 1 新たな計画の位置付け
- 2 東京を取り巻く動向
- 3 東京が目指す将来像

1 新たな計画の位置付け

都は、2008年3月に策定した環境基本計画の下、世界で最も環境負荷の少ない都市を目指して、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）*をはじめとする幅広い環境施策に取り組んできた。

しかし、計画の策定から8年が経過し、都の環境施策に関わる状況は大きく変化している。2015年11月から12月にパリ市で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、温室効果ガス削減等についての新たな国際的枠組みが合意されるなど、気候変動問題への対応が地球規模での課題となっている。また、国内においても、2011年の東日本大震災後のエネルギー需給をめぐる問題をはじめ、資源制約の高まり、微小粒子状物質（PM2.5*）に代表される大気環境の改善や生物多様性の保全への要請など、取り組むべき課題が山積している。

都は、こうした課題の解決に向けて将来を見据えた道筋を描きながら、今後世界的に環境対策への認識が高まる中で予測される価値観の転換、社会経済情勢の変化や技術革新にも柔軟に対応し、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要がある。

2020年には東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。この大会において、持続可能な都市の姿を訪れた人たちに示していくこと、その実現に向けて社会全体の参画を促し、連携・協働して取り組む気運を醸成し、レガシーとして継承していくことも、都が実施すべき環境政策である。

こうしたことから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくため、新たな環境基本計画を策定することとした。そして、政策を展開するに当たっては、都の総力を挙げて取り組むことはもちろんのこと、都民・事業者等と連携して、あるべき姿を実現していく。

2 東京を取り巻く動向

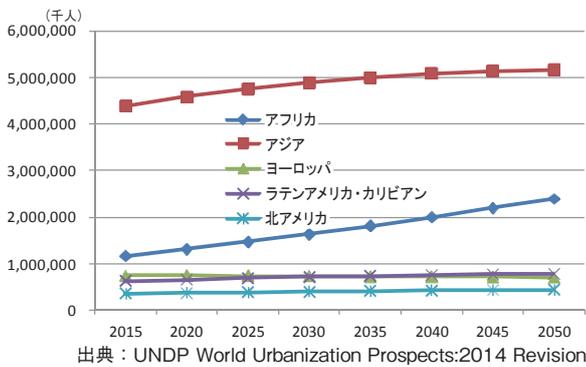
(1) 社会経済の動向

■ 世界的には人口増加、都市への人口集中が進展

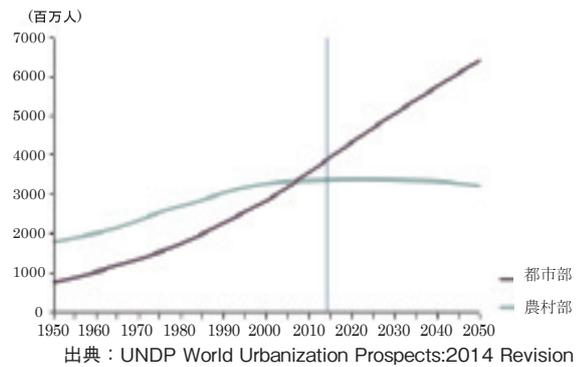
国連開発計画*(UNDP)の統計では、アジアやアフリカ等での人口増加が進み、世界人口は2015年の約73億人から増加し、2050年には約97億人になると予測されている。

また、世界の都市人口の割合は1900年には13%であったが、1950年には29%となり、2014年には54%となった。今後も世界規模で都市への人口集中が進み、2050年までには世界人口の66%が都市に住むと予測されている。

▼世界人口の推計



▼世界の都市部及び農村部の人口

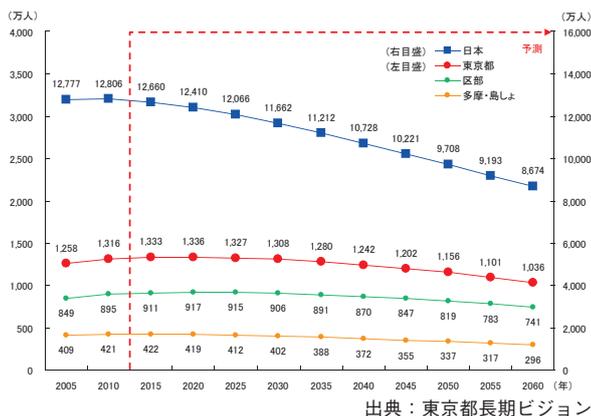


■ 東京では人口減少・少子高齢化が進展

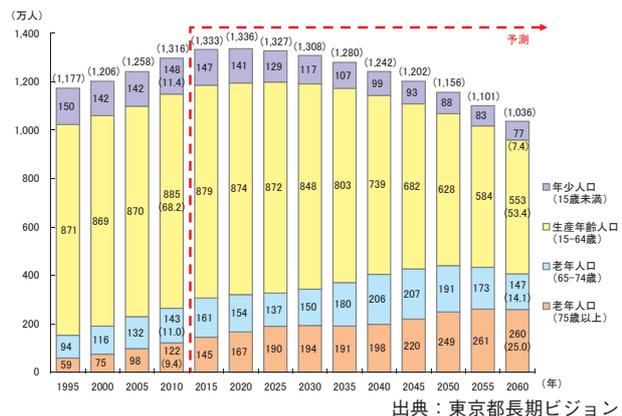
国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2060年の日本の人口は、2010年から約3割減少し、8,674万人になると見込まれている。一方、東京の人口は、2010年時点で1,316万人であるが、2020年をピークに減少に転じ、2060年には2010年に比べ約2割減少すると予測されている。

また、東京では、2010年から2060年までの間に、高齢者人口が急激に増加し、特に75歳以上の人口は2倍以上に、人口に占める割合は9.4%から25.0%まで上昇する。

▼日本と東京都の人口の推移



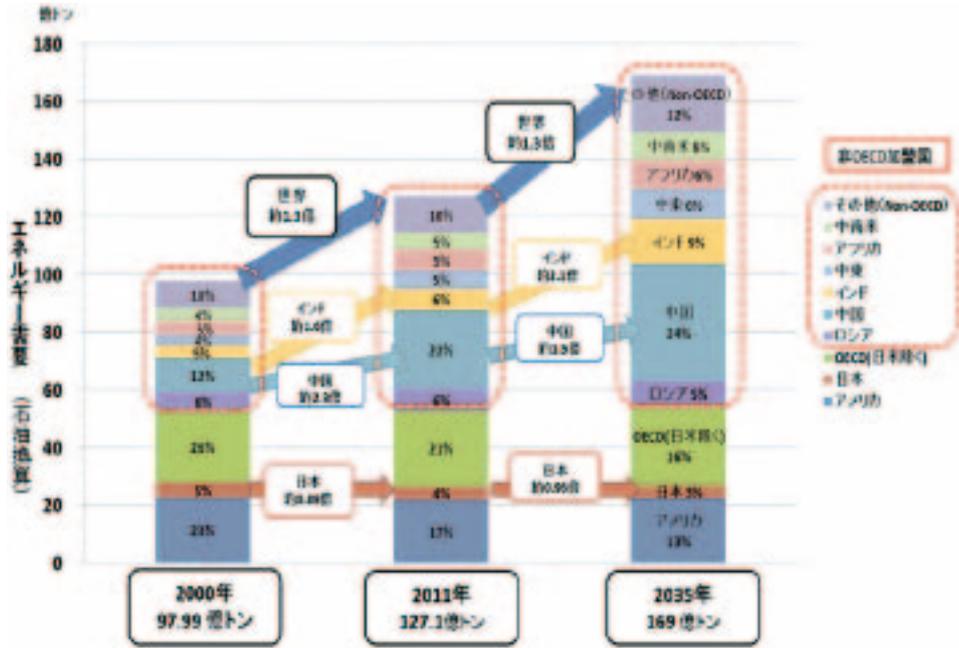
▼東京都の年齢階級別人口の推移



■ 世界のエネルギー事情

国のエネルギー白書では、先進国のエネルギー需要が横ばいで推移しているのに対し、中国、インドをはじめとするアジア諸国において需要の急拡大が見られており、今後も同様の傾向が続くと予測されている。

▼世界のエネルギー需要の実績と予測



出典：資源エネルギー庁「エネルギー白書」（I E A 「World Energy Outlook 2013」を基に作成）

■ 日本経済の将来予測

内閣府によると、我が国の2020年以降の実質経済成長率はベースラインケースでは1%弱で、経済再生ケースでは2%以上で推移すると試算されている。

▼我が国の実質成長率の推移



※経済再生ケース 日本経済再生に向けた、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の効果が着実に発現したケース
 ※ベースラインケース 経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移したケース

出典：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2016年1月21日経済財政諮問会議提出）

■ インフラの整備・更新、都市再開発の動向

国土交通白書によれば、1964年の東京オリンピックの開催に合わせ整備された首都高速1号線をはじめ、高度成長期以降に整備した都市インフラの老朽化が進み、2031年度末までに建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなるとされている。今後のインフラ整備・都市開発の動向は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）の開催をはじめとした社会経済情勢の変化に伴い大きく変化することが予測される。

(2) 環境分野の動向

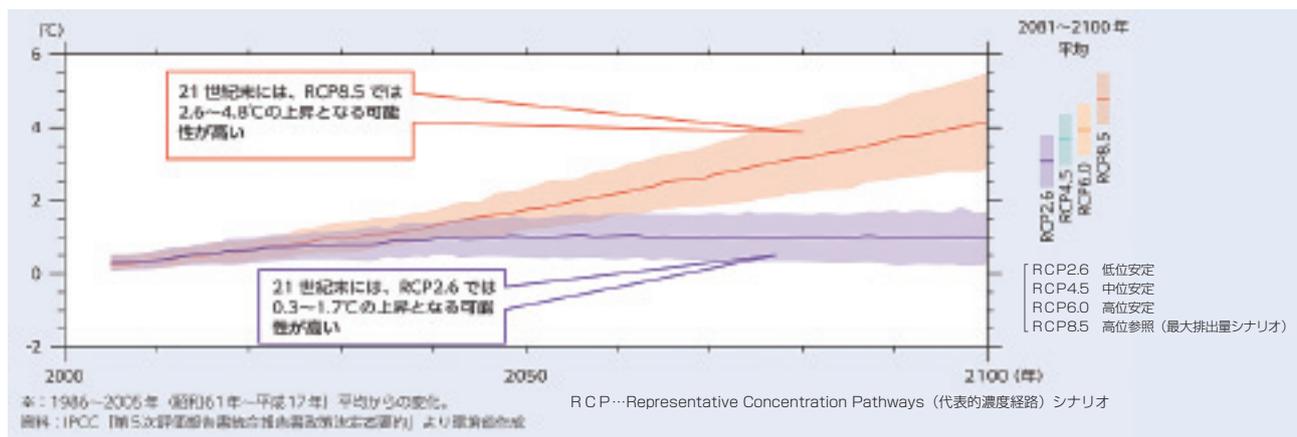
気候変動・エネルギー分野

■ 世界の気温上昇

気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）は、2014年に取りまとめた第5次評価報告書統合報告書の中で、次の内容を公表している。

- ◆ 温室効果ガス（GHG）の排出がこのまま続く場合、現在（1986年～2005年平均）から21世紀末までに最大4.8℃の気温上昇、最大0.82メートルの海面上昇が予測
- ◆ 産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑える可能性が高いシナリオは、次のとおり
 - ・ GHG排出量を2050年に2010年比40～70%削減、2100年にほぼゼロ又はマイナスに
 - ・ その場合、世界全体の低炭素エネルギー（再生可能エネルギー、原子力、CCS*付化石エネルギー／CCS付バイオエネルギー）の割合が2050年までに2010年比で3～4倍近くに

▼世界平均地上気温の変化



出典：環境省「平成26年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

■ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

2015年にパリ市において開催されたCOP21において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択された。協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追求することが明記され、このため今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡）とする目標を掲げている。その実効性を高めるため、先進国だけでなく開発途上国にも対策への取組を課し、5年ごとに各締約国において削減目標を見直すこと、市場メカニズムの活用、先進国による開発途上国に対する支援資金の提供、イノベーションの重要性、開発途上国の能力開発、世界全体の進捗状況を5年ごとに締約国会議で把握することなどが規定されている。

現在、国は、協定採択を受けて地球温暖化対策計画の策定に向け検討を進めている。また、各国や、パリ市をはじめとする世界の諸都市でも対策の強化や都市間連携などの動きが活発化しており、気候変動対策のステージは「交渉」の段階から「実行」の段階に移行している。

▼主要国の削減目標（概要）

国名	概要
日本	・2030年度までに、2013年度比で、温室効果ガス排出量を26%削減する（2005年度比で25.4%削減）。
EU	・2030年までに、1990年比で、温室効果ガス排出量を国内で少なくとも40%削減する。
アメリカ	・2025年までに、2005年比で、温室効果ガス排出量を26～28%削減する。28%削減へ向けて最大限の努力をする。
ロシア	・2025年までに、1990年比で、温室効果ガス排出量を25～30%削減する。
中国	・2030年までに、2005年比で、GDP当たりのCO ₂ 排出量を、60～65%削減する。
インド	・2030年までに、2005年比で、GDP当たりの温室効果ガス排出量を、33～35%削減する。

▼パリ協定で合意された主な内容

	概要
協定の目的	産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分低く、1.5℃に抑えるよう努力を追求する。 — 締約国は、共通だが差異ある責任を反映しつつ、目標の達成に向けた野心的な取組を実施
排出削減のための取組	今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡の達成を目指す。 各締約国に温室効果ガス削減目標の提出、目標を達成するための国内対策の実施を求める。 — 国別目標は5年ごとに提出・更新を行い、可能な限りより高い水準の目標を設定 — 先進国には総量ベースの削減目標の設定を求め、途上国には同目標の設定を推奨
市場メカニズム等	国際的に移転される緩和の成果を活用する場合には、持続可能な開発を促進し、環境の保全と透明性を確保する。
資金支援	先進国は開発途上国への資金を提供する義務を継続。他の締約国に対しては提供を奨励
適応策	適応能力を拡充し、強靱性を強化し、脆弱性を減少させる世界全体の目標を設定
技術開発等	技術革新の促進は、気候変動への効果的な対応及び経済成長、持続可能な開発の促進に不可欠
能力開発等	開発途上国の能力の強化に協力すべきであり、先進国は支援を拡充すべき
行動と支援の透明性	各締約国は、目標達成状況や対策実施状況等について、情報を定期的に提供 — 提出された情報は、専門家による検討（レビュー）を受ける。
実施状況の確認	協定の目的及び長期目標の達成に向けた全体的な進捗を定期的に評価 — 2023年以降、5年ごとに世界全体の実施状況の確認を行う。

また、温室効果ガス排出を削減し、又は吸収する対策（いわゆる「緩和策」）だけでなく、実際に影響が生じた場合の対処（いわゆる「適応策」）についても、各国で戦略や計画の策定が進められている。パリ協定においても、締約国が取り組むべき適応策について規定されている。

▼気候変動による影響

分野	影響
食料、農業・林業・水産業	・農作物の産地の変化 ・高温の影響による品質低下や生育障害 等
水環境・水資源	・降雨量の変動幅の増大、雪量の減少などによる水資源開発施設の安定供給可能量の低下 ・気温の上昇による飲料水の需要増の懸念 等
自然生態系	・気温の上昇や積雪期間の短縮による、ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域の拡大 ・生物分布域の変化やライフサイクル等の変化 ・外来生物の侵入・定着確率の増加 等
自然災害・沿岸域	・地球温暖化に伴う海面水位上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等による水害、土砂災害、高潮等の頻発・激甚化 等
健康	・暑熱、熱波による熱中症、死亡率の変化 ・媒介動物の生息域拡大等による感染症増加 等
産業経済活動・国民生活	・自然を活用したレジャーなど観光業への影響 ・ライフラインへの影響、国民の季節感の変化 等

出典：中央環境審議会「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」

■気候変動対策における都市の役割

今後、世界的に都市への人口集中と、これに伴うエネルギー需要の増大が予想されており、気候変動対策において都市が果たすべき役割は大きい。そこで、都は、C O P21に先駆け、意欲的な温室効果ガス削減目標を表明し、パリ市庁舎で開催された「気候変動に関する首長サミット（Climate Summit for Local Leaders）」において知事のメッセージを発信することに加え、自治体の参加するサイドイベントでも都の先進的な取組を紹介するなど、C O P21の成功に向けて一定の役割を果たした。

C O P21開催中も、サイドイベントや国連事務総長の声明において、都市や企業・市民などの非国家主体による取組に対して大きな期待が表明されている。都も参加した首長サミットでは、約400人の首長と国連事務総長、C O P21議長等が参加し、C O P21への断固たる貢献を示した「パリ市庁舎宣言（Paris City Hall Declaration）」が採択された。宣言では、2030年までに世界の都市・地域あわせて年間最大37億 t-C O₂の温室効果ガスを削減することや、2050年までに温室効果ガスの80%を削減することなどを目標として、都市間のパートナーシップの強化や、国際機関、国家政府、民間セクター、市民社会と協働し、対策を進めることが述べられている。

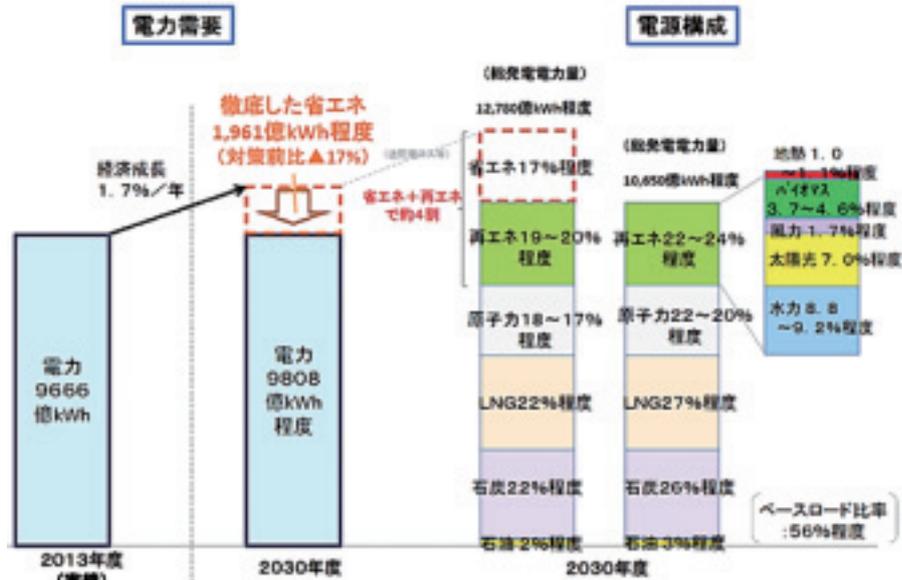
今後とも、大都市に求められる役割を踏まえ、都は、世界的な気候変動対策の推進に貢献すべく取り組んでいく必要がある。

■ 震災後のエネルギー構造の変化

国内では、東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止と火力発電の増加により電源構成が変化し、結果として温室効果ガス排出量が増加している。

このため、国は、2014年に策定した新たなエネルギー基本計画を踏まえて2015年7月に「長期エネルギー需給見通し」を発表し、エネルギー供給の安定化と温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいくこととしている。

▼日本の電力需要・電源構成の推移（2030年見通し）

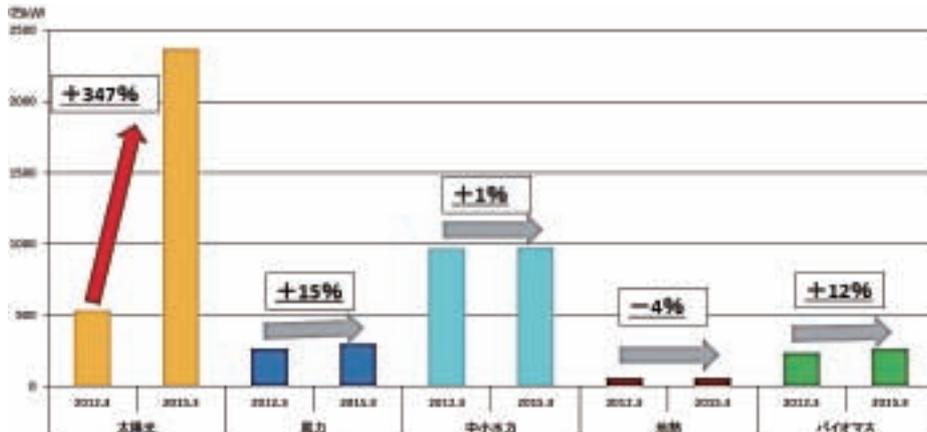


出典：資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し」

■ 再生可能エネルギーの普及

東日本大震災以降、国は再生可能エネルギーの普及促進に向けた施策を強化してきた。特に、2012年7月に開始された固定価格買取制度（FIT）*導入以降、太陽光を中心に国内の再生可能エネルギー導入量は増加している。一方で、賦課金による国民負担や、系統負荷の増大に伴う接続制約の問題などの課題も生じている。

▼2012年3月末（固定価格買取制度の開始前）と2015年3月末との比較



出典：資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度の現状と課題」

■ 水素エネルギーの活用

水素エネルギーの活用は、環境負荷の低減や新たなエネルギー供給源の確保に加え、幅広い産業への波及などの経済効果、災害発生時の電力源としての活用など様々な効果を生む。特に燃料電池*の技術や活用では日本が世界をリードする存在となっており、国や都においても導入・活用への取組が進められている。

▼水素エネルギーの普及対象



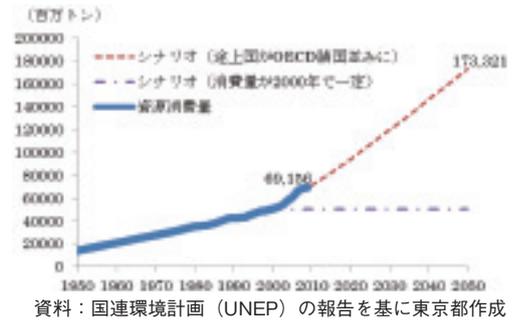
出典：東京都「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」資料

資源循環分野

■ 世界的な資源消費の問題

世界の資源消費（化石燃料、金属鉱物のほか食糧の消費を含む。）を見ると、2009年の資源消費量は2000年と比較して約4割増加している。仮に、途上国が先進国（OECD諸国）並みに資源を消費するようになった場合、2050年時点での世界の資源消費量は倍増するとの推計もなされている。

▼世界の資源消費量の推移と今後の見込み

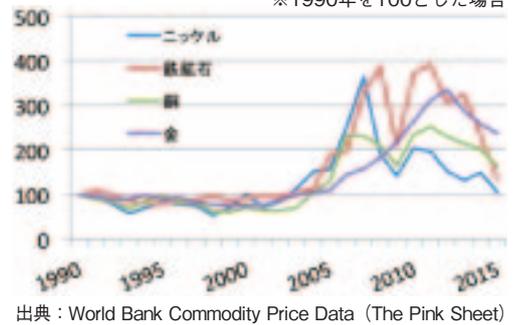


■ 資源利用に伴うリスクの高まり

資源価格の変動幅は大きいですが、1990年代までと比較すると概して上昇傾向にある。産出国が限られるレアアース*などの資源の場合、産出国が輸出量を制限するなどの資源の囲い込み*も発生している。

▼資源価格のトレンド（金属）

※1990年を100とした場合



■ 資源利用等に関する最近の動向

2015年6月に開催されたG7エルマウ・サミットの首脳宣言では、「資源効率性のためのG7アライアンスの設立」が盛り込まれたほか、海ごみ*の問題にも言及されるなど、資源の有効利用と環境負荷の低減が大きなテーマとなった。

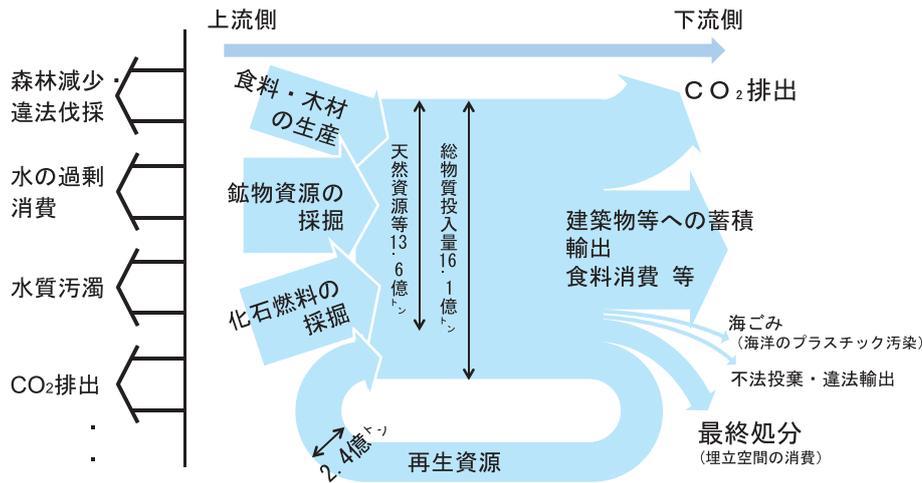
2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる「持続可能な開発目標（SDGs）」では、目標12として「持続可能な消費・生産のパターンを確保する」ことが掲げられている。特に食品廃棄物の削減の問題が世界的な課題として述べられている。

2010年に国際標準化機構（ISO）が発行したISO26000は、企業・組織の社会的責任に関する国際規格であり、全ての組織体の社会貢献により持続可能な発展を実現することが最大の目的とされている。現在、この規格の実践・普及をサプライチェーン全体を通じて支援するための「持続可能な調達*」に関する規格（ガイドライン）ISO20400の策定に向けた作業が進められている。

■ 日本の資源利用の現状

現在、我が国は年間約14億トン（2012年値）の天然資源を消費し、その約6割を輸入に依存している。2000年度の消費量と比較し、約3割減少しているが、輸入割合は、約4割から約6割に増加した。一方、一度使用した資源の再利用（循環利用）量は約2.4億トンと、年間総物質投入量の約1割にとどまっている。

▼我が国における物質フロー（2012年度）



資料：平成27年版環境白書（環境省）を基に東京都作成

我が国の経済活動は、大量の天然資源の利用に支えられているが、その採取、消費に伴い、天然資源の減少に加え、水質汚濁、温室効果ガス排出等の環境負荷が増大している。また、廃家電等が違法に収集され、有害物質等が除去されずに海外輸出される事例、海ごみによる海洋生態系へのプラスチック汚染など、世界的な環境汚染も懸念されている。

資源は循環利用を行い、廃棄物の発生量を最小化した上で、焼却、破砕等の中間処理を経て最終処分される。今後、大量に廃棄物を発生する都市部周辺において新しい最終処分場を確保することは困難であり、最終処分場の延命化は大きな課題である。

▼最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（全国）



出典：環境省「平成27年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

生物多様性分野

■ 生物多様性への国際社会の関心の高まり

1992年に生物多様性条約が採択されて以降、各国で生物多様性の保全に対する取組が進んできている。2002年には、生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）において「2010年目標」が、2010年に名古屋市で開催されたCOP10では、その次の目標として「生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）」が採択されている。

▼生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標

生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）

■ 長期目標（Vision） <2050年>

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission） <2020年>
生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

<p>目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。</p> <p>目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家鑑定、報告制度に組み込まれる。</p> <p>目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・運用される。</p> <p>目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。</p> <p>目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。</p> <p>目標6：水産資源が持続的に漁獲される。</p> <p>目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。</p> <p>目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。</p> <p>目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。</p> <p>目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。</p>	<p>目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。</p> <p>目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。</p> <p>目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。</p> <p>目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。</p> <p>目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。</p> <p>目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。</p> <p>目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。</p> <p>目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。</p> <p>目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。</p> <p>目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。</p>
--	--

資料：環境省

出典：環境省「平成24年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

都市における生物多様性確保の可能性や地方自治体の役割の重要性については、2008年のCOP9の前後から徐々に認識が高まり、COP9と同時に「都市と生物多様性市長会議」が開催され、28か国から46都市の自治体が参加した。

COP10では「生物多様性国際自治体会議」が併催され、30か国・249団体の参加を得て「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決定した。そしてCOP10においても「準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」が採択され、地方自治体の生物多様性への取組が奨励された。

■ 生物多様性への国内対応状況

C O P 10での愛知目標の採択を受け、改定された新国家戦略「生物多様性国家戦略2012-2020」(2012年)は、日本の愛知目標の達成に向けたロードマップを提示しており、それぞれの項目に進捗を把握するための指標が設定されている。各数値目標の最新データを環境省が発表しているが、それによると、「生物多様性」という言葉の認知度は2012年度に55.7%であったのに対し、2014年度は46.4%と低下している(目標は75%以上)。

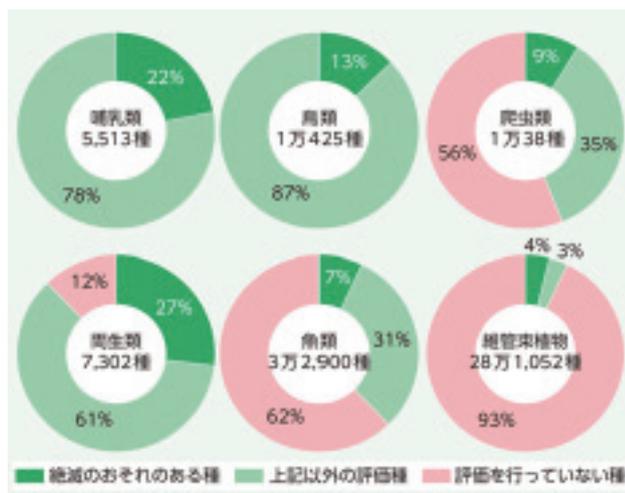
一方、C O P 8での「民間参画宣言」以降、国内においても2009年に「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定し、企業等の取組を促してきた。現在、民間でも自主的な取組が進みつつあり、C O P 10前後に設立された「企業と生物多様性イニシアティブ(J B I B)」や「生物多様性民間参画パートナーシップ」などのネットワークに、多くの企業が参加している。

■ 絶滅危惧種の状況

国際自然保護連合(I U C N)は、世界の生物種の絶滅のおそれを調査し、毎年「絶滅のおそれのある野生生物のリスト(レッドリスト)」を作成している。既知の約175万種のうち、約8万種について評価され、そのうちの約3割が絶滅危惧種として選定されている。2015年11月のレッドリスト改定では、既に絶滅したと判断された種は903種となっており、過去100年での絶滅のスピードはこれまでの地球史の1,000倍以上になると言われている。

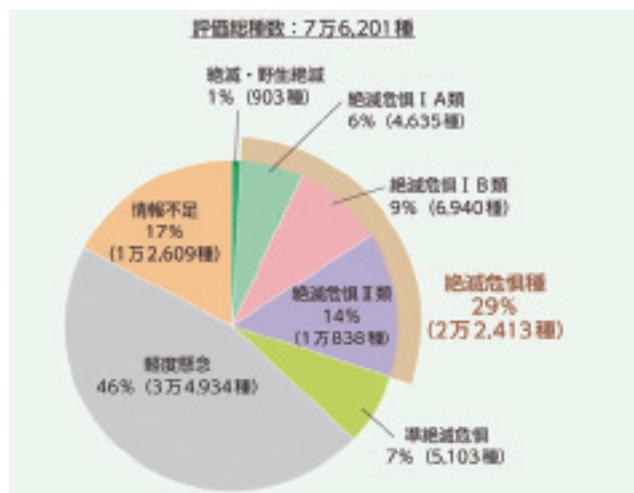
環境省では、日本に生息又は生育する野生生物を対象としてレッドリストを公表している。絶滅のおそれのある種として「環境省レッドリスト2015」に掲載された種数は10分類群合計で3,596種であり、2006年度から2007年度までに公表した第3次レッドリストから441種増加している。

▼主な分類群の絶滅危惧種の割合



出典：環境省「平成27年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

▼評価した種の各カテゴリーの割合



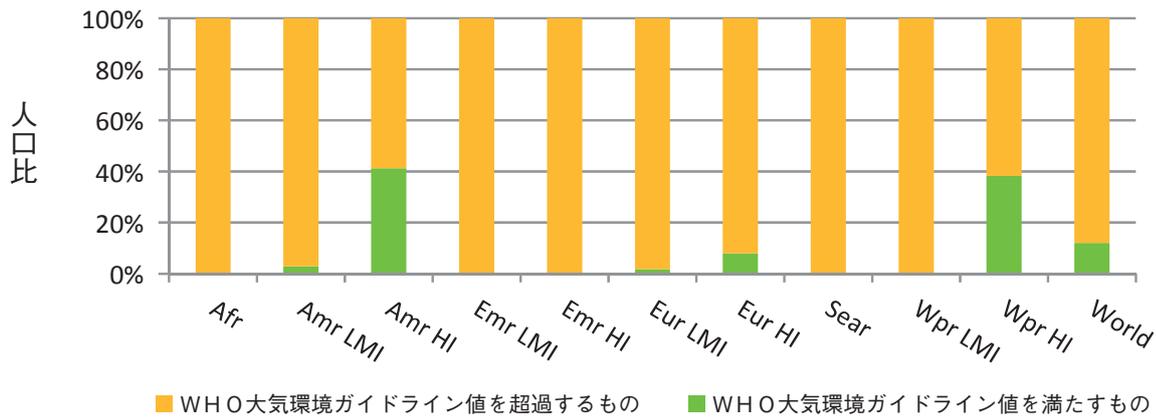
出典：環境省「平成27年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

大気環境分野

■ 世界の大気汚染の状況

世界の多くの都市の大気環境は、PM2.5など、世界保健機関（WHO）の大気環境ガイドラインが求めるレベルに達しておらず、肺がんや心臓疾患、ぜん息、その他疾病にかかるリスクが依然として存在している。

▼都市人口比のPM年平均値におけるWHO大気環境ガイドラインの達成状況



Afr：アフリカ、Amr：北米・中南米、Emr：東地中海（主に中東）、Eur：欧州、Sear：南（東）アジア、

Wpr：西太平洋、LMI：低・中所得地域、HI：高所得地域

※WHO大気環境ガイドライン値 PM10の年平均濃度：20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、PM2.5の年平均濃度：10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

出典：WHO「WHO's Ambient Air Pollution Database -Update 2014」

光化学オキシダント濃度についても、WHOのガイドライン値に比べ、いまだ高い状況で推移している地域が見られる。国内でも、光化学オキシダントの環境基準を達成する測定局は1%に満たない状況が継続している。

なお、欧米では、光化学オキシダント濃度の目標や基準として8時間値を用いて3年間で評価し、対策を進めている。米国では、最新の科学的知見に基づき、2015年に新たな基準値を設定した。

国連の持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

2015年9月、国連総会において、ミレニアム開発目標に代わる2030年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。これは、先進国を含む全ての国に適用され、今後世界が持続可能な発展を続けていくための指針となるものである。

SDGsは、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、従来からの課題である途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものである。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動への対処、海洋・海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっている。

▼「持続可能な開発目標」における17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

このアジェンダでは、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。」と述べられており、スポーツの役割が明確に盛り込まれ、東京2020大会及び大会を契機とした「持続可能性」への取組も当然に求められている。

3 東京が目指す将来像

第1 都の環境政策が目指すべき東京の都市像

都は2014年12月に「東京都長期ビジョン～「世界一の都市・東京」の実現を目指して～」を策定し、東京の将来像や、環境分野を含む幅広い政策の展開について示している。

本計画では、この長期ビジョンの考え方や政策展開を踏まえながら、環境政策をより進化・発展させ、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、「最高水準の都市環境の実現」、「サステナビリティ」、「連携とリーダーシップ」の視点を踏まえ、政策展開を図っていく。

(1) 「東京都長期ビジョン」が描く東京

長期ビジョンでは、「誰もが幸せを実感できる都市、誰もがそこに住み続けたいと思う都市こそが、真に魅力的な世界一の都市である」と位置付けている。そして、世界中の都市がしのぎを削っている昨今の状況下で、東京は様々な分野や指標でロンドン、ニューヨーク、パリにも勝る最高の水準を目指す必要があると述べている。

そのために取り組むこととして、まず「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」が述べられ、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として都市基盤の充実を図るなど、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

次に「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展を実現」が挙げられ、少子高齢・人口減少社会の到来、首都直下地震の脅威など、東京が直面する課題に対して長期的な視点で解決に取り組むとしている。

長期ビジョンでは、環境分野でもこうした考え方に立って政策展開が示されており、本計画では、これを踏まえた上で「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指していくこととする。

(2) 「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指して

長期ビジョンで示した「真に魅力的な世界一の都市」を実現する上で、環境は極めて重要な分野である。都民の快適な生活や事業者の活発な活動は、大気・水・緑などの都市環境やエネルギー供給によってその根幹が支えられているからである。

東京2020大会の開催においても、環境への取組は欠かせないものとなっている。あわせて、大会後を見据え、都民に環境面での良質なレガシーを残していくことも重要である。

さらに、首都東京が今後とも持続的に成長・発展していくためには、気候変動や大気・水、廃棄物などの環境課題の解決が不可欠であり、経済成長と両立させながら積極的な政策展開を行うことが必要である。

本計画では、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」や、COP21において採択された「パリ協定」など、最近の世界動向を踏まえ、東京2020大会とその後を見据えた先進的な環境・エネルギー施策を積極的に展開することを示していく。

(3) 目標の実現に必要な要素・視点

「世界一の環境先進都市・東京」の実現に向けては、次に示す3つの要素・視点を踏まえて政策展開を図っていく。

① 最高水準の都市環境の実現

「世界一の環境先進都市・東京」の実現には、住み、働き、訪れる誰もが快適に感じる都市空間を実現する必要がある。大気・土壌・水などで良質の環境を実現することはもちろんであるが、自然環境・緑環境やエネルギーの利用に関しても高いレベルを目指していく。

② サステナビリティ

今後の環境政策においてはサステナビリティ（持続可能性）が極めて重要な要素となる。地球規模の課題である気候変動への対応だけでなく、大気・土壌・水などの良好な環境を実現・維持していくことや、食糧・燃料・鉱物などの資源を効率よく利用していくことなども必要である。東京が日本の首都として今後も発展・成長を続けていくために、サステナビリティを計画に組み込んでいく。

なお、気候変動への対応については、ヒートアイランド現象とあいまって生じる暑熱環境、集中豪雨などの異常気象の多発、熱帯性の感染症の発生などへの対策（適応策）についても組み込んでいく。

③ 連携とリーダーシップ

大気質の問題や気候変動の問題を見れば明らかなように、環境問題は都の行政だけで解決できる問題ではない。エリアで言えば、首都圏や日本全体、ひいては地球規模での取組が必要であり、活動主体で言えば、都民や事業者、NGO／NPOなど、あらゆる主体が問題の解決に参画していくことが必要である。

多様な主体と連携を図ること、加えてその中で都がリーダーシップを発揮することが今後の環境問題の解決を進める上で大きなカギとなる。

第2 今後の政策の柱

(1) 新たな計画における政策の柱

東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、次の5つを政策の柱と位置付け、施策を展開していく。

① 《スマートエネルギー都市の実現》

省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入の取組や水素エネルギーの活用により、低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市を実現する。

② 《3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進》

廃棄物の3R・適正処理を促進させて、サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」を推進する。

③ 《自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承》

自然環境の保全・緑の創出により、自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境を実現し、次世代に継承する。

④ 《快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保》

快適な大気環境、良質な土壌と水循環を確保し、都民や東京を訪れる人々に提供する。

⑤ 《環境施策の横断的・総合的な取組》

国内外の都市との連携・交流・協力を進めるほか、区市町村や都民、企業、NGO/NPOなどと協働して環境政策を横断的・総合的に進める。

(2) 施策展開において留意すべき事項

上に示した政策の柱に基づき具体的な都の施策を展開するに当たり、次の点に留意していく。

① 経済成長と環境政策の両立

首都である東京はこれからも日本のエンジンとして活発な経済活動が行われる都市でなければならない。東京が持続的に発展を続けるためには、環境政策と経済成長が両立することはもちろん、相互に良い影響をもたらすように施策を構築・展開していくことが重要である。

② 東京2020大会後を見据えた環境レガシーの形成

東京2020大会では最大限の環境配慮が求められており、この大会の成功に向けて積極的に環境施策を推進する必要があるが、大会後においても、こうした施策やその成果が継続・発展するよう、中長期的視点に立って戦略的に政策展開を図ることが重要である。

③ 持続可能な都市の実現に向けた新たな価値観の創出

気候変動問題の解決や資源の循環利用の推進に向けて、都民や事業者がこれまで続けてきた習慣や行動様式を変えていくことも必要となる。そのためには、今までにない新たな価値観やライフスタイルを生み出していく視点も重要である。

加えて、経済成長と両立した環境政策を展開し、様々な政策目標を効果的に実現していくためには、ビジネスという観点も欠かせない。既存のビジネスに環境の配慮を組み込んでいくことに加え、近年の「グリーン金融」などの動向も踏まえて、新たなビジネスモデルの創造・育成についても、留意する必要がある。

第3 政策目標の設定

長期ビジョンにおいて設定した政策目標との整合や、東京2020大会の開催等を踏まえて、2020年と2030年をターゲットとした政策目標を設定した。

各分野での目標設定に当たっては、中長期的・戦略的な政策展開を図る観点から、できる限り高い目標を掲げた。あわせて、都民や事業者などに対して、分かりやすく説明していくため、達成に向けたロードマップを示した。この目標については、達成状況を毎年度公表するとともに、結果を検証し、施策に反映していく。



今後の環境政策の方向性

スマートエネルギー 都市の実現

- 1 省エネルギー対策・
エネルギーマネジメント等の推進
- 2 再生可能エネルギーの導入拡大
- 3 水素社会実現に向けた取組

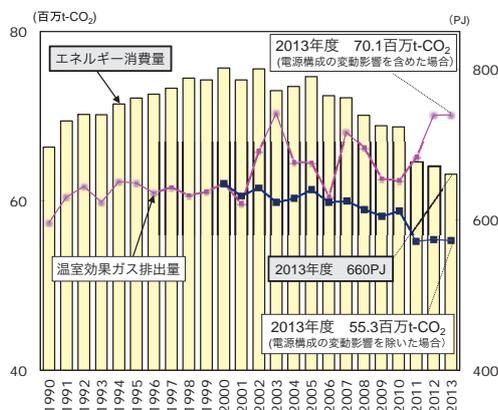
1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進

これまでの取組と課題

■ 都内エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の動向

- ▶ 都はこれまで、大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の導入や、中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度*等を活用した省エネ促進策等、気候変動対策に先導的に取り組んできた。
- ▶ また、東日本大震災後の深刻な電力不足を契機として、エネルギー利用の高効率化・最適化を図るエネルギーマネジメントの推進、コージェネレーションシステム(CGS)*等の自立分散型電源の普及拡大などを進め、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する「スマートエネルギー都市」の実現に向けた施策を展開している。
- ▶ この結果、2013年度(速報値)の都内エネルギー消費量は660PJと、2000年度比で18%減少している。
- ▶ 一方で、2013年度(速報値)の温室効果ガス排出量は70.1百万t-CO₂で、2000年度比13%増加している。
- ▶ エネルギー消費量が着実に減少する一方で、東日本大震災以降の火力発電所の稼働増に伴うCO₂排出係数*の悪化により、温室効果ガス排出量が増加している状況である。
- ▶ 都内最終エネルギー消費と都内総生産との関係では、2001年度以降、両者の分離傾向(デカップリング*)が進んでいる。持続可能で活力のある都市の実現に向けて、今後もエネルギー消費量の削減と経済成長との両立を更に進めていく必要がある。

▼エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の推移



▼都内に供給される電気のCO₂排出係数



▼エネルギー消費量と経済成長の関係



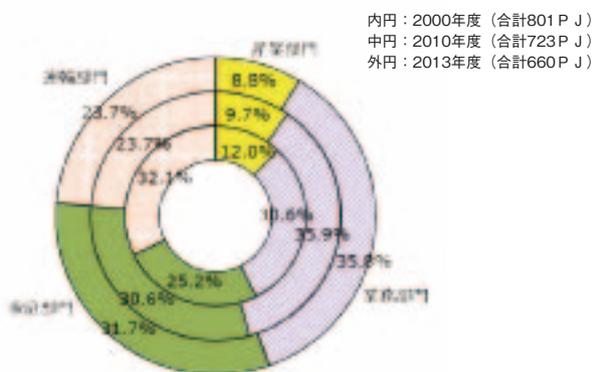
■ 部門別エネルギー消費量の動向

- 2013年度のエネルギー消費量は、2000年度比で見ると産業部門及び運輸部門は減少、業務部門は微減、家庭部門は増加している。
- 構成比では、業務部門と家庭部門の割合が高まっており、両部門に対する更なる取組の推進を図っていく必要がある。

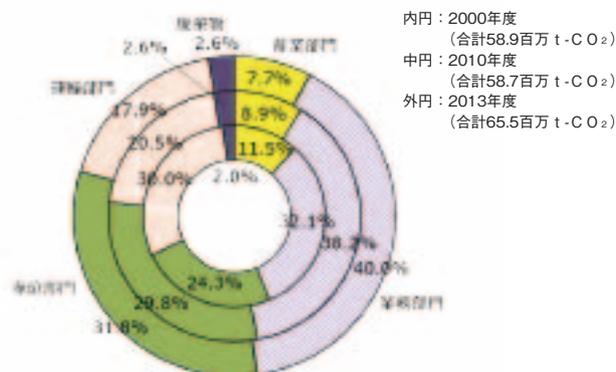
		消費量 (ペタジュール換算)						2013年度の伸び率 (%)		
		2000	2005	2010	2011	2012	2013	2000	2010	2012
エネルギー消費量 (PJ)	産業部門	96.5	80.8	70.4	63.3	61.2	57.8	△40.1	△17.8	△5.5
	業務部門	245.3	273.7	259.7	232.9	236.6	236.6	△3.5	△8.9	0.0
	家庭部門	202.1	217.0	221.4	211.9	212.5	209.4	3.6	△5.4	△1.4
	運輸部門	257.4	218.5	171.6	168.7	160.9	156.6	△39.2	△8.8	△2.7
	エネルギー消費量計	801.3	790.1	723.1	676.7	671.1	660.4	△17.6	△8.7	△1.6

(注) 電力については、二次エネルギー換算により算出している。

▼エネルギー消費量の部門別構成比



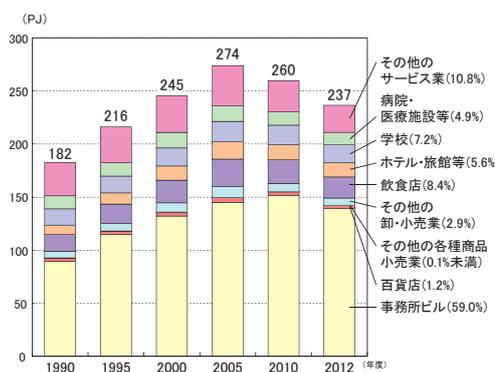
▼CO₂排出量の部門別構成比



■ 産業・業務部門の動向

- 大規模事業所では、キャップ&トレード制度による対策推進等により、2014年度実績でCO₂を基準排出量※比で25%削減するなど、省エネ対策が大幅に進展している。
- 中小規模事業所では、事業所の自主的な取組を支援する省エネ促進策等により、2010年度から2014年度までにCO₂排出量を13%削減している（地球温暖化対策報告書提出事業所の実績）。

▼業務部門の建物用途別最終エネルギー消費



▼キャップ&トレード制度対象事業所の総CO₂排出量の推移



▼地球温暖化対策報告書提出事業所のCO₂排出量の推移



- ▶ 産業部門では、製造業における最終エネルギー消費の減少傾向が継続しており、部門全体でも減少傾向にある。
- ▶ 業務部門では、事務所ビルの増加により、部門全体の延床面積の増加傾向が見られるが、事業所の省エネ対策が進展したこと等により、最終エネルギー消費は2007年度以降減少傾向にある。

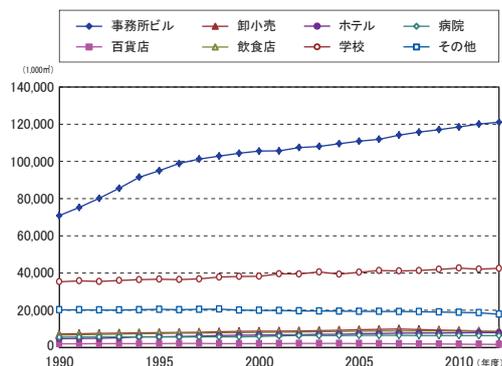
■ 家庭部門の動向

- ▶ 家庭部門では、省エネアドバイザーの各戸訪問によるアドバイス、省エネ診断員による省エネ診断等の実施により、各家庭に対する個別の働き掛けを進めており、省エネ・節電の意識の向上、自主的な省エネ行動の定着を図っている。
- ▶ また、家庭における創エネ機器やエネルギーマネジメントシステムの導入を支援するなど、エネルギー利用の高効率化・最適化を促進している。
- ▶ 家庭部門の最終エネルギー消費は、1990年度以降増加傾向にある。要因の一つとして世帯数の増加があり、特に単身世帯数の増加傾向が顕著である。

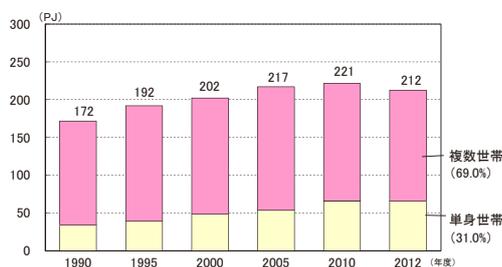
■ 運輸部門の動向

- ▶ 都はこれまで、環境負荷が少なく、効率の高い自動車使用を実践し、誰もが安全で快適な移動環境を享受できる都市の実現を目指し、自動車交通量の抑制、環境負荷の少ない自動車使用への転換等、持続可能な環境交通施策を展開してきた。
- ▶ 特に、運輸部門のCO₂排出量の約8割を占める自動車については、低公害・低燃費車の導入促進や物流効率化対策等、重点的に対策を推進している。また、環境負荷の少ない移動手段として、公共交通機関に加え、自転車の利用促進に向けた取組を進めている。
- ▶ 運輸部門の最終エネルギー消費は、都内自動車走行量の減少や実走行燃費の改善が見られていることから、減少傾向が継続している。

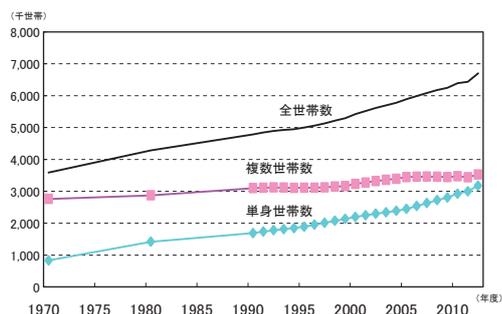
▼業務部門の業種別延床面積の推移



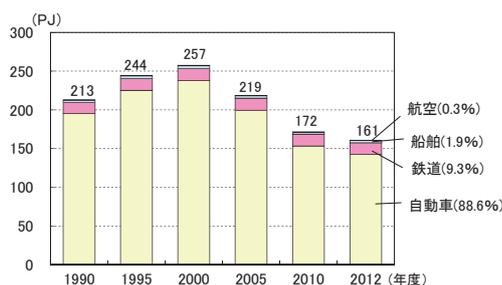
▼家庭部門の世帯種別最終エネルギー消費



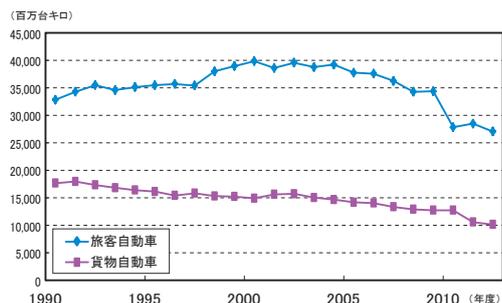
▼都内世帯数の推移



▼運輸部門の運輸機関別最終エネルギー消費



▼都内自動車走行量の推移



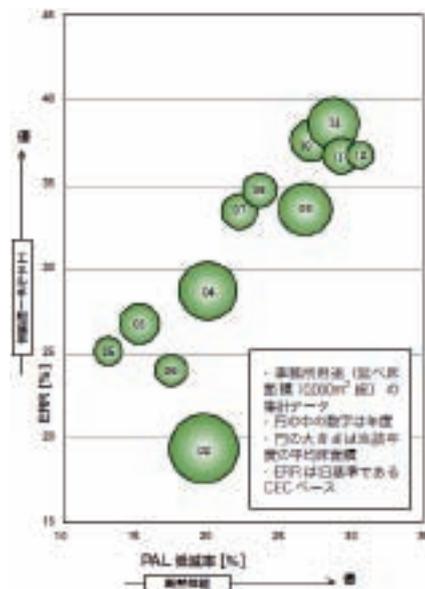
■ 都市づくりにおける対策

- ▶ 建築物の新築や都市再開発において、建築物環境計画書制度*、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度*、都市再生特別地区*、都市開発諸制度*等により、開発段階からのCO₂削減対策を推進してきた。
- ▶ また、大規模なエネルギー需要の生じるビルや地域等において、BEMS*や高効率なCGSの導入、エネルギーの面的利用を支援することにより、地域でのエネルギー利用のスマート化、防災力の向上を促進している。

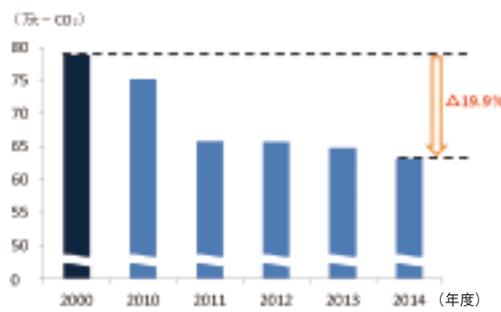
■ 都庁自らの対策

- ▶ 都は、都庁施設における率先行動として、2012年3月に「温室効果ガス削減都庁行動計画」を策定し、積極的な対策を推進してきた。
- ▶ 知事部局等からの温室効果ガス排出量の2014年度排出実績では、2000年度比で19.9%の削減となり、目標（2014年度に2000年度比で20%の削減）をほぼ達成した。

▼非住宅建築物における省エネ性能の推移



▼知事部局等温室効果ガス排出量



あるべき姿

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

- 産業・業務部門においては、事業者規模の大小にかかわらず、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている。
- 家庭部門においては、各世帯での省エネ行動が定着するとともに、高効率な空調・給湯器や創エネ・エネルギーマネジメント機器、環境性能の高い住宅が広く普及することにより、省エネルギー化が図られている。
- 運輸部門においては、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車等が広く普及し、低炭素化が一層進展するとともに、交通渋滞の緩和や地域交通における環境負荷低減が進んでいる。
- 建築物においては、新築・既築にかかわらず、環境性能の高いグリーンビルディングが普及し、ZEB※化建築物の普及に向けた取組が本格化している。
- CGSなどの分散型電源の導入や地域におけるエネルギーの面的利用が進展し、熱利用を含めた効率的なエネルギー利用が実現するとともに、災害や停電などに対する防災力が向上している。



目標

- ◆ **2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する。**
 - ・ 産業・業務部門において、20%程度削減（業務部門で20%程度削減）
 - ・ 家庭部門において、20%程度削減
 - ・ 運輸部門において、60%程度削減
- ◆ **2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減する。**
 - ・ 産業・業務部門において、30%程度削減（業務部門で20%程度削減）
 - ・ 家庭部門において、30%程度削減
 - ・ 運輸部門において、60%程度削減
- ◆ 2030年における都内の次世代自動車等（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及割合を、乗用車で8割以上、貨物車で1割以上に高める。
- ◆ 都内の業務用コージェネレーションシステムの導入量を、
 - ・ 2024年までに60万kWに高める。
 - ・ 2030年までに70万kWに高める。
- ◆ 都内の代替フロン※(HFCs)の排出量を、
 - ・ 2020年度までに2014年度値以下とする。
 - ・ 2030年度までに2014年度比35%削減する。

温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標の考え方

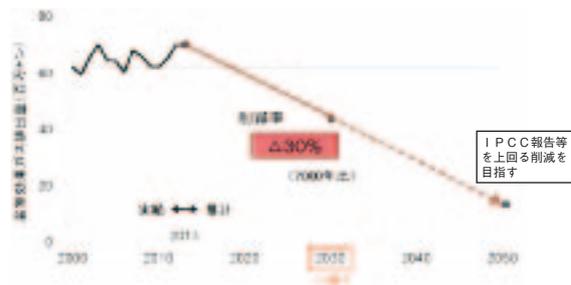
◆ 長期的に求められる温室効果ガス削減の目標水準

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（2014年10月）は、「2100年までの気温上昇を産業革命前に比べ2℃未満に抑えるためには、2050年に世界全体で2010年比40～70%の温室効果ガス排出削減が必要である」と指摘
- G7エルマウ・サミット（2015年6月）では、「2050年までに世界全体の温室効果ガスを2010年比40～70%の幅の上方で削減する」ことを含む首脳宣言を採択
- 東京でも、2050年までに2010年比40～70%を上回る削減を目指すことが必要

◆ 東京の新たな目標設定の考え方

- 温室効果ガス排出量については、上記の長期的な目標水準を踏まえつつ、都民・事業者の取組を促す中期的な通過点として、2030年の削減目標を設定
- エネルギー消費量については、温室効果ガス削減目標の達成に必要な水準で省エネルギー目標を設定

▼東京の温室効果ガス削減イメージ



◆ 目標達成に向けて各部門が目指す取組水準を示すため、部門別目標を設定

- まず、新規の対策を想定せず、経済活動や人口の増減等を考慮した場合のエネルギー消費の変化量を部門別に推計
- 次に、温室効果ガス削減目標の達成に必要なエネルギー消費の削減量（省エネ対策、再生可能エネルギー・水素エネルギーの利用拡大の効果）を部門別に積上げ
- 算定された2030年のエネルギー消費量をCO₂排出量に換算するとともに、フロン対策効果等を考慮し、全ての温室効果ガス排出量を積上げ

▼温室効果ガス排出量の推計結果

単位：百万トンCO₂eq

	2000年	2013年 (速報値)	2030年 (目安)	部門別目標 (2000年比)	2013年比 (参考)
エネルギー起源CO ₂	57.7	63.8	38.8		△39%
産業・業務部門	25.7	31.3	20.1	20%程度削減	△36%
産業部門	6.8	5.1	4.2		△18%
業務部門	18.9	26.2	16.0	(20%程度削減)	△39%
家庭部門	14.3	20.8	11.1	20%程度削減	△47%
運輸部門	17.6	11.7	7.6	60%程度削減	△35%
その他ガス	4.4	6.3	4.9		△22%
温室効果ガス排出量計	62.1	70.1	43.7		△38%

注1) 2030年の電気のCO₂排出係数については、政府の長期エネルギー需給見通し（2015年7月）を踏まえた電力業界の自主目標値0.37kg-CO₂/kWhを採用（都内全電源平均のCO₂排出係数は、2000年：0.328、2013年：0.521kg-CO₂/kWh）

注2) その他ガスは、非エネルギー起源CO₂・メタン（CH₄）・酸化二窒素（N₂O）・代替フロン等4ガス（HFCs・PFCs・SF₆・NF₃）

▼エネルギー消費量の推計結果

単位：PJ（=10¹⁵J）

	2000年	2013年 (速報値)	2030年 (目安)	部門別目標 (2000年比)	2013年比 (参考)
産業・業務部門	342	294	246	30%程度削減	△17%
産業部門	97	58	57		△2.1%
業務部門	245	237	189	(20%程度削減)	△20%
家庭部門	202	209	144	30%程度削減	△31%
運輸部門	257	157	105	60%程度削減	△33%
エネルギー消費量計	801	660	495		△25%

施策の方向性

(1) 大規模・中小規模事業所における対策（産業・業務部門対策）

産業・業務部門においては、これまでも国や他の自治体に先駆けた取組により、大きな成果を挙げている。引き続き事業者の自主的・積極的な取組を促しつつ、経済成長と両立を図りながら、省エネ対策を強力に推進していく。

■ 大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の着実な運用

2010年度に開始した大規模事業所に対するキャップ&トレード制度は、高い実効性を発揮しており、現在第2計画期間（2015年度から2019年度まで）に入っている。これまで、低炭素電力の選択にインセンティブを与える仕組みを組み込むなどの変更を行っており、今後も、次の計画期間に向けてより効果的な仕組みとなるよう改善を進め、引き続き制度を運用していく。

■ 中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度の運用

地球温暖化対策報告書制度については、引き続き、業界と連携した広報等を通じて制度の周知を図るとともに、取組成果の高い事業所の公表等、事業者の取組意欲を喚起する効果的な運用を進めていく。

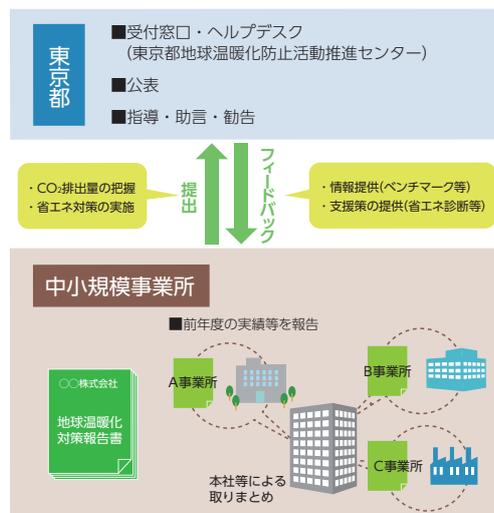
■ 中小規模事業所等の取組支援

人材や資金面などで課題を抱える中小規模事業所等が、一層の温室効果ガスの削減に取り組めるようにするための環境づくりが重要である。省エネ診断や低炭素ベンチマーク*などを通じた情報・ノウハウの提供を継続するとともに、まずは高い取組効果が見込まれる対策をターゲットとした支援・助成を進めていく。

▼キャップ&トレード制度の概要

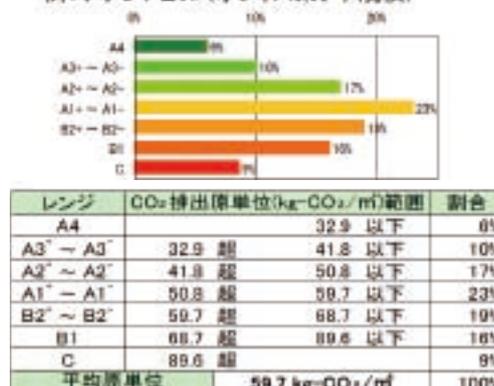
対象となる事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間1500kL以上の事業所
総量削減義務の対象ガス	燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO ₂
削減計画期間	第1計画期間：2010～2014年度 第2計画期間：2015～2019年度以降、5年度ごとの期間
削減義務率（基準排出量比）	第1計画期間：6%又は8% 第2計画期間：15%又は17%
義務履行手段	(1) 高効率な設備・機器への更新や運用対策等により自らで削減 (2) 排出量取引により調達

▼地球温暖化対策報告書制度のイメージ



▼低炭素ベンチマーク

例：テナントビル(オフィス系、中規模)



■ 環境性能評価の普及促進

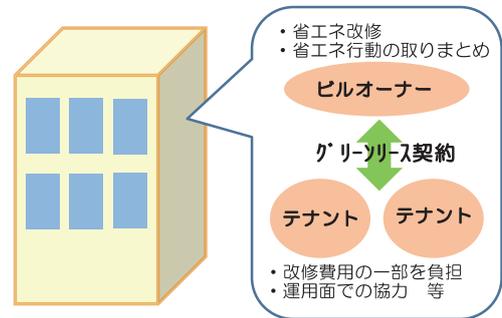
中小テナントビルにおいては、省エネ化の効果である光熱費等の削減は主にテナントが享受するため、ビルオーナー側に省エネ化への意欲が生まれにくい。

都では、中小テナントビルの省エネレベルを「見える化」した「カーボンレポート※」を提供しているが、今後はこのカーボンレポートを一層積極的に活用するよう不動産市場等に強く働き掛けていく。

また、ビルオーナーとテナントが協働して省エネ行動・省エネ改修に取り組む仕組み（グリーンリース※）についても、普及を促進していく。

こうした取組を通じて、不動産市場等において低炭素ビルが積極的に評価される仕組みの構築を促していく。

▼グリーンリースのイメージ



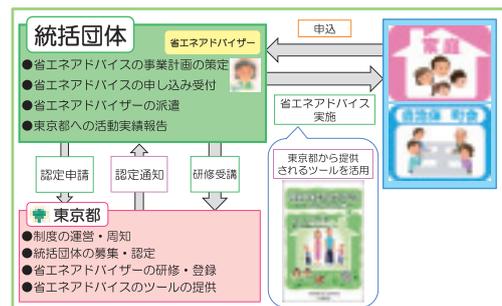
(2) 家庭部門への対策

家庭部門では、世帯の特性に応じた省エネ行動を促進するほか、エネルギーマネジメントの導入、高効率な省エネ機器への転換、住宅の断熱性向上を進めることなどにより、ソフト・ハード両面から強力に対策を推進していく。

■ 省エネ・節電行動の推進

家庭における省エネ行動を推進していくためには、世帯の特性に応じた具体的なノウハウを提供していくことが重要である。都が作成している家庭向けベンチマークを活用して省エネアドバイスの充実を図るほか、区市町村と連携して省エネアドバイザーの一層の活用を図るなど、実践行動につながる施策を推進していく。

▼家庭の省エネアドバイザー制度



■ 創エネ・エネルギーマネジメントの推進

電力使用状況が見える化し、需給の最適制御を行うエネルギーマネジメントシステム（HEMS※・MEMS※等）は、創エネ・蓄エネ機器と組み合わせることで、より高い効果を発揮する。太陽光パネルや家庭用燃料電池、蓄電池などの設置促進と併せて、エネルギーマネジメントの導入を推進していく。

▼スマートハウス（イメージ）



出典：東京都長期ビジョン

■ 住宅の省エネ性能向上

家庭部門のエネルギー消費を削減するためには、住宅の断熱性や気密性の向上が欠かせない。既存の住宅では、リフォーム時に断熱性能の高い建材等を利用することで、省エネ性能を大きく向上させることができるため、省エネリフォームへの助成などを通じ、省エネ性能の向上を進めることが重要である。

新築戸建等住宅においては、住宅への省エネ基準適合義務化を見据え、省エネ高水準住宅に関する情報提供を進めることなどにより、市場における認知・普及を促していく。

▼高水準住宅（イメージ）



出典：国土交通省資料

(3) 運輸部門への対策

都内全体のCO₂排出量の約2割を占める運輸部門においても、引き続きCO₂削減を図っていく必要がある。次世代自動車をはじめとした環境性能の高い自動車の普及拡大を進めるとともに、効率的な自動車利用やエコドライブなどの取組を着実に推進していく。

■ 自動車環境性能対策

環境性能の高い自動車への転換を促していくため、低公害・低燃費車指定制度や、自動車を多く使用する事業者に対する特定低公害・低燃費車*の導入義務付け、中小事業者を対象とした補助・融資あっせん制度などを引き続き運用していく。

また、燃料電池自動車と並んで普及を進める電気自動車、プラグインハイブリッド自動車については、充電インフラの更なる整備も不可欠であり、集合住宅への設置促進など効果的な普及策を検討していく。

このほか、東京2020大会等に向けて、環境性能が高く誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）タクシーの普及促進など次世代自動車等の活用を進めるとともに、利用者側の認知度向上等による環境性能の高いバス・タクシーの利用の促進など、幅広い視点から検討を進めていく。

▼UDタクシー（イメージ）



出典：国土交通省ホームページ

▼環境性能の高いUDタクシー補助概要

対象者	タクシー事業者
対象車両	ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）であり、車椅子のまま乗車できるスロープ又はリフトを初度登録時に装備している車両
補助限度額	60万円/台 (国補助60万円との併用可能)
補助期間	2016年度から2020年度の5年間

■ 自動車環境管理計画書制度の推進

自動車環境管理計画書制度は、2011年度から第3期の計画期間に入っており、事業者が自主的にCO₂削減目標を設

定し、削減に取り組んだ結果、2013年度実績において対象事業者のCO₂排出量は基準排出量*比14.4%削減を達成している。2016年度から開始される第4期の計画期間においても、事業者の努力を積極的に評価する仕組みを導入するなど、更なる削減を促進していく。

■ 貨物輸送評価制度の運用

都は、2012年に導入した貨物輸送評価制度により、貨物輸送事業者によるエコドライブなどのCO₂削減への取組を定量的に評価している。今後は、環境配慮契約*の促進などで高い評価を受けた事業者が荷主に優先的に選択されるように、制度を通じた事業者の一層の取組を促していく。

■ エコドライブの推進

エコドライブは、急発進・急減速や不要なアイドリングを行わないなど、誰もが今すぐ実行できるCO₂排出量削減に即効性のある取組である。引き続き、九都県市と連携した講習会の実施などにより、広くドライバーへの普及啓発を図っていく。

(4) 地域環境交通施策の推進

都内の慢性的な交通渋滞は、改善の傾向は見られるもののいまだ解消されているとはいえ、都市機能や環境へ深刻な影響を及ぼしている。交通渋滞の解消に向けた道路ネットワークの形成や自動車利用の抑制、自動車に依存したライフスタイル・事業活動からの転換を促すことは、自動車からのCO₂排出量削減に寄与するだけでなく、交通の流れが円滑化された、快適で利便性の高い都市環境を実現する上で重要である。

■ 交通ネットワークの整備

都内の渋滞解消に向けては、首都圏三環状道路や骨格幹線道路等の整備事業、連続立体交差事業や橋梁整備りょうなどにより、道路ネットワークの形成を引き続き進めていく。また、交通結節点での乗換改善や都心と臨海副都心とを結ぶBRT*の導入等により、公共交通の利便性を高め、加えて燃料電池バスの積極的導入を図る等、環境負荷の少ない交通機関の利用を促進していく。

▼自動車環境管理計画書制度の概要

対象事業者	都内に事業所があり、30台以上の自動車を使用する事業者
計画期間	2016年度～2020年度までの5か年(第4期計画期間)
義務の内容	自動車環境管理計画書及び毎年度の実績報告書の提出
計画書の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標の設定 ・特定低公害・低燃費車の導入の取組 ・エコドライブの取組 ・自動車の使用の合理化の取組

▼貨物輸送評価制度ステッカー



▼連節バス



出典：東京都長期ビジョン

■ 自転車利用の促進

自転車は、身近で環境にやさしい交通手段であり、自転車利用者の安全性や快適性、利便性を高め、利用を更に促進していく必要がある。

都ではこれまでに、地域の道路事情に応じた整備手法により、都道における自転車走行空間の整備や、国道・都道・区市道等の自転車が走行しやすい空間を連続させた自転車推奨ルート[※]の整備などを推進している。今後、自転車が走行しやすい空間のネットワークをより一層充実させるため、区市等とも連携しながら、取組の都内全域への展開を検討していく。

自転車シェアリング[※]については、都市部の4区（江東区、千代田区、港区、中央区）が進める区境を越えた広域的な相互利用を支援するとともに、他の区市町村においても、地域特性を踏まえた普及等、更なる促進策を検討していく。

■ 効率的な物流対策の推進

都はこれまで、既成市街地等における商用車両の走行量抑制などを目的として、共同配送など物流効率化の取組を促してきた。

今後は、こうした取組に加え、安全で高効率な地区内物流システム（集配送の一元化等）を都市開発の中に組み入れるなど、民間事業者等に対するアドバイスなどにより、まちづくりの中に効率的な物流の視点が組み込まれるよう取り組んでいく。

また、貨物の大量輸送が可能なコンテナ輸送用はしけ[※]等によるモーダルシフト[※]を更に促進するなど、輸送効率の向上を図り、エネルギー消費を抑制する取組を進めていく。

(5) 都市づくりにおける低炭素化

東京では大規模なエネルギー需要のある都心部を中心に活発な都市再開発が進んでいる。オフィスやマンションなどの建築物や、大規模な再開発事業等において、計画段階からの省エネルギー対策や、再生可能エネルギー・分散型電源の導入等を促していくことが極めて重要である。

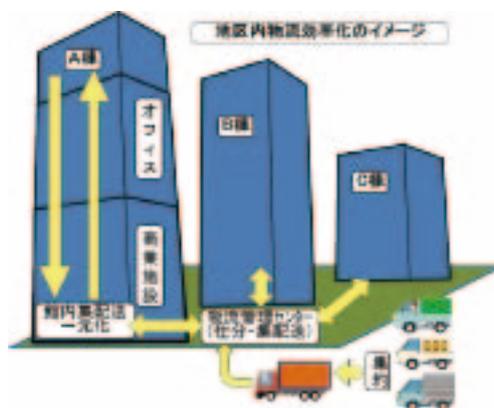
▼自転車シェアリングの広域化イメージ



▼環境に優しい交通行動



▼物流効率化（イメージ）



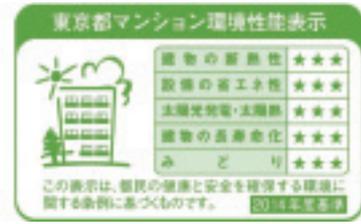
■ 建築物における環境配慮の推進

建築物は建築されると長期間にわたり使用されるため、新築・更新の機会を捉えて、エネルギー性能を向上させることが重要である。

エネルギー性能評価を重点に建築物環境計画書制度を改善することや、設計段階からの積極的な環境配慮措置を誘導する仕組みの導入を図ることにより、建築主等の環境配慮への取組を促進していく。

また、建物の環境指標が不動産市場で積極的に活用されるよう、ラベリング制度の充実強化など、市場関係者を巻き込む施策を展開していく。

▼マンション環境性能表示



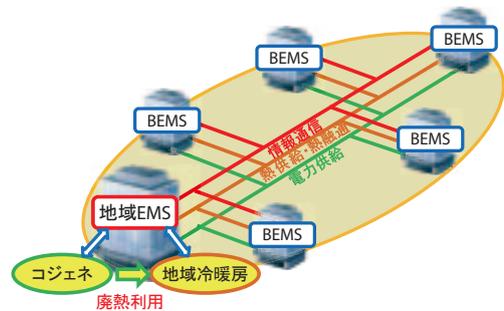
評価	説明
建築物の省エネ性	外壁・屋根、窓等の断熱性能の向上による建築物の省エネ性能を評価します。
設備の省エネ性	あらかじめ設置されている住宅設備のうち、エネルギー使用料の大きな給湯・床暖房・空調機について省エネ性能を評価します。
太陽光発電・太陽熱	太陽光発電設備および太陽熱利用設備の導入規模を評価します。
建築物の長寿命化	配管の維持管理のしやすさ、建物の劣化対策について評価します。
みどり	敷地や建物上の緑の量や質について評価します。

■ まちづくりと一体となったエネルギーマネジメントの推進

都では、東日本大震災後、電力供給体制の脆弱性が露呈したことを契機に、エネルギー効率と防災力の向上を図るため、CGSの導入を推進している。

今後は、一層の普及拡大とエネルギー効率の向上に向け、複数の建築物での利用を進めるなど、街区レベル・地区レベルでの利用を推進していくことが重要である。都市開発諸制度などの都市づくり手法も活用しながら、エネルギーの利用効率化を進めていく。

▼地域エネルギーマネジメントのイメージ



■ 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の活用

地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度では、大規模開発計画を作る早い段階で、エネルギーの有効利用に関する措置を求めている。また、地域冷暖房区域においては、毎年度、地域エネルギー供給実績報告書の提出を求め、エネルギー効率の向上を促進している。

今後も、計画書の相談や提出の機会を捉えて未利用エネルギー導入の検討を促すほか、指針・マニュアルを改訂するなど、制度の改善を図り、制度の一層の活用を進めていく。

▼地域におけるエネルギーの有効利用



■ 東京2020大会における対策推進

東京2020大会は、東京が目指す世界一の環境先進都市に向けて、持続可能な低炭素型都市のモデルを示し、実現していくための好機となる。そのため、大会施設等において省エネ・再エネ技術を積極的に導入し、エネルギー利用の効率化・最適化を進めていく。また、競技会場建設から廃棄物処理までのそれぞれの段階でCO₂排出の管理・抑制を進めていくなど、環境に配慮した持続可能な大会の実現に向けて、国や組織委員会などと連携し、都民や事業者を巻き込みながら、先駆的な取組を進めていく。

▼大会時の施設イメージ（2015年10月時点）



(6) 都有施設における率先行動

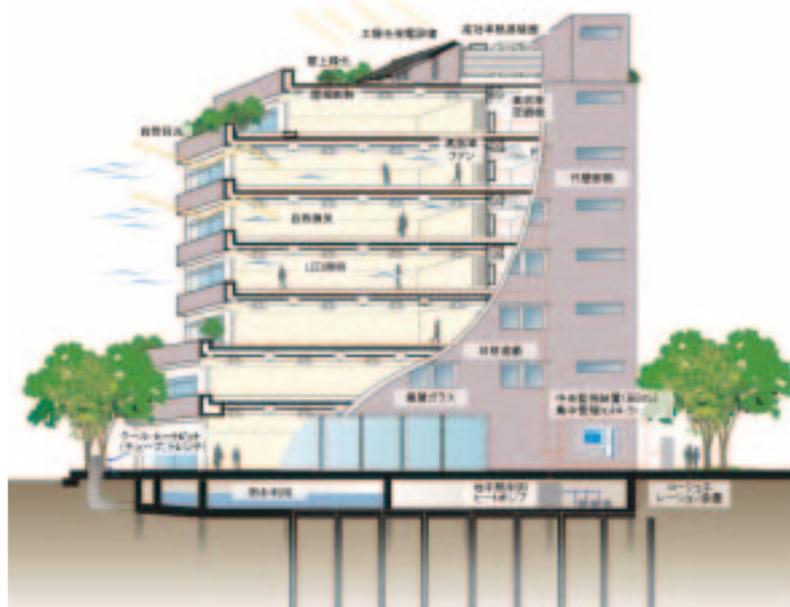
都は、一事業者として見た場合にも大量のエネルギーを消費する大規模需要家であり、率先して省エネルギー対策に取り組む必要がある。

2016年3月策定の「スマートエネルギー都庁行動計画」では、都庁の更なるスマートエネルギー化を進めるため、知事部局等の温室効果ガス排出量について、2019年度までに、2000年度比25%削減する目標を設定するとともに、エネルギー消費量を2000年度比25%削減、再生可能エネルギー（太陽光発電）を4,200kW新規導入する目標を新たに設定した。この目標実現に向け、今後、照明・空調の運用対策の徹底、LED化や高効率省エネ機器の導入推進、再生可能エネルギーの導入拡大など、率行的な取組を進めていく。都有施設の改築等においては、「省エネ・再エネ東京仕様^{*}」を適用し、建物の省エネルギー化を図るとともに、再生可能エネルギーの利用を促進していく。また、ZEBについても、具体的な施設における早期実現を目指して検討を進めていく。

あわせて、水道事業における「東京水道エネルギー効率化10年プラン」、下水道事業におけるエネルギー基本計画「スマートプラン2014」などに基づき、省エネルギー化を推進していく。

また、都が管理する信号灯器、道路・公園の照明等の設備についても、LED化を図ることなどにより、省エネルギー対策を進めていく。

▼省エネ・再エネ東京仕様（イメージ）



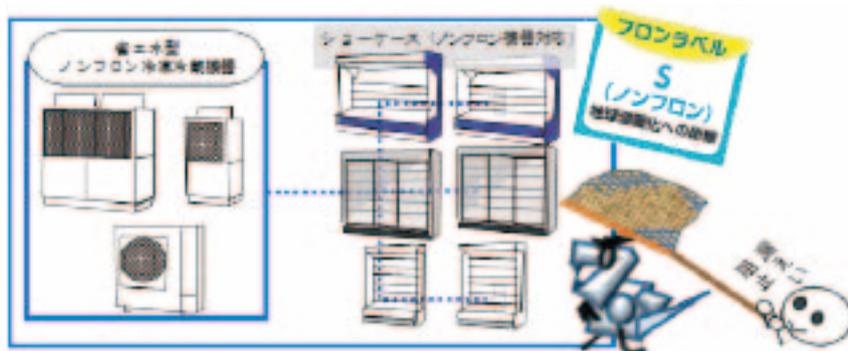
(7) その他温室効果ガス対策（フロン類対策の推進）

これまで、オゾン層の破壊防止の観点から、特定フロン*であるCFC、HCFCの生産・輸入が規制され、代替フロン（HFCs）への転換が図られてきた。しかし、HFCsは、CO₂の数百～1万倍の温室効果があり、排出量の急増が見込まれている。このため、2015年4月に施行されたフロン排出抑制法に基づき、機器からの漏えい防止や適切な回収処理、ノンフロン機器への転換を促進し、フロン類の大気中への排出を抑制することが重要である。管理者による機器の適正管理や、機器廃棄時・建物解体時の回収の徹底等に取り組むとともに、都の独自強化策として、管理者向けのマニュアルの配布や、中小事業者によるノンフロン機器等の導入への支援を進めていく。

▼適正管理等の取組



▼省エネ型ノンフロンショーケースの導入補助



(8) 気候変動適応策の推進

IPCC第5次評価報告書では、将来の温室効果ガス排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されており、気候変動に伴う既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策を進める必要性が世界的に高まっている。都内においても、猛暑日や熱帯夜の増加に加え、時間雨量50ミリを超えるゲリラ豪雨の増加や、デング熱等の蚊媒介感染症の発生等、気候変動の影響と思われる事象が発生している。

こうした影響に対し、国は2015年11月に初の適応計画を策定し、今後取り組むべき適応策の基本的考え方や方向性を取りまとめた。都は、これまでも豪雨対策や熱中症対策等、気候変動の影響を踏まえた対策を進めてきたが、自然災害、自然生態系、健康等への気候変動の影響に中長期的に適応するため、最新の知見や国の動向等も踏まえ、これまで以上に計画的に対策を進めていく。

▼気候変動に対する緩和策と適応計画の位置付け



出典：「日本の気候変動とその影響」2013、文部科学省他

▼気候変動の影響への適応計画（概要）

<基本的考え方(第1部)>

■ 目指すべき社会の姿
○ 気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

■ 基本戦略
(1) 政府施策への適応の組み込み
(2) 科学的知見の充実
(3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じた理解と協力の促進
(4) 地域での適応の推進
(5) 国際協力・貢献の推進

■ 対象期間
○ 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す

■ 基本的な進め方
○ 不確実性がある中、社会環境の変化を踏まえて意思決定を行うため、反復的なリスクマネジメントを行う

<分野別施策(第2部)>

■ 農業・森林・林業・水産業
■ 健康
■ 水環境・水資源
■ 産業・経済活動
■ 自然生態系
■ 国民生活・都市生活
■ 自然災害・沿岸域

<基盤的・国際的施策(第3部)>

■ 観測・監視、調査・研究
■ 気候リスク情報等の共有と提供
■ 地域での適応の推進
■ 国際的施策

出典：環境省資料

■ 適応策の視点を併せ持つ主な施策

掲載分野		施策の方向性	
Ⅱ-4 快適な大気環境、 良質な土壌と水循環の確保	3 水環境・熱環境の 向上	(2) 東京の水循環の再生と水辺環境の向上	○河川等の安全性向上など災害対策の推進 (P.94)
		(3) 街なかでの暑さ対策等の推進	○区市町村や民間事業者等の取組促進 (P.95)
			○東京2020大会の開催に向けた組織委員会や関係省庁等との連携強化 (P.95)
			○感染症対策の実施 (P.95)

コラム エネルギー使用量を比較できる「ベンチマーク」の活用

都では、世帯構成別のエネルギー消費量の水準について、他の家庭と比較できる家庭の省エネルギー評価指標（ベンチマーク）を作成しています。

自らの省エネルギーの取組レベルを認識することで、更なる省エネに取り組めます。

比べてみよう！

省エネ家庭：都内世帯平均値の半分以下の使用量である家庭の平均値
 平均的な家庭：都内世帯平均値 ±25%範囲内の使用量である家庭の平均値

(単位：kWh/月)

電気		戸建			集合		
		5月 中間期	8月 冷房期	1月 暖房期	5月 中間期	8月 冷房期	1月 暖房期
1人世帯	省エネ家庭	76	95	105	58	88	80
	平均的な家庭	192	240	297	153	215	232
2人世帯	省エネ家庭	115	132	177	83	150	141
	平均的な家庭	269	352	461	214	322	336
3人世帯	省エネ家庭	129	166	206	90	131	133
	平均的な家庭	314	430	530	261	369	402
4人世帯以上	省エネ家庭	118	187	226	123	114	159
	平均的な家庭	343	479	608	267	387	378

検針票のここをチェック！

電気 (例：東京電力)



(単位：m³/月)

ガス		戸建			集合		
		5月 中間期	8月 冷房期	1月 暖房期	5月 中間期	8月 冷房期	1月 暖房期
1人世帯	省エネ家庭	7	3	15	6	2	11
	平均的な家庭	19	9	40	14	7	28
2人世帯	省エネ家庭	12	6	27	10	6	20
	平均的な家庭	34	17	74	26	14	52
3人世帯	省エネ家庭	12	6	22	13	7	24
	平均的な家庭	34	18	61	36	19	69
4人世帯以上	省エネ家庭	19	9	38	12	10	26
	平均的な家庭	55	27	99	39	29	64

ガス (例：東武ガス)



コラム 住宅の断熱性能に注目しましょう

少ないエネルギーで“夏涼しく、冬暖かい家”

家庭のエネルギー消費は、省エネ行動の実施や省エネ機器の使用と並んで住宅を高断熱化することで、大きく削減することができます。

特に、室内への熱の出入りは、大半が「窓」からです。

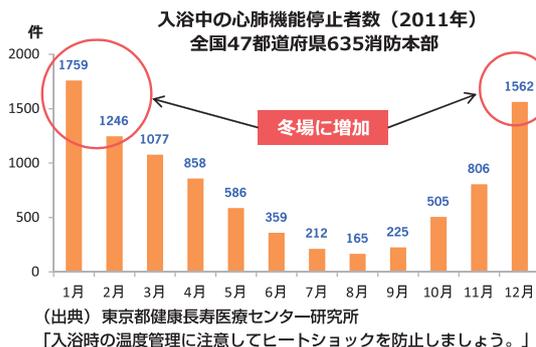
複層ガラスや樹脂製サッシなど断熱性能の高い部材の窓にすることで、冷暖房に必要なエネルギーを減らすことができます。



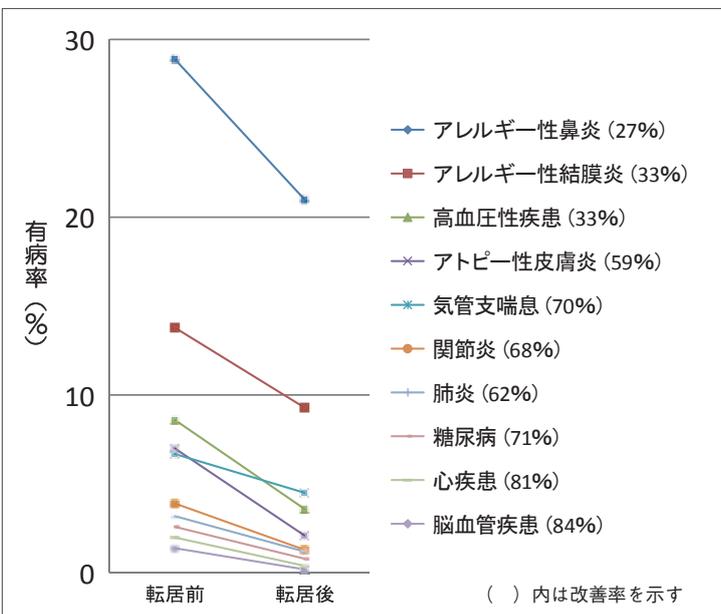
出典：「住宅の省エネリフォームガイドブック」東京都都市整備局、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

高断熱住宅は家族の健康も守ります

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの研究では、全国で1年間にヒートショック*が原因と思われるものを含む入浴中の急死・突然死者数は、交通事故の死亡者数をはるかに上回る約17,000人と推計され、その有効な対策の一つとして断熱改修が挙げられています。



高断熱住宅への転居により、疾病を有する人が減少



また、別の調査結果では、断熱改修が健康に良い影響を与える可能性が分かっています。省エネだけではなく、健康に暮らすという視点からも住まいの断熱性能を高めていくことが大切です。

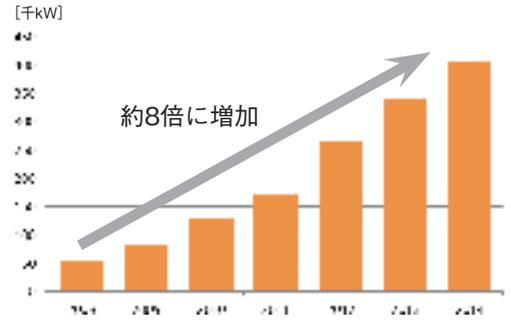
出典：伊香賀俊治、江口里佳、村上周三、岩前篤、星旦二ほか、健康維持がもたらす間接的便益（NEB）を考慮した住宅断熱の投資評価、日本建築学会環境系論文集Vol.76 No.666, 2011.8

2 再生可能エネルギーの導入拡大

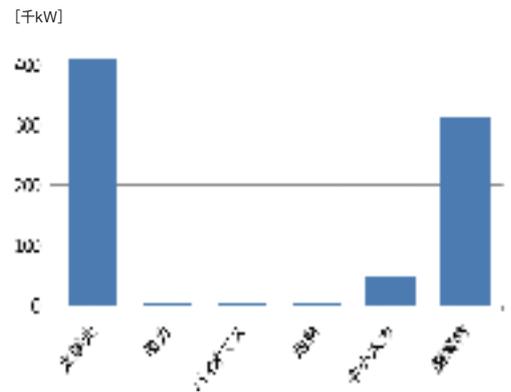
これまでの取組と課題

- ▶ 都における再生可能エネルギーによる電力利用割合は現状、都内電力消費量に対して約8.7%（2014年度実績）となっている。
- ▶ 都内での再生可能エネルギーの導入量を見ると、都の補助制度や「東京ソーラー屋根台帳」の活用による情報発信、2012年に国が開始したFITなどにより、近年では太陽光発電の導入が大幅に拡大している（2014年度実績で2008年度比約8倍）。
- ▶ 一方で、太陽光発電以外の再生可能エネルギー（風力・バイオマス・中小水力*等）の導入は小さいものとなっている。
- ▶ また、太陽熱や地中熱*等の再生可能エネルギー熱利用は、電力需要の縮小の観点からも導入の意義は大きいですが、認知度の低さ等もあり普及が進んでいない状況である。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入を後押ししてきたFITにおいては、国民負担との両立や系統接続の制約等の課題を踏まえ、現在国において制度の見直しが検討されている。
- ▶ 電力・エネルギーの大消費地東京において、都市の持続可能性を高めるため、再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要である。
- ▶ このため、都内外における再生可能エネルギーの導入拡大策を検討し、需要側の電力消費量を削減する取組と併せ、需給両面からの取組を進めていくことが必要である。

▼ 都内太陽光発電導入量の推移



▼ 都内再生可能エネルギー発電設備容量 (2014年)



あるべき姿

再生可能エネルギーの導入が拡大し、都市活動を支える主要なエネルギーの一つとして活用されている。

- 都民や事業者が再生可能エネルギーを積極的に選択し、活用が進むとともに、供給側の再生可能エネルギーの導入拡大にもつながっている。
- 地中熱や都市型バイオマス*の利用、建物の上部空間の活用など、東京の特性を生かした再生可能エネルギーの導入が進んでいる。
- 太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱の導入が進み、熱利用における電力や化石燃料の消費が削減されている。
- 多摩・島しょ地域では、木質バイオマスや風力、水力、地熱など、地域特性に応じた再生可能エネルギーが普及している。
- 都の投資等を通じて都外でも再生可能エネルギーの導入が進み、東京の電力需要に寄与するとともに、各地の地域経済の活性化にもつながっている。



目標

- ◆ 都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を、
 - 2024年までに20%程度に高める。
 - 2030年までに30%程度に高める。
- ◆ 都内の太陽光発電設備導入量を、
 - 2024年までに100万kWに高める。
 - 2030年までに130万kWに高める。
- ◆ 2020年までに、都有施設への太陽光発電の導入量を2万2千kWに高める。
- ◆ 地中熱等の熱エネルギーの有用性に関する普及啓発を図り、都内での導入を進める

再生可能エネルギー目標の考え方

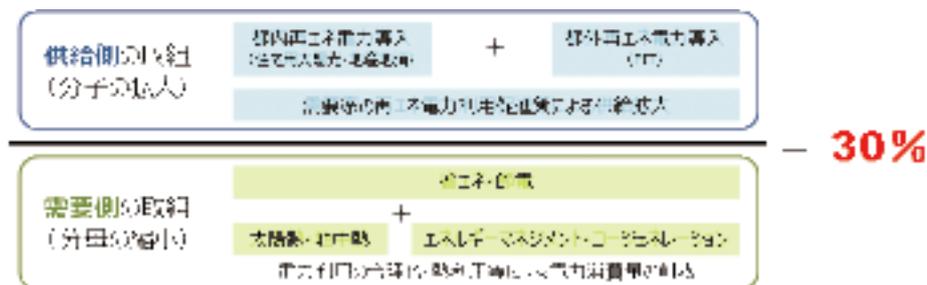
◆ 目標設定の考え方

- 都民、事業者の取組を促すため、東京2020大会を見据えた中期的目標を設定
- 電力の大消費地としての責務を踏まえ、国の目標を上回る高い目標水準を設定

【参考 政府目標（長期エネルギー需給見通し）】・2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%

◆ 目標実現に向けた取組

- 需要、供給両面の多面的な施策展開により目標実現を目指す。



施策の方向性

(1) 東京の特性を踏まえた導入拡大を推進

東京には多くの建物が集積し太陽光発電設備等の設置ポテンシャルがある一方、地価が高く、大規模発電設備の設置が困難であるなどの特性を有している。都市開発が進んだ東京という都市の特性・ポテンシャルを踏まえ、取組を進めていく。

■ 太陽エネルギーの利用拡大

太陽エネルギーの利用拡大に向け、「東京ソーラー屋根台帳」の活用などの様々な情報発信、区市町村や業界団体と連携した普及啓発などを進めていく。また、駐車場の上部空間を活用したソーラーカーポートや、ソーラー充電スタンド「シティチャージ」の導入など、東京の特性を踏まえ、導入拡大に向けた取組を進めていく。

また、太陽熱利用についても、エネルギー変換効率が太陽光発電より高いなどの利点があり、普及を図っていく。

あわせて、都有施設においても、「省エネ・再エネ東京仕様」に基づく率先導入を進めるなど、最大限の導入拡大を図っていく。

■ 都市型の再生可能エネルギー等の利用促進

地中熱は、年間を通じて温度がおおむね一定であることを生かして安定した熱源として活用できるが、初期導入費用の負担が大きいことなどから、普及が進んでいない。このため、地中熱の導入ポテンシャルについての情報提供、導入初期費用の助成などを通じて、普及を後押ししていく。

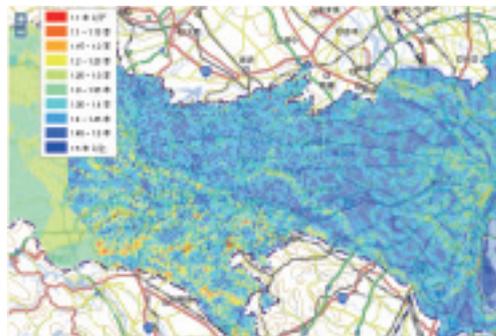
バイオマスは、廃棄物や未利用木材等を活用することで、循環型社会の構築に寄与するとともに、地産地消のエネルギー源としても導入が期待される。普及拡大に向けて、安定的な調達ルートの確立や事業採算性の確保等、導入に向けた課題の検討を進めていく。

また、上下水道施設等においても、小水力発電や下水熱利用など、事業特性に応じたエネルギー源に着目し、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用を拡大していく。

▼ソーラーカーポートの事例



▼地中熱ポテンシャルマップ（イメージ）



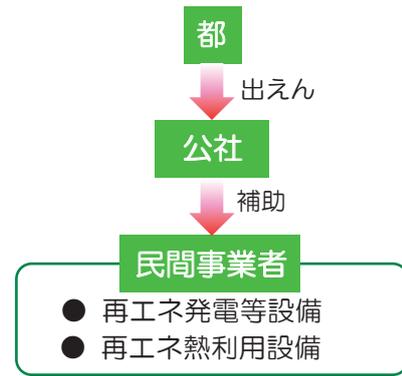
▼スーパーエコタウンのバイオガス発電



■ 地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの普及に当たっては、FITによるだけでなく、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する自家消費型の再生可能エネルギーの拡大も必要である。太陽熱や地中熱等の熱利用も含め、地産地消型の再生可能エネルギーの導入を支援することなどにより、都内の特性を踏まえた普及拡大を促していく。

▼地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業



■ 多摩・島しょ地域における導入拡大

多摩・島しょ地域は、自然に恵まれた地域であり、木質バイオマスや地熱など、多様な再生可能エネルギーのポテンシャルを有している。特に、電力系統が独立している島しょ地域においては、災害発生時の電力確保の観点からも、再生可能エネルギーの導入を拡大していく。

一方で、電力系統への接続制約や資源の安定した調達など、再生可能エネルギー導入に向けた課題も多くあることから、各地域における導入拡大への取組を都が支援していく。

▼八丈島地熱発電所



(2) 多面的なアプローチによる広域での導入拡大

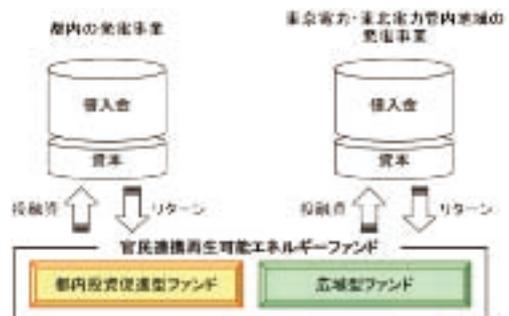
東京は電力の大消費地であり、その電力供給の多くを他の地域の電源に依存している。東京のみならず全国的な再生可能エネルギーの導入拡大に貢献していくためにも、需給両面からの取組を通じて、広域的な普及拡大を後押ししていく。

■ 官民連携ファンドの活用

東京において、再生可能エネルギーの利用割合を高めるには、都外のメガソーラーや風力発電等の設置を促進していくことも重要である。

都は、再生可能エネルギーの都内での導入促進や、東北地方等における広域的な普及拡大を目的として、官民連携再生可能エネルギーファンドへ出資している。このファンドの活用等により、引き続き広域的な再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく。

▼官民連携再生可能エネルギーファンド



■ エネルギー供給事業者対策

都は、都内に電気を供給する電気事業者に対し、エネルギー環境計画書制度*により、電気のCO₂排出係数の削減や、再生可能エネルギーの導入について、自主的な目標の設定と報告を義務付けている。今後も本制度を活用した電気の環境性の向上を促すとともに、需要家（消費者）が環境に配慮した電気を選択できるよう、計画書の公表等による情報発信を進めていく。

■ 需要家による再生電力選択の仕組みづくり

東京は電力の大消費地として、需要家からの取組により再生可能エネルギーの供給拡大を促していくことが重要である。

既に、キャップ&トレード制度と連携した低炭素電力選択を促す仕組みや、マンション環境性能表示制度などによる再生可能エネルギー利用の「見える化」が導入されている。

今後は、電力小売の全面自由化も踏まえ、再生可能エネルギー電力の「見える化」を進めるなど、消費者への適切な情報提供を行うとともに、再生可能エネルギーの選択意欲を喚起するために普及啓発を進めていく。あわせて、都施設等における電気のグリーン購入についても、率先して進めていく。

▼エネルギー環境計画書制度

◆ 需要家（消費者）

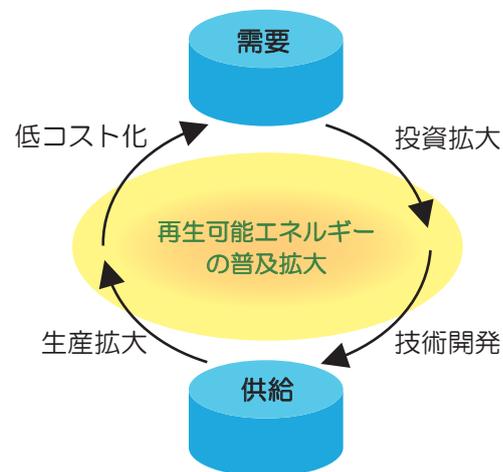
電気事業者の計画書・報告書の公表内容を参考に、環境性の高い電気を購入することが可能

電気の環境性の向上

◆ 電気事業者

CO₂排出係数の削減や再生可能エネルギー導入等により、供給する電気の環境性の向上を計画的に推進

▼需要創出イメージ



コラム 日本初！「シティチャージ」の設置

「シティチャージ」とは、太陽光パネルからの電気でスマートフォンなどの充電が手軽にできるソーラー充電スタンドです。海外では、ニューヨーク等で導入されており、都内でも2015年10月に初めて設置されました（2015年度末現在で3か所に設置）。

環境にやさしく、街をちょっと便利に。都民や旅行者が再生可能エネルギーを身近に感じられるよう、様々な手法で普及拡大に取り組んでいきます。



外国人旅行者などにもわかりやすいピクトグラム



◀東京タワーでの除幕式

コラム「東京ソーラー屋根台帳」

「東京ソーラー屋根台帳」(ポテンシャルマップ)を使うと、都内にあるそれぞれの建物がどのくらい太陽光発電システムや太陽熱利用システムに適しているのかが一目で分かります。

ぜひご所有の建物をチェックしていただき、太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入を検討してみてください。

東京ソーラー屋根台帳のここがすごい！

- ・あなたの建物が太陽光発電システムや太陽熱利用システムに適しているのかが一目で分かる
- ・簡単操作・住所検索にも対応
- ・屋根の傾斜や日陰の影響を考慮して分析

都内には多くの建物があります。屋根に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを設置することで、土地の狭い東京でも大きなエネルギーを生み出すことができます。

太陽光発電と太陽熱利用システムを選択可能

地図表示と航空写真表示を選択可能

建物をクリックするとポテンシャルを表示

区市町村の補助金情報も確認できます！

<日当たりの長さ>	
日射量	適 (1169 kWh/m ² ・年)
設置可能システム容量(目安)	415.1 kW
年間予測発電量	377242 kWh/年
一般家庭の電力消費量換算	66.8 世帯分
年間予測CO2削減量	144.1 tCO ₂ /年
<建物データ>	
建物ID	算出対象屋根面積
	4150.9 m ²

注：上記の数値は、シミュレーションに基づいた推定値であり、実際に導入した時の設置内容や保証するものではありません。設置前に現地の詳細な調査や設置方法等について、設置業者等に相談ください。

・太陽熱利用システムは、太陽光発電システムよりも小さい屋根面積でも設置可能です。**太陽熱利用ポテンシャルもご確認ください。**

新宿区 新エネルギー導入補助金
新宿区では様々な建物への太陽光発電設備を支援しています。個人宅には太陽熱利用設備も支援しています。詳細はこちら



都公式キャラクター やねぢからくん

おうちの屋根を
チェックやね！



2015年度 新エネ大賞受賞

TOKYO太陽エネルギーポータルサイト (<http://www.tokyosolar.jp/>) で公開中

3 水素社会実現に向けた取組

これまでの取組と課題

- ▶ 水素エネルギーは、利用段階で水しか排出しない環境性能、エネルギー供給源の多様化、高い経済波及効果及び災害発生時に独立したエネルギー源とできることなど多くの利点を有し、その普及が期待されている。将来的に、化石燃料を使わない再生可能エネルギー由来の水素利用が実用化されれば、低炭素社会への切り札ともなり得る。
- ▶ 2014年に世界初となる燃料電池自動車の一般販売が開始されたが、その価格は同車格のガソリン車と比べ高額な値段となっている。
- ▶ 燃料電池自動車の普及に不可欠な水素ステーションは、都内で8か所が整備されている（2016年2月末現在）。普及に当たっては、整備費や採算面の課題に加えて、公道との離隔距離など、抜本的な規制緩和が当面の課題となっている。
- ▶ 燃料電池自動車に先行して普及が進んでいる家庭用燃料電池は、導入補助制度を設けるなど普及に取り組んでおり、都内に約2万1千台が設置されている（2015年3月現在）。
- ▶ 水素社会の一般的な認知度はいまだ低い水準にとどまっていることに加え、安全性等に関する普及啓発が不足している。
- ▶ 都は、官民挙げて水素エネルギーの普及に取り組むため、2014年5月に「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」を設置し、専門家や関連事業者との議論を経て、2020年までと2020年以降を見据えた戦略目標を掲げた。
- ▶ 戦略目標の着実な達成に向けて、2015年には400億円の「東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金」を造成し、燃料電池自動車の普及及び水素ステーション整備を財政支援する仕組み等を整備している。

▼水素社会の意義



▼都内の水素ステーションの整備状況 (2016年2月末現在)

整備場所	事業者
千代田区三番町	ニモヒス
港区芝公園	岩谷産業(株)
大田区南六郷	ニモヒス
大田区池上	岩谷産業(株)
杉並区宮前	J X エネルギー(株)
荒川区南千住	東京ガス(株)
練馬区谷原	東京ガス(株)
八王子市高倉町	J X エネルギー(株)

ニモヒス：(同) 日本移動式水素ステーションサービス

▼水素社会の実現に向けた東京戦略会議



あるべき姿

水素エネルギーの供給インフラが整備され、燃料電池自動車・バスやその他燃料電池機器の普及が進み、多くの都民が水素エネルギーを利用する社会が実現している。

- CO₂フリー水素を最大限に活用するなど、持続可能なエネルギー源としての水素の普及が進み、低炭素社会実現に向けたエネルギー構造の変革に水素エネルギーが大きく寄与している。
- 燃料電池自動車・バスが広く普及し、家庭用燃料電池が多くの住宅に設置されるなど、水素が日常生活で利用するエネルギーとして定着している。
- 都市の重要なエネルギー源の一つとして水素エネルギーが広く都民に認識されている。



目標

- ◆ 都内の燃料電池自動車の普及台数について、
 - 2020年までに6,000台（燃料電池バス100台以上）
 - 2025年までに10万台
 - 2030年までに20万台
- ◆ 都内の水素ステーションの整備箇所数について、
 - 2020年までに35か所
 - 2025年までに80か所
 - 2030年までに150か所
- ◆ 都内の家庭用燃料電池の普及台数について、
 - 2020年までに15万台
 - 2030年までに100万台

施策の方向性

水素エネルギーの普及に当たっては、取り組むべき課題も多い。このため、都民・事業者の理解を得ながら官民を挙げた取組を進め、東京が日本を先導して、水素社会の実現に取り組んでいく。

また、CO₂フリー水素の先駆的な活用を含め、東京2020大会の選手村を水素社会のモデルとするなど、大会での水素利活用を進め、環境と調和した未来型都市の姿を世界に発信していく。

■ 安定した燃料供給に向けた水素需要創出

エネルギーの大消費地である東京が官民で大規模な水素需要を創出することにより、安定したサプライチェーンの構築や将来的な水素価格の低下と、様々な分野への水素利活用の拡大を目指していく。

このため、都内の象徴的な施設や地域におけるエネルギー利用等において、水素が利活用された先進的モデルを示していくことも検討していく。

▼補助イメージ

燃料電池自動車（価格：723万円の場合）

国 202	都 101	購入者 420
----------	----------	------------

↑ 国の補助制度で定める額の1/2

水素ステーション整備（定置式 整備費：5億円の場合）

国 2.5	都 1.5	事業者 1
----------	----------	----------

↑ 上限1.5億円
国の補助制度と合わせて補助率4/5

■ 水素ステーションの整備

水素ステーションは、燃料電池自動車・バスの普及に欠かせないインフラであり、常時看板を掲げる水素ステーションは近隣住民や走行ドライバーに対しての普及啓発にも大きな役割を担う。集中的な財源投入や都関連用地の活用等により、普及を後押ししていく。当面は、都心部、オリンピック・パラリンピックの競技場が集積するエリアや、選手や大会関係者の輸送ルートに重点的に整備を進めていく。整備に当たっては、多数の燃料電池バスへの充填に対応できる大型のステーションについても整備を進めていく。

また、中小事業者の参入や、既存のガソリンスタンドとの併設など、様々な形態でのステーション整備が進められるよう、適切な情報提供や技術的支援、経営者に対する働き掛けを進めていく。

■ 燃料電池自動車・バス等の普及

燃料電池自動車・バスの普及に向けて、当面は価格の高さが課題となるため、国と都が財政支援することにより、初期需要を創出していく。なお、物流の基幹的役割を担う貨物車についても早期開発に向けたメーカー等への働き掛けを行っていく。

■ 家庭用燃料電池や業務・産業用燃料電池の普及

家庭用燃料電池は、これまで戸建住宅を中心に活用されてきたが、2014年度には集合住宅を対象とした製品が市場に投入されていることから、今後は広く家庭への普及を促進していく。

業務・産業用燃料電池は、2017年に高効率モデルが市場に投入される予定であり、2020年以降の本格普及を目指していく。

▼水素ステーション



出典：岩谷産業(株)

▼燃料電池バス



▼業務・産業用燃料電池



出典：三菱日立パワーシステムズ(株)

■ CO₂フリー水素の活用促進

水素エネルギーを低炭素社会の実現に最大限に活用していくためには、再生可能エネルギー由来水素等の導入を積極的に進めていく必要がある。

CO₂フリー水素の製造と将来の利用に向け、都内事業者の先導的な再生可能エネルギー由来水素活用設備の導入を支援するほか、東北地方等の再エネ余剰電力を活用した水素供給システムの検討なども進めていく。

■ 水素エネルギーになじみのない一般都民を広く対象とした普及啓発

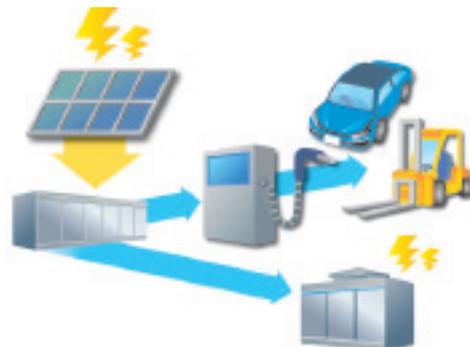
都民の水素エネルギーへの理解促進に向け、セミナーやシンポジウムの開催、多くの都民が集まる民間イベントへの出展などを通じて、水素エネルギーを利活用する意義、水素の安全性やリスクを正確に情報提供していく。

特に、水素になじみのない多くの一般都民への周知が重要であり、メディア戦略に関する専門家等とも連携した分かりやすいコンテンツの作成・発信や、水素を身近に感じ、楽しく学ぶ機会を提供する水素情報館の開設や燃料電池自動車等の試乗など、多様な手法により都民・事業者への普及啓発を進めていく。

■ 国への提案要求

水素社会の早期実現に向け、特に重要なインフラである水素ステーションの整備に当たっては、国による規制緩和や財政支援も重要である。水素エネルギーの活用は国のエネルギー政策の推進にも大きく貢献するものであり、都は、規制緩和や継続的な財政支援、製造過程においても低炭素な水素の早期普及など、国に強く求めていくとともに、都としても規制の代替措置の調査や検証を進めていく。

▼ CO₂フリー水素の活用（イメージ）



▼ 水素エネルギーシンポジウム



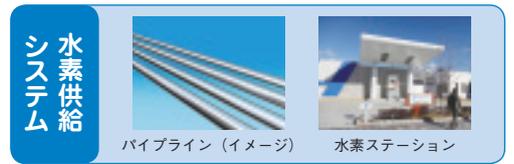
▼ 水素を学ぶイベント



東京2020大会を契機とした水素利活用

東京2020大会の選手村においては、水素ステーションを設置してBRTや燃料電池自動車への水素供給を進めていく。また、水素パイプラインや次世代型水素燃料電池等、新技術の導入の検討を進め、日本初の本格的な水素供給システムを実現し、水素社会の実現に向けたモデルとする。燃料電池と蓄電池の設置等により分譲住宅棟の電力自給率を高め、エネルギーの地産地消と貯蔵により、災害時にも自立できるまちの実現を目指していく。

▼選手村の水素利活用（イメージ）

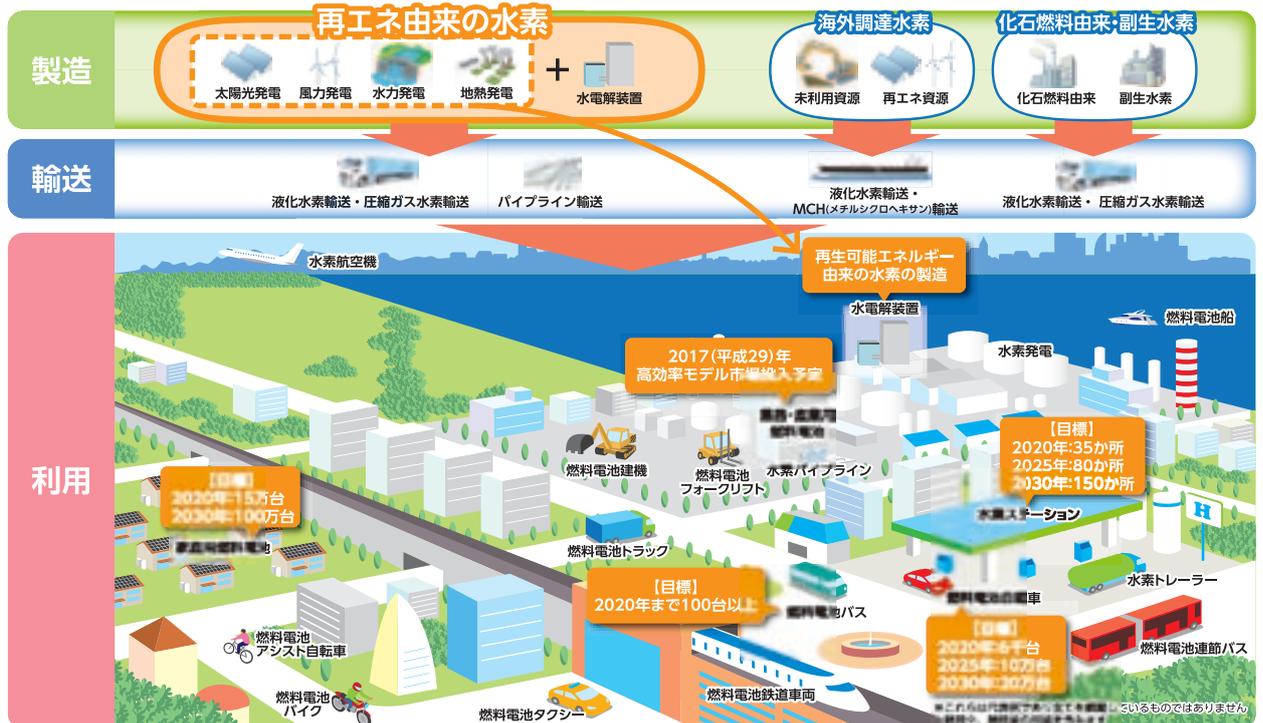


コラム 未来の水素社会に向けて

水素は、環境と調和した持続的な成長に向けて大きな可能性を秘めたエネルギーです。現在の水素製造は、化石燃料を改質する方法等が主流ですが、再生可能エネルギーの電力により水を電気分解する方法など、よりクリーンな水素の実用化に向けた技術開発が進められています。

東京都では、東京2020大会のレガシーとして、交通手段や家庭だけでなく、まちづくりのあらゆる場面で水素エネルギーが利用される環境にやさしい水素社会の実現を目指して取り組んでいます。

未来の水素社会イメージ



II-2

今後の環境政策の方向性

3 R ・ 適正処理の促進と 「持続可能な資源利用」 の推進

- 1 「持続可能な資源利用」の推進
- 2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の
適正処理の促進
- 3 災害廃棄物対策の強化

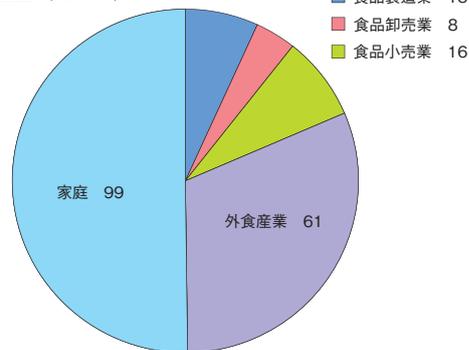
1 「持続可能な資源利用」の推進

これまでの取組と課題

- ▶ 東京で利用される製品等の多くは海外を含む東京以外で生産されるなど、東京の資源利用は他地域に大きく依存しており、また、企業本社機能の約5割が集積することから、東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。
- ▶ 都内の食品廃棄物等の発生量は約200万トン（2012年度）と推計され、特に外食産業からの発生量が多い。周辺自治体と連携して食品ロス*の削減や消費者の啓発に取り組み、また、フードバンク*に関する普及啓発により、製造業者等における食品ロス削減を促進している。
- ▶ 容器包装や家電製品など各種リサイクル法の施行や各区市町村の努力により、都内では、一般廃棄物のリサイクル率は23%（2013年度）となっている。

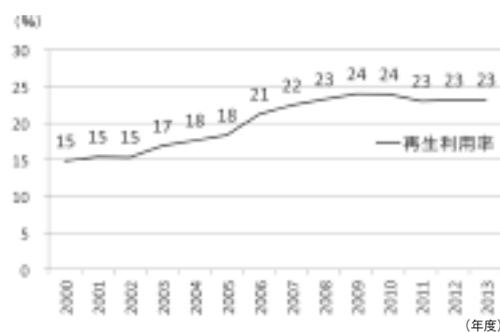
都は、排出事業者や処理業者と連携して都の埋立処分場における産業廃棄物の廃プラスチック類の埋立処分量ゼロを実現（2010年度）するなど、事業系廃棄物のリサイクルを促進してきた。その結果、2013年度の最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに2000年度比で6割以上削減されている。
- ▶ 事業系廃棄物のうち、古紙や飲料容器などは分別が進みリサイクルされているが、飲料容器以外の廃プラスチック類のリサイクルは十分進んでいるとは言えない。特に中小規模ビルでは分別保管するスペースが不足していることもあり、分別が徹底されずに排出されている例もある。
- ▶ 今後、都内に新しい最終処分場を確保することは困難であり、最終処分場の延命化が必須である。

▼ 都内の食品廃棄物等の発生量推計（2012年度）
発生量（万トン）

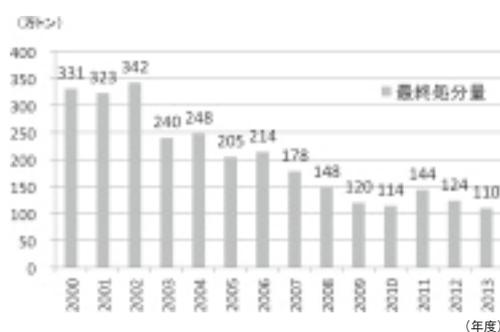


資料：事業系食品廃棄物の排出実態等調査及び都内区市のごみ組成調査結果より東京都作成

▼ 一般廃棄物再生利用率の推移（東京都）



▼ 最終処分量の推移（東京都）



あるべき姿

資源制約・環境制約の下でも、資源利用に伴う環境への影響を最小化するため、天然資源の保全と効率的な使用により、サプライチェーン*全体での「持続可能な資源利用」と、国連の「持続可能な開発目標」の一つである「持続可能な消費と生産*」が広く普及している。資源効率*が向上し、3Rが推進され、廃棄物として処分される量が更に減少している。

- 資源消費や環境負荷への影響力の大きい東京が、先進的な取組を発信し、広く自治体、事業者、都民等に普及・定着させることにより、「持続可能な資源利用」を実現している。
- 食品ロスの削減、使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、資源ロスの削減が促進されている。
- 再生砕石*・再生骨材*コンクリートの利用など、環境負荷を最小化し、持続可能な資源利用を進めるため、低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等の利用が促進されている。
- 事業系廃棄物のリサイクルルールづくり、埋立処分量削減に向けた取組の強化等により、廃棄物の循環利用が促進されている。



目標

- ◆ 食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。
- ◆ 一般廃棄物のリサイクル率を、2020年度に27%に、2030年度に37%に向上させる。
- ◆ 低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等の選択を促進し、「持続可能な調達」を都内の事業活動や都民の消費行動に広く定着させる。
- ◆ 都内廃棄物の最終処分量を、2020年度に14%、2030年度に25%削減する（2012年度比）。

施策の方向性

(1) 資源ロスの削減の促進

世界全体の資源消費量が今後も増加すると見込まれる中で、資源利用を持続可能なものとするため、資源消費の無駄を見直し、資源効率を向上させていく。

■ 食品ロス削減の促進

外食事業者等と連携して、小盛り、少人数メニュー等の食べきりの推奨やフードバンクの活用などを進めるほか、家庭や店舗等における期限前の食材を効果的に消費する取組など区市町村やNGO/NPOと連携した普及啓発等により、食品ロスの削減に取り組んでいく。

▼食品ロス削減に向けた普及啓発



■ レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し

都の周辺自治体と連携して容器包装廃棄物の削減に取り組むとともに、事業者と協力してリユース容器の使用拡大、使い捨て製品の使用抑制を進める。

また、都内の区市町村、販売事業者団体、NGO/NPO等とのネットワークを構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組に関する協定の締結など、使い捨て型ライフスタイルの見直しに資する取組を推進していく。

さらに、都民のライフスタイルの転換を促す気運を高めるため、情報発信メディアを充実させ、3R等に関する効果的な広報・普及に取り組んでいく。

▼リユース食器



©リユース食器ネットワーク

▼レジ袋の使用抑制



出典：環境省「Re-Style」ホームページ

(2) エコマテリアル^{*}の利用の促進

環境負荷を最小化し、持続可能な資源利用を進めるため、低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等の利用を推進していく。

■ 木材の持続可能な利用

東京では、建築物の建設に伴う型枠用合板の消費が多いことから、環境等に配慮したコンクリート型枠用合板を普及させるなど、多摩産材を含む国産材や森林認証木材^{*}の利用を促進し、違法伐採木材・非持続可能な木材の排除を進めていく。

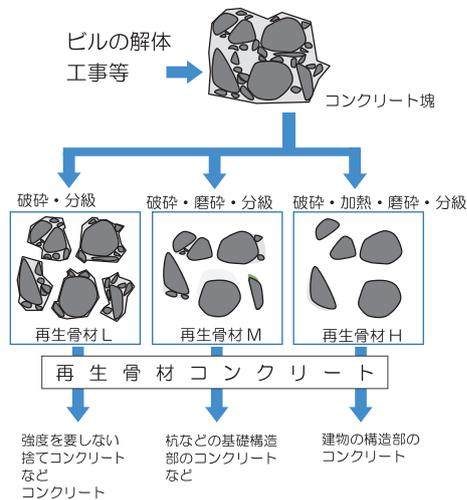
▼国産材型枠の使用



■ 再生資材の利用促進

建設副産物^{*}対策を総合的かつ計画的に行うため、「東京都建設リサイクル推進計画^{*}」及び「東京都建設リサイクルガイドライン^{*}」を策定している。その中で、再資源化の目標や先進的な活用事例を示すことにより、コンクリート塊、建設泥土^{*}等の建設副産物の再生利用を促進し、建設工事において再生資材が積極的に選ばれる資源循環を促進する。

▼再生骨材コンクリート



■ 持続可能な調達の推進

東京2020大会を契機に、「持続可能な消費と生産」を広く都内の事業活動や都民の消費行動に普及させるため、公共調達や民間調達における「持続可能な調達」を定着させる。

再生資源をはじめとする低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等の利用を促すとともに、中小企業が「持続可能な調達」に取り組みやすいよう的確に情報を発信していく。

▼コンゴ民主共和国のコバルト鉱山で
鉱石の選定をする子供たち



©Amnesty International

(3) 廃棄物の循環利用の更なる促進

最終処分されている廃棄物には、まだ再生利用が可能な資源が含まれており、今後、廃棄物のより高度な循環利用に取り組んでいく。

■ 事業系廃棄物のリサイクルの促進

区市町村や関係業界と協議しながら事業系廃棄物の3Rに係るルールづくりを進めるなど、区市町村と連携して更なるリサイクルの促進に取り組んでいく。

▼オフィスビルでの分別回収



■ 埋立処分量削減に向けた取組

今後、新しい最終処分場を確保することは困難であり、最終処分場の延命化が必須である。埋立処分量削減に向けて、区市町村等におけるごみ減量化や焼却灰のリサイクルを促していく。

▼エコセメント製品



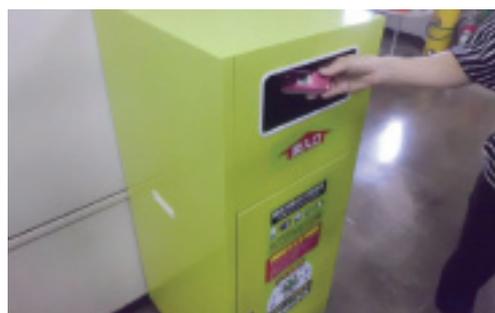
出典：東京都コンクリート製品協同組合

■ 区市町村への支援

使用済小型家電の排出機会の多様化などにより、いわゆる「都市鉱山」の活用を図るほか、容器包装廃棄物のリサイクルが一層進むよう分別収集を促進するなど、区市町村のリサイクルの取組を支援する。さらに、家庭ごみ有料化*未実施の区市町村に対し、ごみ減量の有効な手法の一つとして議論を促していく。

また、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理の確保、リサイクル施設の整備等に対して技術的支援を行っていく。その際、廃棄物発電*の高効率化などソフト面での助言も併せて行っていく。

▼小型家電のボックス回収



出典：小平市ホームページ

(4) 先進的な事業者等と連携した「持続可能な資源利用」の推進

「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業を実施し、その成果を広く発信して定着を図るとともに、引き続き先進的な事業者等と連携した取組を進めていく。

コラム 持続可能な資源利用を目指す都の施策展開

前述したように、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」の目標12では、「持続可能な消費・生産のパターンを確保する」として、天然資源の持続可能な管理及び効率的利用、食品ロスの削減、廃棄物の3Rなどが掲げられました。

また、2015年6月のG7エルマウ・サミットでは、責任あるサプライ・チェーンや資源効率性のためのG7アライアンスの設立が宣言されました。

2016年は伊勢志摩サミットを主催する日本がG7の議長国であり、先進各国をリードする立場ですので、これまでの循環型社会形成推進を目指した施策を新たなステージに引き上げていかななくてはなりません。

都では、このような動きに先行して、2015年3月、「『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」を策定し、

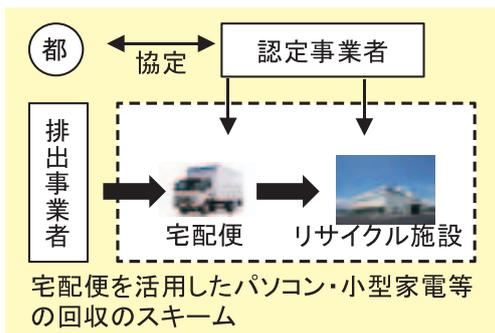
- ・食品ロスをはじめとする「資源ロスの削減」
- ・「エコマテリアルの利用」（低炭素・自然共生・循環型の資源の利用）
- ・「廃棄物の循環利用の更なる促進」

という3本の柱で、「持続可能な資源利用」の推進に取り組んでいます。

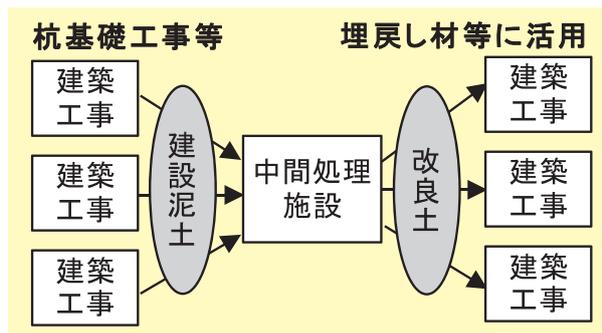
2015年度からは先進的な企業・団体等と共同して「『持続可能な資源利用』に向けたモデル事業」を実施しています。2015年度には、公募の結果、事業所から排出される小型家電のリサイクル、建築工事での建設泥土改良土の利用、国産合板材型枠の利用、食品ロスの削減など、6件のモデル事業を採択・実施しました。

これらのモデル事業の成果も踏まえつつ、都は、2016年3月、本環境基本計画と合わせて、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。この計画では、2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指す姿として「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を掲げています。

▼小型家電等の回収モデル事業
リネットジャパン(株)と共同実施



▼建設泥土改良土の利用促進モデル事業
(一社)日本建設業連合会と共同実施



コラム 違法伐採リスクと持続可能な木材利用

木材は、低炭素な素材であり、再生可能な資源です。他方、持続可能な森林管理を欠いたまま伐採が行われると、森林は減少し、森林が育む貴重な生態系が失われてしまいます。同時に森林が蓄積してきた炭素は二酸化炭素となって大気中に放出されることとなります。

今、世界では年間660万ha（2010–2015、FAO）の天然林が失われており、森林減少に伴うCO₂排出量は年間29億トンとされています。

森林減少の主な要因は、パーム油プランテーションや牧草地などの開発と木材の採取です。そして、時には人権侵害等を伴う違法伐採が行われています。

日本の木材需要の7割は海外からの輸入ですが、他の先進国と比較して違法伐採リスクの高い木材の輸入が多いとされています。鉄筋コンクリートの建築物などを建設する際に使用されるコンクリート型枠用合板の多くはマレーシア及びインドネシアからの輸入ですが、マレーシアのサラワク州（ボルネオ島西北部）から輸入された合板に関して、違法伐採リスクが高いことが指摘されています。

東京都内では鉄筋コンクリート造の建築物の建設工事が多く、2015年の着工面積で見ると全国の23%を占めています。

このような背景から、都では2015年度の「『持続可能な資源利用』に向けたモデル事業」の一つとして、鹿島建設株式会社と共同で「建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業」を実施しました。

この事業では、従来から使用されてきた南洋材の輸入合板と比較しながら、国産材を含む国産合板を建築工事のコンクリート型枠に実際に使用し、実用性と持続可能性を検証することができました。こうして国産材を利用することは、国内における持続可能な林業振興と森林保全にも寄与します。

都は、引き続き、違法伐採木材の使用の回避と持続可能な木材利用を推進していきます。

▼ボルネオ島の熱帯林の伐採



伐採前



伐採後

©FoE Japan

2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進

これまでの取組と課題

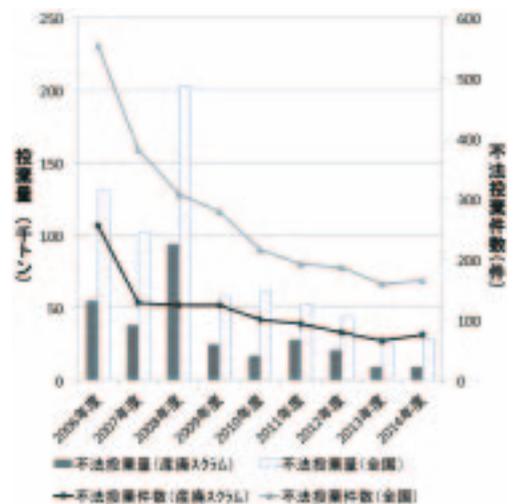
- ▶ 「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度（第三者評価制度*）」を導入し、257事業者を認定（2016年3月現在）している。今後、第三者評価制度の普及拡大、優良な処理業者の更なる育成支援の必要がある。
- ▶ PCB廃棄物特別措置法施行令で定める処理期限（2027年3月）までに確実にPCB廃棄物*の処理を進める必要がある。
- ▶ 水銀含有廃棄物の廃棄や廃石綿及び石綿含有建材が使用されている建物の解体は今後も続くことから、これまで以上に適正処理の取組を強化していく必要がある。
- ▶ 関東甲信越、福島及び静岡エリアの都県、政令指定都市及び中核市の32自治体で構成される「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム）地域内での大規模な不法投棄件数は、2006年度の256件から2014年度には75件と減少しているものの、悪質な不法投棄が後を絶たない状況である。
- ▶ 世界的な金属需要の変動に伴い、廃家電等の一部が適正に処理されることなく海外に違法に輸出される事例もあり、今後も、廃棄物の不適正処理の防止を徹底する必要がある。
- ▶ 東京2020大会の開催も見据え、東京を訪れる観光客にも分かりやすい、公共空間における東京の資源・廃棄物管理のルール・マナーを再構築していく必要がある。

▼ 第三者評価制度による認定業者数

区分	認定業者数	業の区分			
		専門性 (感染性 廃棄物)	収集 運搬業 (積替え保 管を除く)	収集 運搬業 (積替え保 管を含む)	中間 処理業
産廃 エキスパート	165	29	77	83	81
産廃 プロフェッショナル	92	15	65	26	24
計	257	44	142	109	105

*複数の業の区分にて申請を行っている業者がいるため、認定業者数の合計は整合しない。（2016年3月時点）

▼ 不法投棄件数及び投棄量の推移（10トン以上の事案）



あるべき姿

産業廃棄物処理業者による適正な処理が行われ、排出者責任が徹底されるとともに、廃棄物処理・リサイクルに係る環境への負荷が低減されている。

- 不適正な処理を行う処理業者が市場から排除され、環境への負荷の少ない優れた取組等を行う処理業者が市場で正当な評価を受けている。
- PCB廃棄物の処理期限（2027年3月）までの確実な処理、水銀含有廃棄物や石綿含有廃棄物の適正処理などにより、環境リスクが低減されている。
- 都内各地域で、多様な主体が地域の特性を生かした街の美化に取り組み、「清新な都市空間」が創出されている。
- 国、区市町村や近隣自治体との連携により、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理が防止されている。



目標

- ◆ 環境負荷の少ない優れた取組や循環利用の高度化に取り組む処理業者が市場で正当に評価され、優位に立つことができる環境を醸成する。
- ◆ 廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る。

施策の方向性

(1) 静脈ビジネスの発展

廃棄物の適正処理を徹底し、リサイクルを促進するためには、優良な処理業者の育成を進め、排出事業者等からの廃棄物処理業に対する信頼性を高めていくことが不可欠である。また、廃棄物の適正処理に加え、より環境負荷の少ない処理や循環利用の高度化に取り組み、持続可能な資源利用に寄与する事業者が市場で優位に立てるよう、静脈ビジネスの更なる発展を支援していく。

■ 第三者評価制度の普及促進

排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知するとともに、環境配慮契約*が定着するよう働き掛けていくなど、優良業者が選ばれやすくなるという第三者評価制度本来の趣旨が生かされるよう、引き続き検討する。また、国の優良性評価制度見直しに合わせて整合を図っていく。

▼ 第三者評価制度



▼ 東京スーパーエコタウン施設における視察受入



■ スーパーエコタウン事業者との連携

スーパーエコタウンでは、食品廃棄物リサイクル施設等、新たに3施設の建設準備を進めている。新規施設の稼働に伴い、都内産業廃棄物の中間処理におけるスーパーエコタウンでの処理率を向上させるとともに、先進的な技術を駆使した処理及び再資源化について情報を広く発信していく。

(2) 廃棄物の適正処理とマナー向上

廃棄物の処理や資源循環のプロセスにおいて、不適正な処理により有害物質が放出されるなどの環境汚染が生じることがないように、適正な処理を徹底する。

■ PCB含有機器の使用及び保管の届出徹底、中小事業者への支援

PCB廃棄物の処理期限内の処理に向け、PCB含有機器の使用・保管の実態調査を行い、都への届出、期限内の適正保管・処理を徹底する。また、微量PCB廃棄物*の分析及び処理に要する費用の支援を継続することで中小事業者の負担を軽減し、適正かつ円滑な処理を進める。

▼トランス（高濃度PCB廃棄物）



■ 水銀含有廃棄物の分別排出・適正処理の促進

水銀血圧計や体温計、蛍光管などの水銀使用製品について、代替製品への転換や廃棄時の適正処理を促進している。引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光管等の水銀使用製品の分別収集等の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を推進していくことで、水銀の環境中への拡散を可能な限り抑制する。

▼廃蛍光ランプ



■ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物*の適正処理

建物解体時に発生する石綿含有廃棄物の保管、収集運搬及び処分の過程で、アスベストが空气中に飛散・流出しないよう適正な管理が求められる。今後、施設の更新時期を迎えて多くの解体工事が見込まれることから、引き続き立入検査による指導を行っていく。

▼廃石綿



■ 在宅医療廃棄物*適正処理の推進

在宅医療廃棄物の適正処理の取組を進めるため、排出者に負担の少ない処理方法の検討などについて、継続して関係者間での情報共有、意見交換を実施していく。また、財政支援により、在宅医療廃棄物の適正処理に向けた区市町村の取組を継続して支援していく。

▼注射針、CAPDバッグ（在宅腹膜透析で使用）



■ 海ごみ発生抑制等の推進

伊豆諸島及び小笠原諸島において、地域計画に基づく、海岸管理者、地元自治体、NGO/NPO等と連携した海岸漂

▼東京湾（京浜運河）で採取されたマイクロプラスチック*



着物*の回収等の取組を継続して進めていくとともに、陸域からの生活ごみと海ごみとの関係性に着目し、特に本土部での発生抑制のための普及啓発を強化していく。

■ 新たなスタイルによる公共空間の美化

都内の主要繁華街における公共空間の美化活動を促進するため、事業者や区市町村と連携しながら、新たなスタイルを検討・実施し、世界一の都市にふさわしい、来街者が気持ち良く過ごすことができる「清新な都市空間」を創出する。これにより、都民意識の向上を図っていく。

▼路上の散乱ごみ



(3) 不法投棄等の不適正処理防止に向けた対策の実施

不法投棄など産業廃棄物の不適正処理の撲滅を目指し、徹底した取締り・指導や普及啓発を進めていく。

■ 廃家電等の不適正処理・違法輸出の未然防止

廃家電等を適正に処理し、健全な資源循環を確保するため、国や区市町村との連携を図り、排出者への指導や違法な金属スクラップ業者等への立入指導を強化していく。

▼違法に回収された廃家電等



■ 解体工事での現場指導の徹底

今後、施設の更新時期を迎えて多くの解体工事が見込まれるため、発生段階から不法投棄対策を進める。建設解体工事現場への立入指導を引き続き実施するほか、排出者責任の周知や適正処理の徹底を図っていく。

▼解体工事現場



■ 近隣自治体との広域連携

広域化、巧妙化する産業廃棄物の不適正処理には徹底した対策や厳正な指導が必要であり、引き続き、自治体相互の情報交換や広域的な連携を強化し、不法投棄等の不適正処理対策に取り組んでいく。

■ 違反行為及び欠格要件該当者に対する行政処分の厳正な執行

廃棄物処理法では、法に違反した処理業者に対する、都道府県知事による許可の取消、事業停止等の行政処分について規定している。こうした処分を厳正に行うことで、排出事業者及び処理業者の不適正処理を抑止していく。

▼産廃スクラム32

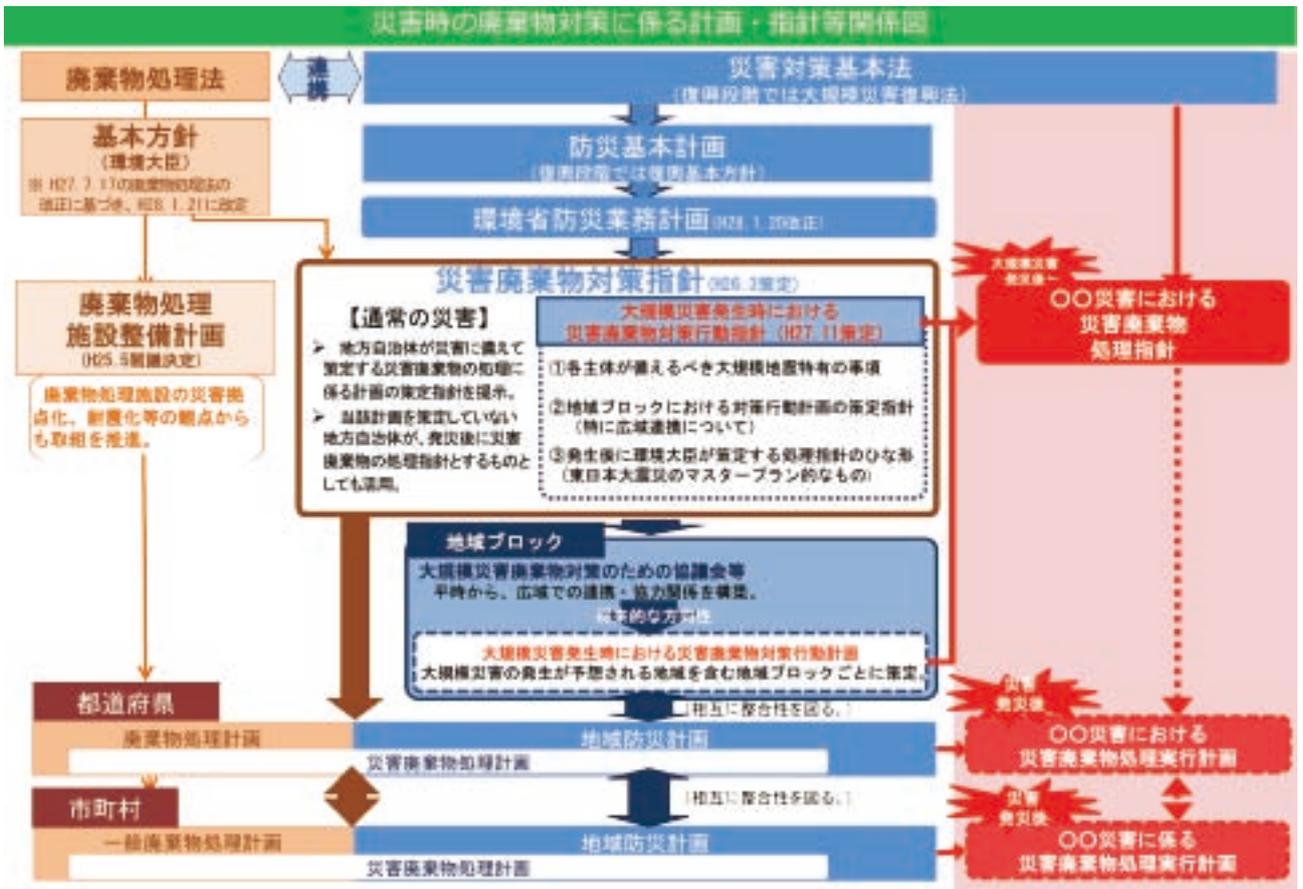


3 災害廃棄物対策の強化

これまでの取組と課題

- ▶ 東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物は、都、都内自治体及び民間事業者が協力して破砕・焼却等を行い（167,891トン进行处理）、また、2013年の台風第26号による大島町の大規模な土砂災害に伴い発生した災害廃棄物は、都が、島外処理・運搬等の業務を行った（11,536トン进行处理）。
- ▶ こうした、東日本大震災や大島土砂災害での災害廃棄物処理の経験を生かして、首都直下地震*等に備えた災害廃棄物対策を進めることが必要である。
- ▶ 首都直下地震等の発災に伴い発生する災害廃棄物の処理に対しては、処理責任を負う区市町村が着実に処理を進められるよう、体制づくりなどの準備が必要である。また、都域を超えた広域的な処理が必要となる場合を想定した対策も求められている。
- ▶ 廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正され、自治体には、震災に加え水害等の自然災害にも対応した災害廃棄物処理計画の策定が求められている。

▼災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



出典：環境省「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」

あるべき姿

「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、首都直下地震等発災後の災害廃棄物を迅速・適正に処理できるよう平時から準備がなされている。

- 区市町村において、「東京都災害廃棄物処理計画」と整合した災害廃棄物処理計画が策定され、災害廃棄物を迅速・適正に処理できるよう平時から準備がなされている。
- 大規模な災害発生時の災害廃棄物処理に対して、関東地域ブロック*の自治体や民間事業者との連携・協力体制が整備されている。



目標

- 首都直下地震等の発災に備え、2020年までに、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。

施策の方向性

1923年の関東大震災では、約730万㎡のがれきが発生したが、埋立てや低地のかさ上げなどに利用し、数か月で処理を終え、その後の復興へとつながった。

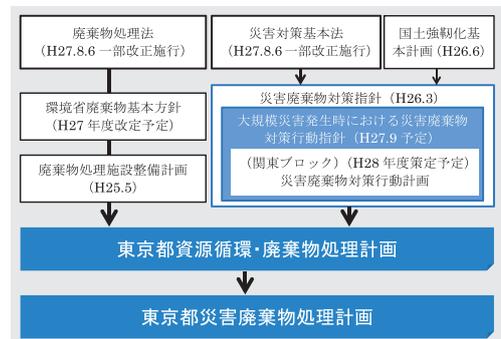
都には、2011年の東日本大震災や2013年の大島土砂災害の災害廃棄物処理の経験があり、これを生かして、首都直下地震等に備えた対策として、「東京都災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、区市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援するなど、必要な準備を進める。

■ 災害廃棄物処理に係る計画の策定

国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都地域防災計画」と整合を図りながら「東京都災害廃棄物処理計画」を策定する。

なお、策定に当たっては、都内における処理可能量の総量を把握するとともに、都内及び近隣自治体との広域連携を踏まえた処理フローや再生資材活用方法等を検討する。

▼ 東京都災害廃棄物処理計画



■ 区市町村の災害廃棄物処理計画策定等への支援

2011年の東日本大震災や2013年の大島土砂災害における災害廃棄物処理を支援した経験を踏まえて、がれき処理に関する知見の情報共有や震災がれき処理マニュアル策定に係るノウハウ提供を進めるなど、区市町村が行う災害廃棄物処理計画策定を支援していく。

▼災害廃棄物処理に関する情報交換会
(大島土砂災害)



■ 国や関係団体と連携して、広域処理体制の確保等を検討

「関東地域ブロック行動計画」策定に参画するなど、ブロック内での広域的な処理に備えておく。

また、災害廃棄物の運搬、中間処理等について、民間事業者との連携・協力体制を整備しておく。

▼大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会



コラム 震災発生時のがれき処理に関する情報交換会

都では、「震災発生時のがれき処理に関する情報交換会」を開催し、災害がれき処理に関する情報共有を行っています。災害対策は、平時から知見や教訓を共有するなど、災害への備えを行っておくことが重要です。

情報交換会ではこれまで、国の指針等の最新情報や、区市町村における取組事例を共有するほか、大島町や常総市における災害廃棄物の処理状況の視察などに取り組んできました。

▼震災発生時のがれき処理に関する情報交換会



▼常総市災害廃棄物（仮置場）



11-3

今後の環境政策の方向性

自然豊かで多様な
生きものと共生できる
都市環境の継承

- 1 生物多様性の保全・緑の創出
- 2 生物多様性の保全を支える
環境整備と裾野の拡大

1 生物多様性の保全・緑の創出

これまでの取組と課題

- ▶ 2012年に「緑施策の新展開」を策定し、在来種*植栽の推進、希少種の保全、生物多様性の普及啓発などの取組（まもる・つくる・利用する）を推進している。
- ▶ 街路樹（2014年度末管理総本数約94万本）を増やし、海の森や都市公園の整備、校庭芝生化などに取り組むほか、緑化計画書制度*や、都市開発諸制度の活用、都市再生特別地区により、緑化の誘導を進め、新たに約668haの緑を創出（2007～2014年度）した。
- ▶ 2013年のみどり率*は、前回調査（2008年）と比較して区部で初めて上昇、多摩部では低下幅が縮小し、全域ではほぼ横ばいの結果となるが、長期的には緑の減少傾向は継続している状況である。

▼街路樹の整備



▼東京のみどり率の推移

	調査年	みどり率（用途別）				みどり率合計
		公園・緑地	農用地	水面・河川・水路	樹林・原野・草地	
都 全 域	2003年	3.3%	4.4%	2.6%	42.2%	52.4%
	2008年	3.5%	3.9%	2.5%	40.8%	50.7%
	2013年	3.7%	3.7%	2.5%	40.6%	50.5%
	2008年-2013年変化	0.2	-0.2	0	-0.2	-0.2
区 部	2003年	5.2%	1.4%	4.7%	8.7%	20.0%
	2008年	5.4%	1.1%	4.6%	8.5%	19.6%
	2013年	5.6%	1.0%	4.5%	8.7%	19.8%
	2008年-2013年変化	0.2	-0.1	-0.1	0.2	0.2
多 摩 部	2003年	2.3%	6.0%	1.4%	60.0%	69.8%
	2008年	2.5%	5.4%	1.4%	58.0%	67.4%
	2013年	2.8%	5.1%	1.4%	57.8%	67.1%
	2008年-2013年変化	0.3	-0.3	0	-0.2	-0.3

*四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

- ▶ 在来种植栽など生物多様性に配慮した緑化を進める取組が十分に浸透していない。
- ▶ 一部の保全地域*においては、希少種の持ち去りや外来種*の侵入などが発生している。外来種の侵入・増加により、農業・生態系への影響や希少種への被害が確認されている。

▼持ち去りが危惧される希少種カタクリ



あるべき姿

生物多様性にも配慮した緑の創出や自然環境の保全が進み、生きものと共生する都市づくりが進んでいる。

- 街路樹や公園・緑地の整備、学校の校庭等や水辺空間の緑化などにより、都内の様々な場所において多様な形で緑の創出が進んでいる。
- 都民や東京を訪れる人が東京ならではの自然を体感できる緑あふれる空間が整備されている。
- 希少種の保全や外来種の防除が進み、生きものの生息・生育環境が確保されている。



目標

- ◆ 公園整備や、民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する。
- ◆ 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する。
- ◆ 荒廃した多摩の森林の針広混交林化を進め、動植物の生息・生育空間の復活を図る。
- ◆ 保全地域において希少種対策を強化する。(2024年度に全地域)
- ◆ 野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る。

施策の方向性

(1) あらゆる都市空間における緑の創出

今後も、都自ら街路樹、都市公園等の整備を進めるほか、事業者や区市町村の取組を促進し、あらゆる機会を捉えて緑を創出していく。

■ 緑化計画書制度による新たな緑の創出

一定面積以上の建築物の新築・増改築等を行う際に、緑化計画書の届出を義務付けることで、新たな緑の創出を促進している。

今後も、この制度を活用して、都市開発の際に市街地を彩る緑の量が十分確保されるよう、緑化指導を実施していく。

■ 東京2020大会に向けた花と緑による緑化の推進

東京2020大会に向け、来訪者の「おもてなし」にも資する花と緑にあふれた空間づくりが必要である。

▼屋上緑化



都電荒川線の軌道緑化を地元区とも連携しながら進めるほか、民間事業者・都内自治体による屋外緑化等を支援するなど、花と緑による植栽を着実に推進することで、環境と調和した都市東京の魅力を向上させていく。

■ 学校等校庭芝生化

校庭・園庭の芝生化は、生徒たちの学習環境を向上させるばかりでなく、生物多様性の学びの場づくりとしても活用されている。施工や維持管理費用の補助や相談窓口の設置による技術的支援により、引き続き校庭芝生化を推進していく。

■ 都市計画公園・緑地の整備

今後も、東京における緑の拠点として、都立公園の整備を進めるほか、人口変動などの社会情勢の変化や公園整備の進捗状況などを踏まえつつ、都市計画公園・緑地の計画的な整備を進めていく。

また、街路樹について、維持管理を行い、快適性・安全性を高めるとともに、美しい景観を維持・向上させていく。

■ 水辺の緑化の推進

河川等の緑化、有明親水海浜公園（仮称）など海上公園*の新たな整備、豊洲市場の緑化及びその周辺部の水際緑地帯の整備などにより、良好な水辺空間の創出を進めていく。

■ 都市開発諸制度等による緑化の推進

引き続き、まちづくりと連携して、都市開発諸制度を活用した緑化の誘導や、「公開空地等のみどりづくり指針*」に基づいた協議により、緑のネットワーク形成や快適・安全な空間づくりに寄与する良質な緑を創造していく。

また、民間施設の新設・建替えなどあらゆる機会を捉え、緑化を進めていく。

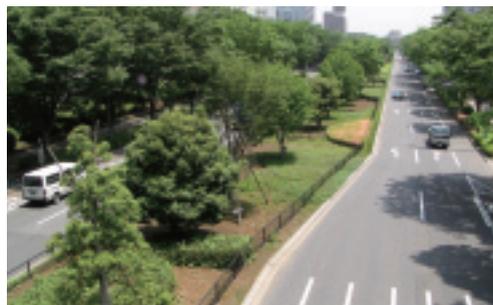
▼軌道緑化



▼校庭芝生化



▼街路樹整備による景観の維持



▼豊洲市場の整備イメージ



▼都市再開発の緑化



生育空間の確保を推進する。

また、海上公園を活用し、生態系に配慮した海浜や干潟、磯場の整備を拡充するなど、野鳥や水生生物があふれる自然豊かな空間を創出する。

■ 多様な主体の参画によるエコロジカル・ネットワーク構築の推進

これまで都が蓄積してきた在来種植栽の知見やノウハウを都民や事業者に広く提供するとともに、在来種植栽等に取り組む区市町村や事業者・民間団体などの成果を広く発信すること等により、事業者の取組意欲を一層引き出す仕組みを構築し、官民連携の下、エコロジカル・ネットワークの拡大を図っていく。

▼お台場海浜公園



▼在来種植栽フォーラム



(3) 保全地域や既存の緑地等における緑の保全

保全地域のほか、樹林などの緑地、農地等において、生物多様性保全の視点も踏まえて、既存の緑の量的確保と質的向上を図る取組を強化していく。

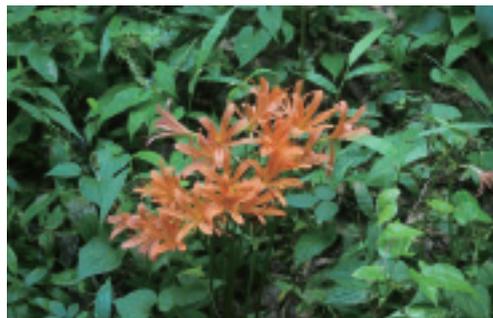
また、国に対して、緑地の保全や創出に係る税財政措置の拡充を引き続き要望していく。

■ 保全地域における生物多様性の保全等

これまで指定した50の保全地域において、適切な維持管理を行うとともに、新たな保全地域の指定についても必要に応じて検討していく。

また、市町村やボランティア団体と適切な役割分担・連携の下、地域に適した管理手法により、多様な動植物が生息・生育する空間の維持・回復に取り組んでいく。

▼希少種 キツネノカミソリ



■ 開発許可制度による緑地確保

自然地を一定規模以上含む敷地に建築物の新築等を行う場合、基準に適合した緑地の確保や既存樹木の保護の検討などを開発者に義務付けている。引き続きこの制度を適切に運用して、生物多様性の保全に配慮した開発計画となるよう指導し、緑地や樹木を保全していく。

▼開発許可制度（イメージ）



■ 多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活

荒廃した多摩の森林を再生するためには、中長期的視点に立って、針広混交林化を進め、生物の生息・生育空間を復活させていくことが重要である。

今後、引き続き間伐、枝打ち等により森林の公益的機能を向上させていく。

■ 森林循環の促進に向けた多摩産材の活用、林業従事者の育成など

多摩の森林では、林業採算性の悪化等により森林循環（伐採・利用・植栽・保育）が停滞した人工林が増加しているため、主伐事業として、スギ林の伐採と花粉の少ないスギの植栽・保育等に取り組んでいる。

今後、健全な森林の育成のため、引き続き主伐事業を進めるとともに、多摩産材の利用拡大、林業従事者の育成、低コスト林業技術の導入等に取り組み、森林循環を促進していく。

■ 「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の保全

2016年3月に改定予定の「緑確保の総合的な方針」に基づき、都区市町村合同で計画的に既存の緑の確保を図っている。

引き続き同方針に基づき、丘陵地や崖線*の樹林地、屋敷林など、都内に残る貴重な緑を保全していく。

■ 都市農地の保全

都市農地は、農業生産のための基盤であることはもとより、オープンスペースの確保や雨水の浸透など、防災や環境保全に寄与する機能を有している。

引き続き農地保全の理解促進及び地域や環境に配慮した基盤整備を進めるほか、区市の申請に基づき、新たな「農の風景育成地区*」を指定するなど、都市農地の保全を図っていく。

▼間伐により再生された森林



▼森林循環（イメージ）



▼崖線の樹林地



▼都市農地



(4) 希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理

開発による緑の減少、里地・里山における適切な管理の不足、外来生物の侵入などにより、東京の野生動植物の生息・生育環境は危機的状況にある。また、希少種の持ち去り、アライグマやハクビシン、カラス、病害虫等による被害も問題になっている。

保全地域等で希少種の保護を進めるとともに、区市町村とも連携しながら、外来種等への対策を強化していく。

■ 保全地域における希少種保全対策の強化

希少種の持ち去り等を防ぐため、巡回パトロールの実施、監視カメラの設置等による希少種保全対策を全ての保全地域において進めていく。あわせて、希少種保護に取り組む保全団体の活動を活性化させるため、アドバイザー派遣等の支援を強化していく。

■ 区市町村と連携した外来種等防除の推進

都内各地において、アライグマ、ハクビシン等の外来生物、森林病害虫等の被害が発生している。そのため、引き続き、区市町村、地域住民、関係団体等と連携しながら、アライグマ、ハクビシン等への対策や、森林病害虫の防除を進めていく。特に、特定外来生物*であるアライグマは、最終的には野外からの根絶を目指す。

また、人的被害を及ぼす外来生物については、都と区市町村が連携し、緊急的な駆除にも対応できる体制を整備していく。

■ 伊豆大島におけるキョン防除事業

伊豆大島においては、特定外来生物であるキョン（シカ科ホエジカ属）の生息数が増え、1万頭を超えたと推計されている。農作物などへの被害も報告されており、今後は、捕獲を強化し、根絶に向けた取組を推進していく。

▼希少種保全対策（フェンス柵）



▼アライグマ



▼セアカゴケグモ



▼キョン



■ ニホンジカ等の野生生物の適正管理の推進

ニホンジカ、カラスについて、毎年実施しているモニタリング調査の結果等を踏まえ、鳥獣保護管理計画及びシカ管理計画を改定し、引き続き生息数の適正な管理を推進する。特に、カラスについては、現在でも生活環境等への被害が発生しており、ごみの排出方法の工夫やわな等による捕獲を継続していく。

▼ニホンジカ



提供：東京都レンジャー

■ 在来種の保護（メジロ、クマなど）

違法な密猟行為が後を絶たないメジロなどの野鳥について、今後も警察と連携した密猟対策を着実に推進していく。

目撃・出没情報が増加傾向にあるツキノワグマについて、生息状況等の実態把握に努めるとともに、市町村等と連携して安全対策を進めていく。

▼メジロ



提供：東京都鳥獣保護管理員

コラム 生物多様性保全に向けた在来種による植栽

国立科学博物館による「皇居の生物相調査・第Ⅱ期」（2014年）によると、新種や絶滅危惧種を含む、3,448種の生物が確認されました。皇居は、大都市東京ではとても貴重な動植物の生息・生育地となっていることが分かります。

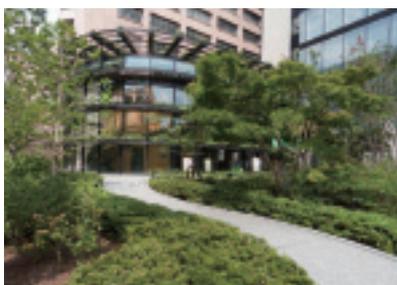
このような大規模緑地に住む生きものの生息地を拡大するため、企業の敷地を在来の植物を使って緑化する取組が始まっています。

在来の植物とは、本来東京に生育している植物を指します。これらの植物は、東京在来の動物の餌場やすみかとなるものです。例えば、都内ではヤマガラが好むエゴノキを植樹することで実際にヤマガラを植栽に呼び寄せることができた事例もあります。

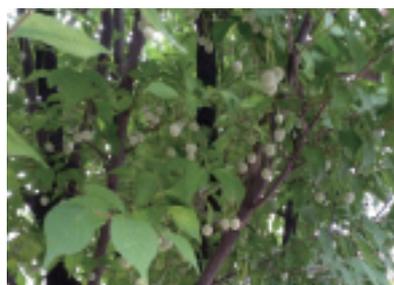
このように在来植物によって緑化を進めることは、生きものの生息空間のネットワークに貢献し、都市の生物多様性の保全・回復に有効であると考えられます。

高度な都市機能と自然環境が共生した、自然豊かな都市空間の形成に向けて、こうした植物を使った緑化の拡大が求められています。

▼三井住友海上 ECOM駿河台

▼ヤマガラ
(定点カメラによる撮影)

▼エゴノキ



2 生物多様性の保全を支える 環境整備と裾野の拡大

これまでの取組と課題

- ▶ 緑地保全活動を行う地元ボランティア団体は、参加者の高齢化・固定化が進行し、将来の人材不足が懸念される。
- ▶ 自然公園利用者の増加、トレイルランニングなど利用目的の多様化に対して、自然環境の保護、利用マナーの遵守のため、自然公園利用ルールを策定（2014年度）している。自然公園における自然保護と多様な利用を両立するためには、利用ルールの周知徹底が必要である。
- ▶ 多摩地域の自然公園では外国人の利用も増加しており、安心して自然に親しみ、自然の利用マナーを順守できるよう対応していくことも課題となっている。
- ▶ 小笠原諸島では外来種の影響により一部の固有種の減少などが見られる。
- ▶ 「都民生活に関する世論調査」（2014年）では、「生物多様性」という言葉の意味を知っている」との回答が24.6%であり、生物多様性保全の重要性が十分に認識されていない。そのため、ホームページや自然公園等施設を活用し、生物多様性に関する普及啓発を進めることが必要である。
- ▶ 「緑の東京募金」を設置して募金を開始（2007年度）し、募金額は累計9億3,298万1,059円（2016年2月末現在）となり、街路樹の植栽や海の森の整備、校庭の芝生化等の財源として活用してきた。「緑の東京募金」を引き続き有効に活用し、都民・企業等が参画する緑の保全・創出に取り組んでいくことが必要である。

▼トレイルランニングの大会風景

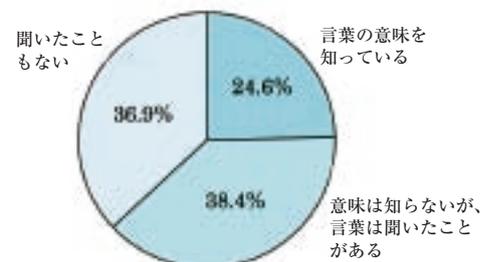


▼高尾山 大見晴園地



▼生物多様性に対する都民の意識

Q：あなたは「生物多様性」という言葉を知っていますか。



資料：「都民生活に関する世論調査」
（平成26年11月生活文化局）より作成

あるべき姿

様々な自然体験活動により、生物多様性保全の気運が醸成され、多様な主体が連携した自然環境保全・回復活動が進んでいる。

- 初心者でも参加しやすい自然体験の場が整備され、保全活動に携わる人材の確保が進んでいる。
- 利用ルールの徹底や適切な施設整備が進み、自然公園等における自然環境保護と適正利用が両立されている。
- 自然体験の機会の拡充や生物多様性保全に関する普及啓発により、都民の生物多様性に対する理解が進んでいる。



目標

- ◆ 保全地域等での自然体験活動参加者数を、2024年度に延べ3万人に、2030年度に延べ5万人にする。
- ◆ 自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する。
- ◆ 世界自然遺産*である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける。
- ◆ 環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する。

施策の方向性

(1) 多様な主体の参画による自然環境の保全

保全地域等での緑地保全活動を担うボランティア団体では、参加者の高齢化、固定化の課題を抱えている。今後も継続的に緑地保全活動が行えるように、都民が参加しやすい体験機会を提供するなどの取組により、人材確保につなげていく。

■ 企業、NGO／NPO、大学等とのパートナーシップによる緑地保全

企業、NGO／NPO、大学等と連携した「東京グリーンシップ・アクション」、「東京グリーン・キャンパス・プログラム」は、独自の緑地保全活動として引き続き進めていく。

▼グリーンシップ・アクションの活動



■ 「森林・緑地保全活動情報センター」を通じたボランティア活動等のマッチング

活動に参加した都民の意見や要望を集約し、ボランティア施策の改善につなげるとともに、区市町村、NGO／NPO等が主催するボランティア活動とマッチングすることも検討し、継続的に活動の担い手の育成を進めていく。

▼森林・緑地保全活動情報センターホームページ



■ 体験プログラム等を通じた 学びの機会の提供と人材の掘り起こし

都民の森等において、「芸術・文化・スポーツ」など新たな切り口で「東京の自然」を紹介するイベントや、身近な保全地域で初心者でも参加できる自然体験プログラムなど、自然とのふれあいを通じた学びの機会を提供し、新たなボランティア人材の掘り起こしと活動への定着を図っていく。

▼自然体験プログラムの活動



(2) 自然環境の保護と適正利用の推進

登山客が増加し、トレイルランニングやペットの同伴など、自然公園等の利用形態が多様化する中で、自然環境の保護と適正な利用を両立していく。

■ 自然公園のあり方の検討

利用者ニーズが多様化する中、自然公園がそのポテンシャルを発揮し、豊かな自然環境の保護と併せて利用促進を図るように、新たな時代にふさわしい自然公園のあるべき姿や戦略的な施策展開を盛り込んだ「自然公園ビジョン」を策定する。

▼自然公園



■ 自然公園利用ルールの普及啓発

利用者が相互に尊重し合いながら快適に利用できる自然公園としていくため、利用ルールをトレイルランニングの大会主催者や一般利用者などへ周知を徹底する。

▼東京都自然公園利用ルールのマーク



■ 標識の多言語対応、Wi-Fi環境の整備など利便性の向上

ミシュランガイドで三ツ星を獲得した高尾山などでの外国人利用者増加に対応するため、多言語対応の案内板やWi-Fi環境の整備を充実させていく。

▼Wi-Fi環境が整備されたビジターセンター



■ 自然公園、都民の森における利用マナーの周知

利用者の増加や多様化に対応して自然環境の保全を図るため、自然公園、都民の森において、生態系保全に資する人止柵・制札板や自然観察時のマナーを現場で周知する案内板の設置を進めていく。

また、継続的に安全かつ快適な施設環境を維持管理していく。

■ 島しょ部におけるエコツーリズムの推進

自然環境保護と観光の両立を図る東京都版エコツーリズム*への取組は引き続き重要である。今後は、地域に根付いた着実なものとするため、地元自治体や住民が主体となった運営体制づくりを進めていく。

■ 小笠原諸島における、国、自治体等と連携した取組の推進

世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を保全するため、国・地元自治体・NGO/NPO等と連携しながら、外来種の排除、植生の回復、希少種の保全などの対策を推進していく。

■ 東京都レンジャー制度の着実な推進

多摩地域及び小笠原諸島に配置した東京都レンジャーにより、観光客等の利用者に対する利用マナーの普及啓発や指導、植物の盗掘等の不法行為の監視や是正指導などを、今後も着実に推進していく。

(3) 環境学習や普及啓発の推進

都有施設の活用、ICT*環境の整備等により、自然体験学習や普及啓発の取組を充実させ、自然の大切さや生物多様性保全への都民の理解を促進していく。

▼奥多摩ビジターセンター



▼小笠原 南島・扇池



▼アカガシラカラスバト



▼東京都レンジャー



■ ICTの活用によるレッドデータブック等の普及啓発

東京都における希少な野生動植物を解説した「レッドデータブック東京」の周知に向け、スマートフォンやタブレットでの閲覧を可能にするなど、利用環境を整備する。

また、危険な特定外来生物に関しても、ホームページ等を活用し、その危険性や見分け方、被害の未然防止対策等について普及啓発を進めていく。

▼レッドデータブック東京



▼高尾の森自然学校



▼高尾ビジターセンターの展示



▼募金の充当事業（花粉の少ない森づくり）



▼浅場での自然体験学習



■ 民間との連携による環境学習の推進

「高尾の森自然学校」で実施している民間の資金やノウハウを生かした自然環境保全・環境体験学習事業を拡充し、生きものと人との関わりや自然の大切さを学ぶ機会を幅広く都民に提供していく。

■ ビジターセンター等を活用した生物多様性の普及啓発

ビジターセンターや都民の森の施設改修等に併せて、地域の動植物や生態系に係る展示の充実を図るなど、都民が生物多様性の重要性について学べる機会を増やしていく。

■ 「花と緑の東京募金」を通じた自然環境保全の気運醸成

「緑の東京募金」による募金を、これまで「目に見える緑を増やす」取組に充当してきたが、今後は花と緑を「植え、育て、まもり、彩る」取組に幅広く活用できるよう「花と緑の東京募金」に再構築し、花と緑あふれる都市東京の実現に向けて、より一層都民や事業者の参画意欲を高めていく。

■ 海浜・干潟などを活用した自然体験学習の機会の提供

海上公園を活用し、多様な生物が生息する浅場・干潟等の整備及び保全を進め、自然とふれあう体験学習の場として利用を拡大していく。

■ 都立動物園・水族園における環境学習機能の強化

都立動物園・水族園の再整備を進め、希少動物の保護繁殖、調査研究機能等と併せて、展示を通じた環境学習機能も強化することで、都民に身近であるとともに、国内外からも高い評価を得られる生物多様性保全の拠点としての役割を担っていく。

▼ホッキョクグマの展示



▼学習プログラム



▼ECO-TOPプログラム（都庁インターンシップ）



■ 植物園における環境学習活動等を通じた普及啓発

神代植物公園及び夢の島熱帯植物館の拡張や再整備を行い、絶滅危惧種に関する保護増殖事業の拡充や、江戸から継承される貴重な園芸植物の保全を進めるとともに、その成果を展示や環境学習活動を通じて普及啓発し、植物多様性保全に向けた気運を醸成する。

■ 自然環境分野で活躍する人材の育成

課題解決に向けてアクティブに行動できる人材を育成する「ECO-TOPプログラム」について、大学・企業・NGO／NPOの協力を得ながらプログラムの充実を図り、これからの自然環境保全の取組を担う若手人材の育成を推進していく。

コラム 都民の自然体験活動を促進するための新たな取組

都民の自然体験活動を促進するため、新たに、2015年度から様々な自然体験プログラムを開始しています。

- 1 保全地域体験プログラム 身近な保全地域を使って、初心者が一人でも気軽に参加できるようなメニュー（自然観察や間伐体験等）や最寄駅までの送迎等のサービスを実施
- 2 森林保全交流会 奥多摩の森林での林業体験や地元在住の方による蕎麦打ち体験指導、地元食材を賞味する地域交流等、様々な交流活動を実施
- 3 高尾の森自然学校 八王子市川町の樹林地において、セブン-イレブン記念財団との協働により、野鳥観察や間伐体験等の自然環境保全・環境体験学習事業を実施

▼竹林間伐体験
〈保全地域体験プログラム〉



▼林業体験
〈森林保全交流会〉



▼野鳥観察
〈高尾の森自然学校〉



11-4

今後の環境政策の方向性

快適な大気環境、 良質な土壌と 水循環の確保

- 1 大気環境等の更なる向上
- 2 化学物質による環境リスクの低減
- 3 水環境・熱環境の向上

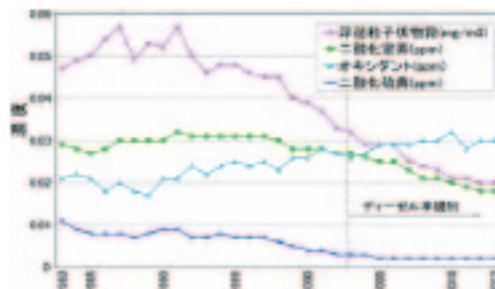
1 大気環境等の更なる向上

これまでの取組と課題

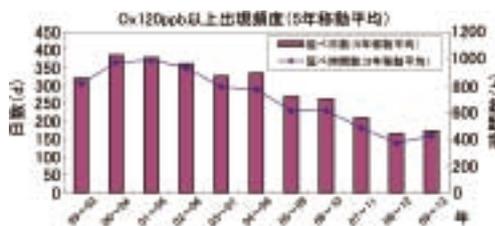
■ 大気環境

- ▶ これまで、ディーゼル車規制や工場・事業場等の固定発生源等の対策に取り組んできた結果、東京の大気環境は大幅に改善されてきた。
- ▶ 2014年度の二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準の達成率は、一般環境大気測定局ではともに100%、自動車排出ガス測定局では97%、100%となっている。
- ▶ 光化学オキシダント*については、高濃度の出現時間が減少傾向にあるが、これまで全局で環境基準を未達成、2015年は、光化学スモッグ*注意報が14日発令されている。
- ▶ PM2.5は、2009年に国の環境基準が設定された。
- ▶ 都内環境中のPM2.5濃度は、2001年度からの10年間で約55%減少しているが、環境基準（短期基準及び長期基準）は達成できていない状況にある。
- ▶ 近年は、中国等における深刻な大気汚染により国際的に関心が高まっており、効果的で迅速な対応が求められている。
- ▶ 都は、2011年7月に取りまとめた「東京都微小粒子状物質検討会報告書」に基づき、原因物質となる窒素酸化物（NO_x）及び揮発性有機化合物（VOC*）などへの対策を進めている。
- ▶ PM2.5と光化学オキシダントの対策については、原因物質であるNO_x及びVOCの発生源対策を更に進めることが必要である。

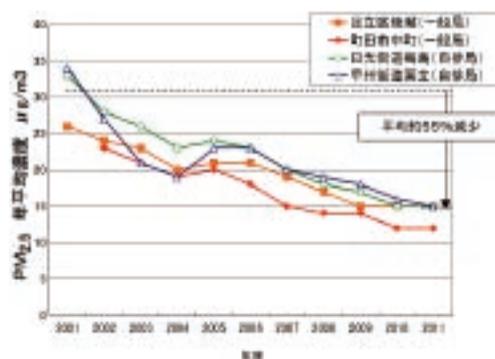
▶ 都内の環境濃度の推移（一般環境大気測定局）



▶ 光化学オキシダント高濃度日の推移

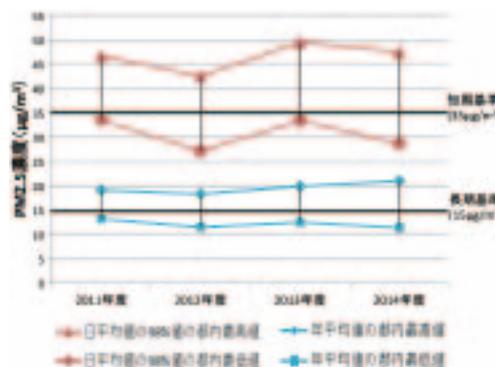


▶ PM2.5の年平均濃度の推移



(注) 下図と測定方法が異なり濃度の値は比較できない。

▶ PM2.5濃度と環境基準



▶ また、都のPM2.5濃度への排出源別寄与割合の推計では、関東6県が3割以上、関東外が約2割を占めており、広域的な対応が求められている。

■ アスベスト

- ▶ アスベスト使用の可能性のある建築物（1956年～2007年施工）の解体等工事は東京では既にピークに達し、2050年頃まで同程度の解体工事が見込まれる。
- ▶ 2013年6月には改正大気汚染防止法が施行され、アスベストの飛散防止対策の強化が図られている。この改正を受け、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）でも同様の改正を行うとともに、アスベストの飛散監視の結果や作業内容についての記録と保存を施工者に義務付けるなどの改正を行った。
- ▶ 都内では、アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等工事現場への立入検査や都民からの通報等により、無届工事が発覚する事例も散見されている。

■ 騒音・振動

- ▶ 東京は、人口が過密な上に住工混在地域が多く、騒音や振動の問題が発生しやすい。
- ▶ 1980年代までは工場・事業場に関する苦情が多く見られたが、現在は建設作業に関する苦情が多くなっており、近年増加傾向にある。
- ▶ 道路に面する地域の環境基準や新幹線鉄道騒音に係る環境基準などは、近年達成率が向上しているが、これらの騒音は交通量の変化や設備のメンテナンス等に大きく依存するため、継続した対策が必要である。

▼ 騒音に係る環境基準の達成状況

	道路*1			新幹線*2		航空機*3		
	昼間	夜間	住宅系地域の夜間要請限度	東海道新幹線	東北新幹線	東京国際空港(羽田)	横田飛行場	厚木飛行場*
2006年度	88%	77%	87%	77%	100%	100%	69%	14%
2013年度	95%	89%	93%	94%	100%	100%	75%	64%

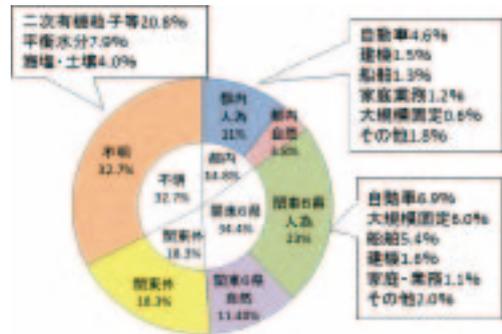
*1 道路に面する地域における騒音に係る環境基準

*2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

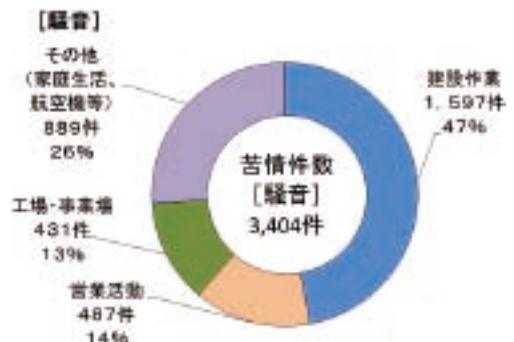
*3 航空機騒音に係る環境基準

※厚木飛行場の2006年度と2013年度は指定区域の範囲が異なるため、単純には比較できない。

▼ 2008年度の都におけるPM2.5濃度への発生源別の寄与割合（推計）



▼ 騒音に係る発生源別苦情件数（2013年度）



あるべき姿

世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境が実現されている。

- PM2.5や光化学オキシダントの濃度が十分に低減され、快適な大気環境が実現されている。
- 騒音・振動などの問題の解決が進み、都民生活の快適性が向上している。



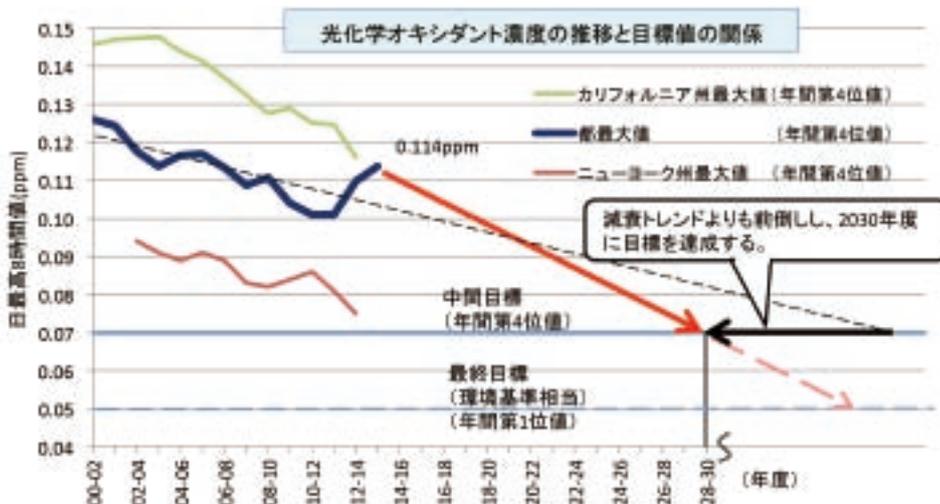
目標

- 2024年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上させる。
- 2020年度までに、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロにする。
- 2030年度までに、全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下とする。
(年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均)
- 建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策を推進する。

光化学オキシダント濃度の目標設定の考え方

◆ 目標設定の考え方

- 1973年に環境基準（1時間値0.06ppm以下）設定後40年以上経過するが、都内は全測定局で未達成（2015年4月から12月の1時間値最高値は0.19ppm）
- 最終目標である環境基準達成に向けて、光化学オキシダント濃度の早期低減を図るため、地方自治体として初めて国際的に活用されている8時間値を参考に年次を定めた中間目標を設定する。
- 中間目標の設定に当たっては、最新の科学的知見を収集・分析した結果に基づいて設定された米国基準を参考とした。



▼ 国際機関や他国の主な環境基準等と都の中間目標の比較

	値 (ppm)	時間値	設定年	備考
東京都の中間目標	0.07	8時間値	2016	年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均
日本の環境基準	0.06	1時間値	1973	
WHOガイドライン	0.05	8時間値	2005	—
米国基準	0.07	8時間値	2015	年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均
EU目標	0.06	8時間値	2002	1年あたりの超過日数の3年平均が25日以内

- WHOガイドライン値は、最終目標である日本の環境基準値相当である。
- 米国基準は、EU目標より厳しい基準である。
- 米国基準は、達成することで肺機能低下等の健康影響の軽減、入院、救急受診、死亡リスクの減少が期待できると言われている。

施策の方向性

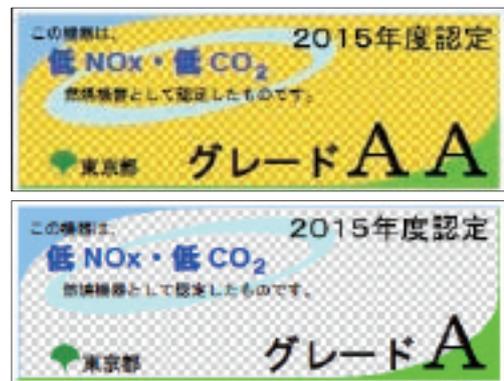
(1) PM_{2.5}・光化学オキシダント対策の推進

PM_{2.5}・光化学オキシダント対策の推進に向けては、多様な発生源に対するきめ細かな対策とともに、近隣自治体などとの広域連携を進めていく。あわせて、PM_{2.5}や光化学オキシダントの生成メカニズムなどの未解明な部分については研究を継続していくことも重要である。さらに、光化学オキシダント高濃度日に的を絞ったNO_x、VOCの排出抑制対策なども検討していく。

■ 工場・事業場に対する規制指導と認定機器の普及拡大

都内の工場・事業場に対しては、ばい煙等の排出基準が定められている物質について、法令に基づく届出の指導や内容の審査を行うとともに、必要に応じて立入検査を実施し、規制指導を徹底している。また、法律の規制外である小規模なボイラーなどの対策として、都が設定した基準を満たしたものを「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器」として認定している。今後も規制指導を着実に継続していくとともに、認定機器の普及拡大を図っていく。

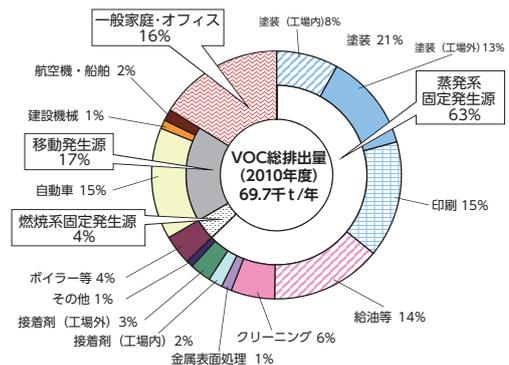
▼小規模燃焼機器の認定ラベル



■ 事業者への技術支援

都内のVOC排出量の約6割を占める蒸発系固定発生源は、その多くが中小規模の事業所となっている。これらの事業者の自主的な排出抑制の取組を促進するため、各種セミナーの開催、業種別の技術ガイドの配布、事業所の実態に即した抑制策を助言するアドバイザーの派遣など、事業者が効果的な対策を行うための技術支援を継続していく。

▼都内のVOC総排出量推計の内訳



▼VOC対策ガイド (工場内編、建築・土木工事編)



■ 化学物質適正管理制度等の活用

都の化学物質適正管理制度等を活用し、事業者の現状やVOCの使用状況を踏まえた削減方法を検討するなど、産業部門からのVOC排出量の更なる削減に取り組んでいく。

■ 次世代自動車等の普及促進

事業者への特定低公害・低燃費車の導入義務や利用・使用の推進等により、低公害・低燃費車は開発・普及が促進され、都内の自動車保有台数の約2割を占めるまでに増加している。今後も、次世代自動車等への導入支援を行うなど、環境性能の高い自動車の更なる普及促進に取り組んでいく。

■ 自動車排出ガス監視体制の整備

国の排出ガス規制の試験ではNO_x排出量の基準を適合しているながら、実走行時には数倍も排出する「無効化機能^{*}」を搭載した自動車の事例が、東京都環境科学研究所の調査等により発見されている。こうした悪質な違反行為などを防止するため、効果的な監視体制を整備していく。

■ ガソリン蒸発ガス対策

給油時、駐車時、走行時等に大気中に放出されるガソリン蒸発ガスはVOCであり、これらの放出を抑制することにより、大気環境の更なる改善が期待できる。九都県市と連携し、ガソリン蒸発ガスへの適切な対策であるORVR車^{*}の導入を国等へ要望するなど、自動車からのVOC排出量の削減を進めていく。

■ 船舶対策

船舶に対しては、海洋汚染防止条約（マルポール条約）における燃料油の硫黄分濃度の上限値の強化（2020年又は2025年に3.5%→0.5%）など、今後の船舶からの排出ガスに係る法規制の強化等に円滑に対応していく必要がある。東京港においては、更なるNO_x、硫黄酸化物（SO_x）排出量削減に向け、国際的な環境対策プログラムESI^{*}を活用したインセンティブなどにより、環境負荷の少ない船舶の寄港を促進する取組を着実に実施していく。

■ 業務・家庭部門における燃焼機器等の排出削減対策

業務・家庭部門のPM2.5濃度への排出寄与割合は、全体

▼自動車排出ガスの測定調査

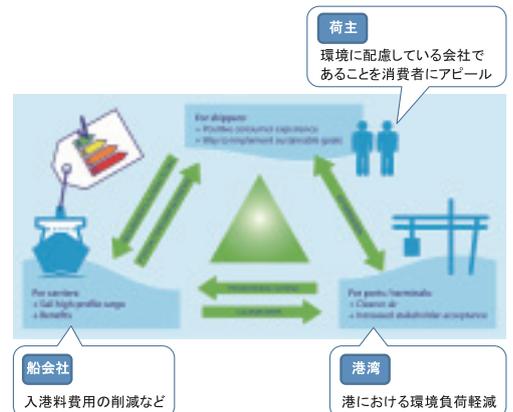


▼特殊赤外線カメラ撮影による自動車給油時の蒸発ガス



出典：九都県市あおぞらネットワークホームページ

▼ESIのメリット



出典：World Ports Climate Initiativeホームページ

から見れば高くないものの、都内人為起源の約1割を占めている。今後は、業務・家庭部門において小規模で多数存在する未規制の機器に対し、排出ガスの実態調査を行い、低 NO_x ・低 CO_2 小規模燃焼機器認定制度の対象を拡大するなど、 NO_x の排出削減に取り組んでいく。

■ 身近な生活環境でのVOC対策

一般家庭やオフィスから排出されるVOCは年間約1万トンであり、都内のVOC排出量の約16%を占めている(2010年度推計)。近年、PM2.5などの大気汚染物質への関心は高まっているものの、その原因物質であるVOCについて身近な生活環境での排出抑制策はあまり浸透していない。このため、暮らしに身近な生活用品について、低VOC商品の選択促進等に取り組んでいく。

■ 光化学オキシダント高濃度日の NO_x 、VOC排出抑制

都内では、日射量が多い猛暑日の頻発等の気象的な要因もあいまって、光化学スモッグ注意報発令日の出現を抑えきれない状況にある。このため、事業者等との連携体制を更に機動的なものとし、事業への影響を最小限に抑えながらも効果的な発生抑制策が必要である。今後、光化学スモッグの予報、事業者への排出抑制の要請等を効果的に運用する新たな仕組みを検討していく。

■ 広域連携の推進

これまで、九都県市等と連携し、VOCを排出する事業者へ夏季の排出抑制の取組を促す対策を行ってきたが、これに加えて、冬季を中心とした燃焼機器対策等も実施していく。このほか、各自治体のグリーン購入等と連携し、都が認定した低 NO_x ・低 CO_2 小規模燃焼機器を普及拡大するなど、広域的な対策を推進していく。

大規模な開発計画は、PM2.5をはじめとする大気汚染物質の広域的な影響が想定されることから、周辺自治体等と連携して計画の事前・事後における配慮を要請していく。

▼小規模燃焼機器（可搬式発動発電機）



▼エアゾール、スプレー製品の表示例



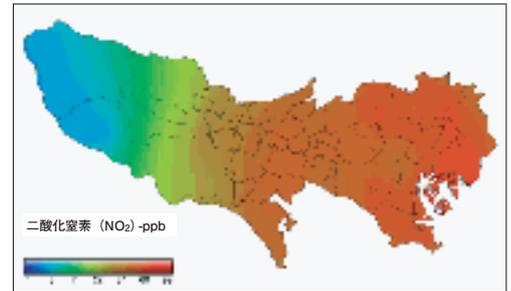
▼光化学スモッグ発生メカニズム



■ 大気常時監視

都内では、一般環境大気測定局47か所、自動車排出ガス測定局35か所の合計82か所で、NO₂、SPM、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、PM2.5の環境基準設定6項目のほか、一酸化窒素、メタン、非メタン炭化水素、風向、風速、温度、湿度の7項目について24時間連続測定を行っている。今後、スーパーサイト*を設置し、より詳細なモニタリングを行い、大気環境の状態を把握していく。また、1時間ごとの測定値を掲載する大気汚染地図情報等を活用して、都民や東京へ訪れる人々への分かりやすい情報提供を行っていく。

▼大気汚染地図情報（NO₂）



■ PM2.5・光化学オキシダント対策に関する研究の推進

PM2.5の高濃度日では季節や場所により成分組成が異なることから、季節ごとの主要な要因分析や広域移流の影響を把握し、データに基づく効果的な削減手法を検討していく。

また、植物は光化学オキシダント生成への影響が大きいVOCを排出することが分かってきているが、都市部における発生量等の実態が把握できていないため、植物起源VOC調査等を行っていく。発生源インベントリ*は再整備を行い、未把握分野も含めた今後の対策検討に活用していく。

▼PM2.5採取装置



出典：東京都環境科学研究所ホームページ

(2) アスベスト飛散防止対策の徹底

アスベスト飛散防止対策を徹底していくため、工事従事者の安全確保に努めている東京労働局等との届出情報の共有や合同立入り、事業者等への周知徹底を図るとともに、区市に対してのアスベスト分析等の技術支援も強化していく。

▼アスベスト除去作業



出典：アスベスト成形板対策マニュアル
(社団法人住宅生産団体連合会提供写真)

(3) 騒音・振動対策

効果的な対策の実施に向け騒音・振動の調査を行うとともに、近年増加傾向にある建設騒音の苦情の低減に資する区市町村の取組を支援していく。

■ 自動車騒音対策

自動車騒音を防止するには、自動車等から発生する騒音の低減、路面の低騒音化や自動車交通量の分散化などの対策を総合的に進めていく必要がある。このため、都市インフラの整備や更新に併せて、自動車騒音の抑制効果の高い二層式低騒音舗装*の採用や道路ネットワーク強化による自動車交通量の分散化など、引き続き自動車騒音の抑制を図っていく。また、騒音の低減にも寄与する次世代自動車の導入を進めていく。

▼道路沿道騒音測定（瑞穂町）



■ 航空機騒音対策

都は、東京国際空港（羽田）、横田基地、厚木基地周辺で、騒音測定を行っている。横田基地及び厚木基地周辺は、環境基準に適合しない調査地点があるため、航空機騒音防止対策の推進、住宅防音工事に係る対象区域及び補助対象施設の拡大等を国等に要請していく。

▼航空機騒音測定（東京国際空港）



■ 鉄道騒音対策

騒音の環境基準の達成率は近年大幅に改善されてきているものの、2013年度は一部の地点で未達成となっており、これらの地点の改善に向け、音源特定などの騒音実測調査により、防音壁の設置やより低騒音型の車両の導入など、発生原因に適した効果的な騒音低減化対策を事業者等に要請していく。

▼鉄道騒音測定地点（大田区）



■ 生活騒音・振動の苦情の低減

都内の騒音・振動の苦情は、道路や建物の建設・解体工事が原因となるものが多い。都民の快適な生活環境を確保するため、苦情の低減に資する解決方法を検討していく。あわせて、モニタリング等に関する研修や技術的助言など、区市への技術支援を継続していく。

2 化学物質による環境リスクの低減

これまでの取組と課題

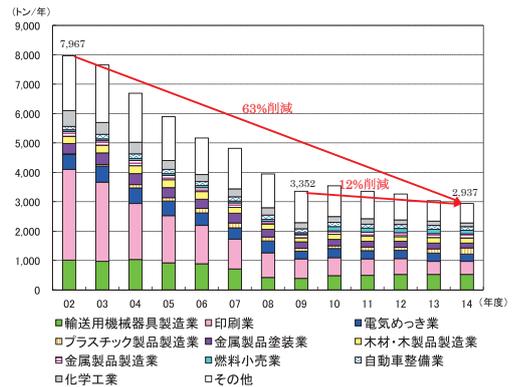
■ 化学物質対策

- ▶ 2014年度の条例に基づく都内の工場等からの化学物質排出量の総量は、10年前の4割程度まで低減した。しかし、都内には住宅と事業場が混在する地域が多く、未規制の化学物質等によるリスクの有無を確認していく必要がある。
- ▶ ダイオキシン類は、2014年度の調査で大気、土壌、地下水の全ての測定地点で環境基準を下回っている。大気中の濃度は、1998年度と比較して約15分の1、環境基準の約25分の1にまで減少してきた。底質は河川1地点で環境基準を上回っており、今後もモニタリングが必要である。
- ▶ 都は、東日本大震災を機に化学物質適正管理指針を改正し、震災等が発生した場合の化学物質の漏えい・流出事故を防止するため、事業者へ震災時の対応についても報告を求めている。

■ 土壌汚染対策

- ▶ 工場の廃業や再開発工事等に伴う土壌汚染による人の健康への影響を防止するため、都は2001年度から有害物質取扱事業者や大規模な土地変更者に対し、土壌汚染状況調査の実施と汚染が確認された場合の対策を義務付けている。
- ▶ これまで、工場の廃止時に実施する土壌汚染状況調査では、約3,300件の届出のうち約35%において、土壌汚染が確認され、大規模な土地変更時に実施する同調査では、約7,200件の届出のうち約30%において、土壌汚染のおそれ確認された(2015年3月末現在)。
- ▶ 土壌汚染があると判明した土地では、人の健康への影響を防ぐための対策が必要となるが、中小事業者においては、費用面・技術面で課題を抱えている。
- ▶ 都は、合理的な対策手法等を分かりやすく解説した「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」の活用や、専門家が技術的観点からアドバイスを行う土壌汚染対策アドバイザーの派遣等を通じて、中小事業者への効果的な技術支援を実施している。

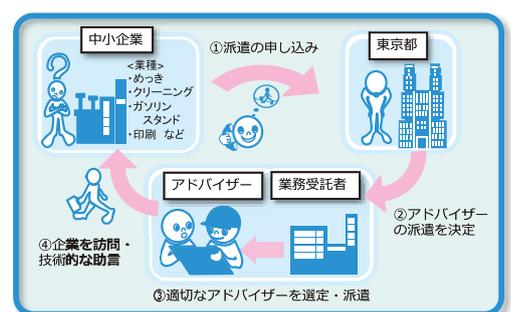
▼ 都内の化学物質排出量の推移



▼ 保管中の化学物質の防災対策



▼ 土壌汚染対策アドバイザー派遣制度のしくみ



あるべき姿

化学物質等による環境リスクの低減が図られ、安心して暮らせる生活環境が確保されている。

- 化学物質の排出が抑制され、環境リスクの低減が進んでいる。
- 合理的な土壌汚染対策が選択され、処理が進んでいる。



目標

- ◆ 化学物質の環境への排出量を更に低減する。
- ◆ 環境面・経済面・社会面にも配慮した土壌汚染対策を推進する。

施策の方向性

(1) 化学物質排出削減策の推進

都内の化学物質排出量は着実に低減してきたが、都内に多く存在する住工混在地域においては、状況を把握し、リスクの有無を確認していく必要がある。

■ 化学物質適正管理制度の充実

都は、国のPRTTR制度*の他、小規模な事業所も対象に、条例で定める適正管理化学物質の環境への排出量等について報告を求めている。こうした制度等を活用して、化学物質の排出量を更に削減する方策を検討していく。

▼ 化学物質適正管理制度の概要

対象事業所	工場・指定作業場 年間取扱量 100kg以上 中小の塗装、印刷、メッキ、クリーニング、ガソリンスタンド等
対象物質	性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質59物質（条例で規定されている有害ガス及び有害物質）
報告内容	使用量、製造量、製品としての出荷量、環境への排出量、事業所外（廃棄物、下水）への移動量の5項目

(2) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染は蓄積性が強く、地下水の汚染とも密接に関連し、その影響が長期に及ぶため、改善策を着実に進めていく。また、健康リスクを考慮した合理的な土壌汚染対策を推進するため、法規制の見直しを国へ提案要求するとともに、その結果を踏まえ、条例による都の制度についても適切な対応を行っていく。

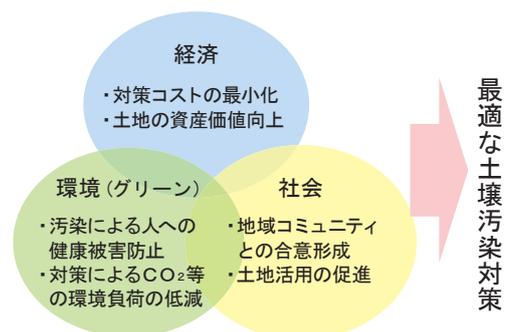
■ 中小事業者への技術支援

中小事業者が、低コスト・低環境負荷で、調査や対策を進められるようにアドバイザーの派遣等により、引き続き支援を行っていく。

■ 最適な土壌汚染対策を選択する手法の検討

対策実施に係る全ての過程での環境負荷の低減（環境面）とともに、コストの削減（経済面）や近隣住民等の理解促進（社会面）などの視点を踏まえ、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討していく。

▼ 最適な土壌汚染対策（イメージ）



3 水環境・熱環境の向上

これまでの取組と課題

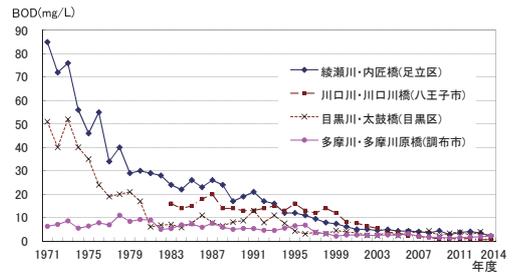
■ 河川及び東京湾の水質

- ▶ 2014年度における河川のBOD*は、都内56水域の全水域で環境基準を達成した。
- ▶ 東京都内湾（多摩川河口部から旧江戸川河口部までの東京都の地先水面）のCOD*は環境基準の達成が4水域中1水域に留まっており、夏期を中心に赤潮発生や貧酸素水塊*による水生生物への影響が生じている。
- ▶ 特に大雨の際は、市街地を浸水から守るため、雨天時下水の放流があり、東京湾の水質悪化の要因の一つとなっている。また、東京湾に流入するCODで見た都県別排出負荷量の割合は7割以上が他県からの流入となっているため、国、他自治体、関係機関等と連携した広域的な対策が重要である。

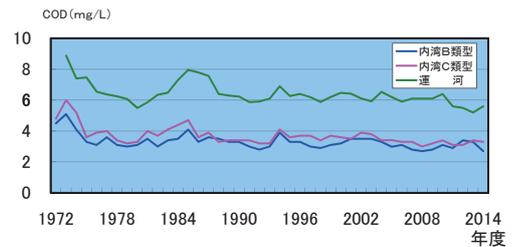
■ 東京の水循環を取り巻く状況

- ▶ 近年、更なる都市化の進行や産業構造の変化、気候変動などにより、水循環に変化が生じ、地下水涵養、河川流量の減少、洪水、水質汚濁、生態系への影響など様々な課題への対応が緊要となっている。
- ▶ 都内の地下水と地盤の状況を見ると、これまで、法律や条例により、地下水揚水規制を実施してきた結果、地盤沈下は沈静化しつつある。また、地下水位は全体として回復傾向にあるが、近年頭打ちの状況にあり、地域によっては地下水位の低下により地盤沈下の再発が懸念されている。
- ▶ 地盤沈下は一度起こると元の地盤高には回復しえない不可逆的な現象であり、過剰な揚水により再び沈下が進行する可能性があることから、引き続き適切な揚水規制等により地盤沈下防止に取り組む必要がある。
- ▶ 一方、東日本大震災を契機とした非常災害用井戸の設置など、地下水利用への関心の高まりがみられる。また、2014年4月に国が制定した水循環基本計画では、「持続可能な地下水の保全と利用」を推進するとの考え方が示されている。
- ▶ これらの新たな課題等も踏まえ、健全な水循環の維持に向け施策を推進していく必要がある。

▼河川のBODの経年変化（年度平均値）



▼東京湾のCODの経年変化（年度平均値）



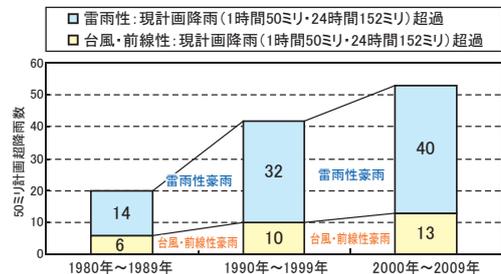
■ 気候変動による水・健康等に関するリスクの増大

- ▶ 2014年6月、都は東京都豪雨対策基本方針を改定し、対策強化流域や対策強化地区において、区部は最大で時間75ミリ、多摩部で時間65ミリの降雨への対応など、浸水対策のレベルアップを図っている。
- ▶ 国の「日本の気候変動とその影響（2012年度版）」では、日本の平均気温の上昇に伴い、大雨災害の深刻化や高波・高潮リスクの増加、熱中症の発生率の増加、感染症媒体蚊の生息域の拡大など、様々な影響の可能性を示している。
- ▶ 今後とも、集中豪雨への対応に加え、土砂災害や高潮などの被害リスクの軽減や、熱中症・感染症等の予防にも取り組んでいく必要がある。

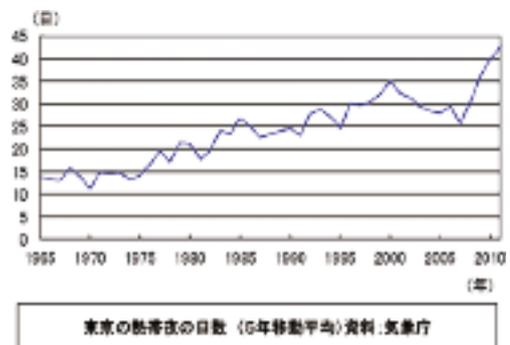
■ 東京の熱環境

- ▶ 東京の年平均気温は、100年当たりで約3℃の上昇が見られ、都市化の影響が比較的少ないと見られる地点の都市の1.5℃に比べ、大きく上昇しており、地球温暖化の影響に加え、ヒートアイランド現象を含む都市の高温化の傾向が顕著に現れている。
- ▶ 熱帯夜*の日数は、1970年代から増加傾向にあり、2011年の5年移動平均値*は42.6日で、過去最高レベルとなった。熱中症による救急搬送者数も、2000年は412人であったが、2015年には4,634人まで増加している。
- ▶ 都は、自らによる率先的な省エネの取組に加え、遮熱性舗装*、保水性舗装*の整備、河川緑化、街路樹再生、公園・広場整備、屋上緑化、壁面緑化、散水・打ち水、校庭芝生化等の幅広い対策を展開している。
- ▶ 熱画像*を用いた対策の効果検証によると、再開発地域等では開発前と比較して地表面等の熱赤外放射量*が着実に減少し、対策効果が明らかになっているものの、密集住宅地域等では熱赤外放射量が多い傾向にある。
- ▶ 気候変動の影響もあいまって都市の高温化は継続しており、気温上昇の抑制策に加え、熱ストレスの発生が増加等の影響の抑制に着目した適応策も実施していく必要がある。

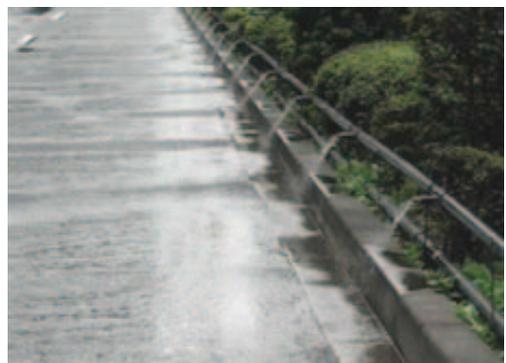
▼ 時間50ミリを超える降雨数の経年変化



▼ 東京の熱帯夜の日数の推移



▼ 保水性舗装・散水設備



あるべき姿

河川や海域の水質改善が進み、うるおいある水環境の創出や暑さ対策により、都民や東京を訪れる人々が心地良さを実感できる環境が実現されている。

- 河川や海域において水質改善が進み、都民等が身近に親しみ、水生生物が多く生息する水辺環境が整備されている。
- 湧水・地下水が保全されるとともに、水辺を生かした魅力ある環境の整備や安全性の向上が図られている。
- 暑さ対策が進み、街なかで心地良く過ごせる環境が実現されている。



目標

- ◆ 2020年度までに、海域のCODの環境基準を100%達成し、河川のBODの環境基準100%達成を継続する。
- ◆ 地下水の保全と適正利用のバランスのとれた管理方策を構築する。
- ◆ 真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアが増加している。

施策の方向性

(1) 水質汚濁対策

国、関係自治体等との連携を図り、東京湾や河川における水質汚濁対策を更に推進し、身近で親しみやすい水辺環境を整備していく。

■ 総量規制等の着実な実施

都は、水質汚濁防止法に基づく排水中の有害物質等の濃度規制に加え、COD、窒素、りんについては併せて総量規制を実施するほか、環境確保条例に基づく法の上乗せ排水基準の設定及び法対象外の項目や施設に対する規制を行っている。今後も、法令等に基づく規制を着実に実施するとともに、国や関係自治体と連携し、効果的な対策を検討・推進していく。

▼排水規制の概要

	濃度規制	総量規制
規制内容	排出中の物質の濃度を規制	排水中の物質の絶対量を規制
対象地域	全域	東京湾に排水が流入する地域
対象事業場の規模	—	日平均排水量50m ³ 以上
対象物質	有害物質 生活環境項目	生活環境項目のうち、 COD（1979年度～）、 全窒素（2002年度～）、 全りん（2002年度～）

■ 合流式下水道改善、しゅんせつの実施

貯留施設や高速ろ過施設の整備など合流式下水道*の改善を進め、雨天時に流出する汚濁負荷を更に削減していく。また、水再生センターにおける高度処理施設等の整備を進め、水辺に放流される水質を向上し、東京湾における赤潮の発生抑制に寄与していく。あわせて、流れの少ない河川区間、運河等において、しゅんせつ、覆砂*等の対策を実施し、底泥からの窒素・リンの溶出による水質の悪化及び悪臭の発生を防止していく。

▼ 合流式下水道改善（イメージ）



▼ 干潟の浄化機能



■ 水質や水生生物等の調査研究の実施

国や関係自治体と連携した水質浄化の取組にモニタリングデータを活用していくとともに、底質からの栄養塩類溶出等の実態調査や浅場・干潟等における生態系の浄化機能等に係る研究など水質浄化に関する知見を集積し、水生生物の生息環境の整備や東京湾の水質改善を促進していく。

(2) 東京の水循環の再生と水辺環境の向上

地下水の保全と利用の適正管理、湧水の保全・回復等に取り組むとともに、気候変動による影響等も踏まえ、東京にふさわしい水循環の再生と水辺環境の向上を図っていく。また、東京2020大会の開催を契機として、臨海部の水辺環境を更に魅力ある空間として整備していく必要がある。

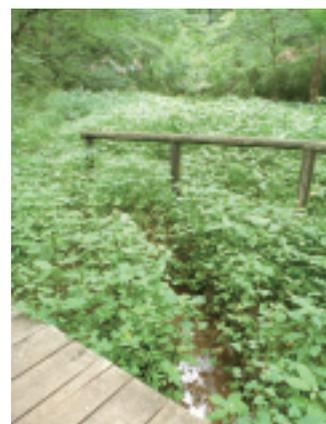
■ 地下水の保全と利用の適正管理

今後、地下水を取り巻く近年の状況変化を踏まえ、地下水の実態把握を行った上で、「保全と適正利用」のバランスを取るための管理方策を検討していく。また、地下水利用の一つである温泉についても、地下水と連携した検証を継続していく。

■ 湧水等の保全・回復

湧水は、河川の水源となるほか、生物を育む場所や地域のコミュニティ形成の場、観光資源になるなど有用な資源としても位置付けられる。そのため、保全や回復に向けた取組として、地下水涵養^{かん}に大きな役割を果たす緑地・森林の保全や地下水の涵養量を増やす雨水浸透の推進を引き続き継続していく。

▼ 湧水群



(3) 街なかでの暑さ対策等の推進

街なかでのクールスポット創出等の暑さ対策の展開により、更に心地良い都市環境を目指していく。また、東京2020大会を見据え、競技会場や街なかでの暑さ対策を強化していく。さらに、気温の上昇等は、将来における感染症の発生リスクを高める可能性があり、予防等の対応を図っていく。

■ 区市町村や民間事業者等の取組促進

区市町村や事業者など多様な主体と連携し、これまでのヒートアイランド対策に加え、都内各所でドライ型ミスト発生装置*の設置、花や緑の整備など、クールスポットの創出を展開していく。あわせて、ヒートアイランド対策ガイドラインの改定等を通じて、多様な主体による取組を更に促進していく。

▼ドライ型ミスト発生装置の導入例
(上野動物園)



■ 東京2020大会の開催に向けた組織委員会や関係省庁等との連携強化

東京2020大会の開催に向け、マラソンコース等の道路の暑さ対策として、遮熱性舗装の整備等を推進していく。また、熱中症予防に関する広報を行っていくとともに、地域等と連携した打ち水の取組を拡大するなど、ソフト面の取組を含め、暑さ対策を社会に定着させていく。

▼遮熱性舗装の性能



▼感染症媒介する蚊の捕集状況



■ 感染症対策の実施

蚊媒介感染症について、国や関係機関、都民等と連携・協力し、平時から蚊の発生抑制、ウイルス保有蚊の生息や患者発生のサーベイランス*を行うとともに、発生時における調査や蚊の駆除等を迅速に実施するなど、状況に応じた総合的な対応体制を整えていく。

11-5

今後の環境政策の方向性

環境施策の 横断的・総合的な取組

- 1 多様な主体との連携
- 2 持続可能な都市づくりに向けた
環境配慮の促進
- 3 実効性の高い環境行政の推進に
向けた体制の充実

1 多様な主体との連携

これまでの取組と課題

- ▶ 区市町村の環境施策に対する財政支援や技術支援、情報の共有等を行い連携した取組を推進している。
- ▶ ディーゼル車規制や国への提案要求など、九都県市首脳会議環境問題対策委員会をはじめとした広域連携会議において施策連携の推進、広域的な課題の解決に取り組んでいる。
- ▶ キャップ&トレード制度については、埼玉県と相互にクレジット取引を可能にするなどCO₂削減に向け連携した取組を展開している。
- ▶ 産業廃棄物の不法投棄など不適正処理未然防止のため、1都11県20市で「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム）を設置し、取組を推進している。
- ▶ 気候変動対策に先進的に取り組む都市グループであるC40*、ICAP*などに参加し、世界の諸都市との連携を推進している。
- ▶ キャップ&トレード制度、建築物の省エネルギー対策等の東京の先導的な気候変動対策を国際会議等で発信している。
- ▶ 北京市、ソウル特別市、バンコク都などアジア諸都市等との間で廃棄物分野や大気質分野においてワークショップの開催や職員の交流などを実施している。

▼世界の諸都市との交流 2015年度実績

環境分野に関する交流・推進（共同合意締結）		ロンドン市、モスクワ市、パリ市、トムスク州
職員派遣・受入	廃棄物分野	バンコク都、シンガポール市、トムスク州、ヤンゴン市
	大気質分野	バンコク都、北京市

▼区市町村との連携による地域環境力活性化事業

2014年度実績	33区市町村58事業
2015年度申請	36区市町村71事業
＜対象事業例＞	
・省エネルギー診断等を活用した中小規模事業所の省エネルギー対策	
・外来種・移入種の積極的防除	
・金属資源循環利用のための小型電子機器等再資源促進	

▼気候変動対策の発信実績

2011年	ガバメントリーダーシップ賞（世界グリーンビルディング協会）を受賞
2012年	国連「リオ+20」でワークショップを開催（キャップ&トレード制度を紹介）
2013年	大都市気候リーダーシップ賞（C40・シーメンス）を受賞
2014年	国連気候変動枠組条約技術専門家会合に招へい（キャップ&トレード制度の成果を発表）
	C40東京ワークショップ開催（東京の省エネビルを紹介）
2015年	COP21（パリ）のサイドイベント等において温室効果ガス削減目標や都の取組を発信

▼COP21サイドイベントにおける都の情報発信



あるべき姿

多様な主体と連携した環境配慮への取組が進むとともに、世界の諸都市との環境施策における協力が活発に行われている。

- 行政、都民、企業、NGO／NPO等多様な主体間の連携、協働により、あらゆる場面において環境に配慮した取組が進み、東京全体の環境改善が一層推進されている。
- 世界の諸都市との間で、地球規模の環境問題や都市間に共通する環境課題の解決に向けた政策の連携や学び合いが活発に行われている。



目標

- ◆ 区市町村やNGO／NPOなど多様な主体との連携による取組を推進する。
- ◆ 九都県市や大都市会議等で協働して取り組む施策を拡大・発展させる。
- ◆ 世界の諸都市との政策情報の交換や技術協力を推進する。

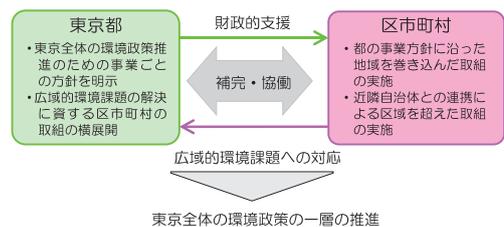
施策の方向性

持続可能な社会の実現に向け、都民、事業者、NGO／NPO等多様な主体との連携強化により、施策効果を高めるとともに、世界の諸都市との交流・協力を推進し、東京の環境改善と併せて世界の環境課題の解決に寄与していく。

■ 区市町村との連携

- ▶ 地域の特性や資源を生かした環境への取組を促進するため、東京都の広域的な環境課題の解決にも資する区市町村の施策を引き続き支援する。
- ▶ 資源循環分野においては、区市町村の一般廃棄物行政との連携が特に重要である。事業系廃棄物の3Rのルールづくりなどについて区市町村と共同で検討を行うなど、課題解決への取組を推進する。
- ▶ 区境を越えた自転車シェアリングの推進など、区市町村が共同で取り組む具体的な施策を支援していく。
- ▶ 都がこれまで培ってきた経験や技術を区市町村が抱える課題の解決に生かしていくことが重要である。情報の共有や共同で検討する場を設けることや職員の人材育成に関する連携等により、都全域での取組を底上げしていく。

▼ 区市町村との連携による地域環境力活性化事業（イメージ）



▼ 都による認知度向上を目的としたPRポスター



■ 広域的な自治体間の連携

- ▶ 住民の日々の生活に関連の深い問題を探り上げたキャンペーンを共同で行うなど、九都県市で連携し住民意識の醸成を図るとともに、事業者や住民などを巻き込んだ具体的な取組に発展させていく。
- ▶ 新たに発生する分野を含む多種多様な課題に迅速に対応できるよう、国等への働き掛けや情報発信など共同の取組を推進する。

■ 都民、企業、NGO／NPO等との連携

- ▶ 都民、NGO／NPO等との連携を強化するとともに、特に企業との協働においては気候変動対策や廃棄物対策等に関する先進的な環境配慮の取組を展開するなど、各主体との更なる連携・協力を推進する。
- ▶ 食品ロス問題や在来種植栽に既に取り組む先駆的な企業とのモデル事業や共同検証等を通じ、新たな制度構築に向けた検討や取組の普及拡大を推進する。
- ▶ 消費者サイドからの廃棄物の発生抑制などには都民、NGO／NPO等との協力と連携が欠かせない。今後も連携を強化し、普及啓発や気運の醸成に取り組む。
- ▶ 保全地域を活用した東京グリーンシップ・アクションや八王子市内の公有地を活用した民間主体における自然体験の場づくりなど、引き続き企業やNGO／NPO、ボランティア団体等と連携した活動を推進する。
- ▶ 「森林・緑地保全活動情報センター」を活用し、これまで自然にふれあう機会の少なかった都民を対象として、自然環境活動への参加や継続的な取組を促すプログラムの提供等を行う。
- ▶ 「緑の東京募金」は、「目に見える緑を増やす」取組に充当してきたが、今後は花と緑を「植え、育て、まもり、彩る」取組に幅広く活用できるよう「花と緑の東京募金」に再構築していく。

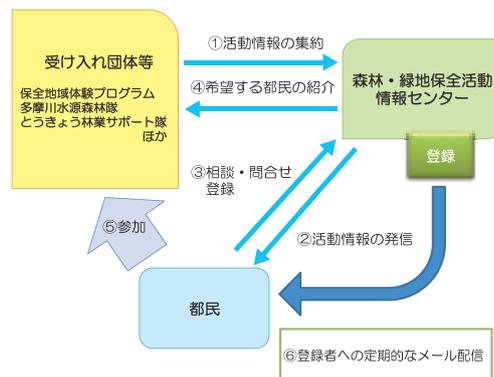
▼九都県市におけるキャンペーン例



▼食品ロス削減に向けた協創プロジェクトの市民浸透強化事業



▼森林・緑地保全活動情報センターを活用したプログラムの提供



▼体験プログラムの様子



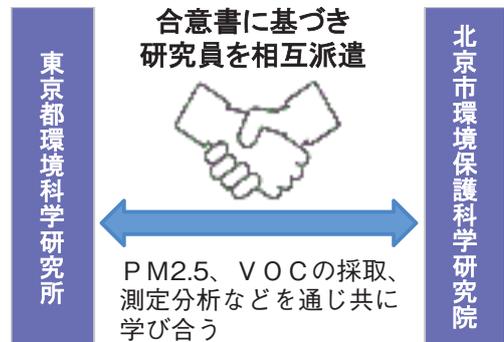
■ 国際環境協力の推進

- ▶ 都市外交を推進し、都の先駆的な取組の発信や政策連携・技術協力等を強化する。
- ▶ C40、ICAP、ICLEI*などの国際的なネットワークに引き続き参画するとともに、コンパクト・オブ・メイヤーズなどの新たな国際的な枠組みや国際会議等への参加などを通じて、都の先駆的な環境対策を発信し、世界の諸都市・自治体による気候変動対策の推進においてリーダーシップを発揮していく。
- ▶ リサイクルなどの廃棄物分野やPM2.5などの大気質分野などにおいて、北京市やソウル特別市などのアジアの諸都市等と連携を強化し、国際会議への参加や研究員の相互派遣など、都の持つ経験やノウハウを生かして政策・技術協力を充実・強化していく。
- ▶ ロンドンオリンピック大会における廃棄物対策や世界の諸都市のごみ収集等におけるデザインの活用など、他の都市の取組事例を都の資源循環施策の構築に生かしていく。
- ▶ 「持続可能な資源利用」に向けた先駆的な取組や東京2020大会における資源循環施策等を積極的に海外に向け情報発信し、ノウハウを提供していく。

▼国連気候変動枠組条約技術専門家会合における都のプレゼンテーション（2014年6月）



▼世界の諸都市との政策・技術協力例



コラム コンパクト・オブ・メイヤーズ (Compact of Mayors、首長誓約) への参加



2015（平成27）年10月、東京都は気候変動対策として世界最大規模の都市間連携となる「コンパクト・オブ・メイヤーズ（首長誓約）」の取組に参加しました。

コンパクト・オブ・メイヤーズは、2015（平成27）年にフランス・パリ市で開催されたCOP21の成功を後押しするため、C40やICLEIらが中心となって2014（平成26）年に設立されたものです。世界全体の温室効果ガスの7割を排出している都市が連携して、気候変動の危機に対処していくことを設立の目的としています。

この取組に参加した都市は、自らが設定した温室効果ガスの削減目標や行動計画の公表、その進捗状況の報告等を実施することを誓約します。

《主な誓約内容》○ 温室効果ガスの排出量を測定する。 ○ 気候変動がもたらすリスクを把握する。
○ 温室効果ガス削減目標を設定する ○ 行動計画を策定する。

2016（平成28）年2月現在、世界中から450を超える都市が参加しており、そのうち約6割が欧米の都市です。日本からは東京都を含む5都市が参加しています。（<http://www.compactofmayors.org/>）



2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進

これまでの取組と課題

- ▶ 環境影響評価制度や建築物環境計画書制度など都市づくりにおける環境配慮や自動車環境管理計画書制度など事業活動における環境配慮を制度化するなど、環境負荷の低減を促進している。
- ▶ マンション環境性能表示や中小規模事業所の低炭素ベンチマークなど環境配慮の度合いを評価する仕組みを構築し、普及促進を行っている。
- ▶ 小学校教職員を対象とする環境教育研修会（2008年度～）や社会人を対象としたテーマ別環境講座（2011年度～）等を開催し、人材育成を推進している。
- ▶ 埋立処分場における見学会（2009年度環境学習ホール開設）、東京都の保全地域における東京グリーンシップ・アクションの実施など、都の保有施設や所有地を環境学習の体験の機会の場合としても活用し、環境学習を推進している。
- ▶ 環境局ホームページのスマートフォン対応やフェイスブックなどのSNSを活用した効果的な広報を実施している。

▼環境配慮の促進事例

環境配慮の制度化	
環境影響評価制度（環境アセスメント制度）、建築物環境計画書制度、キャップ&トレード制度、化学物質適正管理制度、都市開発諸制度、緑化計画書制度、開発許可制度、自動車環境管理計画書制度 等	
環境配慮を評価する仕組み	
省エネラベル、低NOx・低CO ₂ 小規模燃焼機器認定制度、九都県市指定低公害車、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度、中小規模事業所の低炭素ベンチマーク、マンション環境性能表示、貨物輸送評価制度 等	
都庁の率先行動	
スマートエネルギー都庁行動計画、省エネ・再エネ東京仕様、東京都グリーン購入推進方針、東京都グリーン購入ガイド、東京都建設リサイクルガイドライン、東京都環境物品等調達方針（公共工事） 等	

▼小学校教職員を対象とする環境教育研修会実績

年度	回数	人数
2012年度	6	106
2013年度	6	80
2014年度	6	90

▼環境局ホームページ



▼環境局のSNS



あるべき姿

都民の日常行動や企業の事業活動に環境配慮が組み込まれるとともに、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。

- 都民の普段の生活や企業の事業活動のあらゆる場面において環境配慮行動が実践されている。
- 都市基盤の整備・更新において将来にわたり環境負荷が考慮され、持続可能なまちづくりが進んでいる。
- 次世代を担う子供たちが環境教育を受ける機会や都民が環境を学べる場などが充実し、環境意識の醸成が進んでいる。



目標

- ◆ 規制、誘導など多様な手法により環境配慮の具体化・内在化を推進する。
- ◆ 次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、都民が環境を学べる機会等の積極的な提供を行う。
- ◆ 都民・事業者へ環境施策が浸透し環境配慮行動が実践されるよう、環境広報を充実・強化する。

施策の方向性

多様な手法により都民、事業者等の環境配慮行動を促すとともに、都自らも最大限環境に配慮した取組を進める。

■ 都民・企業に環境配慮の取組を促す仕組みづくり

- » 持続可能な都市の実現に向け、環境配慮の仕組みづくりを引き続き促進していく。
- » キャップ&トレード制度や緑化計画書制度などの制度的手法について、更に効果的で実効性の高い仕組みとなるように検討を行う。
- » 再生品などのエコマテリアルの活用や環境配慮型製品の利用などについては、都が率先して取り組むとともに、都内の事業活動における持続可能な調達行動の普及に向けたルール作成や仕組みづくりを行う。
- » 2016年4月の電力小売りの全面自由化を踏まえ、再生可能エネルギー電力の「見える化」など情報発信・普及啓発を行い、都民や事業者による再生可能エネルギーの積極的な利用を促す仕組みを構築する。

▼東京都環境影響評価制度における予測・評価項目

1 大気汚染	2 悪臭
3 騒音・振動	4 水質汚濁
5 土壌汚染	6 地盤
7 地形・地質	8 水循環
9 生物・生態系	10 日照
11 電磁障害	12 街景景観
13 景観	14 史跡・文化財
15 自然との親れ合い活動の場	16 廃棄物
17 温室効果ガス	

▼普及啓発パンフレット（イメージ）



- ▶ 低炭素なビルが不動産市場において適正に評価されるため、カーボンレポートの積極的な活用や、ビルオーナーとテナントが協働で省エネに取り組むグリーンリースなどの普及啓発等を行う。
- ▶ 優良産業廃棄物処理業者の認定制度や貨物輸送評価制度など、環境に配慮した事業者を適正に評価・認定する第三者評価制度を更に普及・定着させていく。
- ▶ 都民や企業が環境に配慮した製品を選択できるように、環境に配慮した設備や機器等の認定制度や購入費用の一部補助制度、購入・設置費用に応じ減免を行う税制優遇などを引き続き実施していく。
- ▶ 都市再生特別地区を活用した低炭素化の推進や都市開発諸制度を活用した緑化の誘導など、各制度と連携したインセンティブを付与する施策も引き続き推進する。

■ 持続可能な公共調達コード

- ▶ 環境面、社会面及び経済面において実行可能な範囲で最適な効果が生まれるよう、サプライチェーン全体を視野に入れた原材料や製品・サービスを調達する「持続可能な公共調達コード」の策定に向け、先行事例などの調査や庁内横断的な検討を行う。

■ 環境技術を活用したビジネスの創出

- ▶ 優れた民間技術の選定・普及・活用による市場の拡大や、先駆的な企業との連携の強化などを図っていく。
- ▶ 「官民連携インフラファンド」、「官民連携再生可能エネルギーファンド」など、都の資金を呼び水として民間の資金のインフラ投資を促す投資的手法も引き続き活用していく。

■ 次世代の人材育成等

- ▶ 引き続き企業、関係団体、区市町村等との連携を図り、持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育（ESD）や生涯学習などを推進するとともに、学校教育と連携した環境学習を更に充実していく。

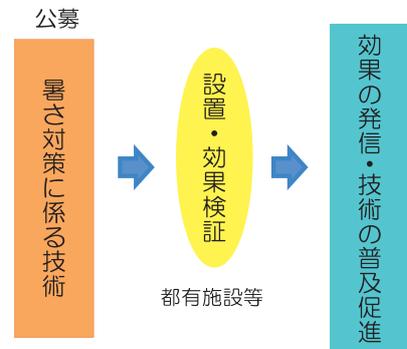
▼都市再生特別地区を活用した低炭素化の推進（イメージ）



▼持続可能な公共調達コードの検討（イメージ）



▼暑さ対策に係る先進技術等実証事業（イメージ）



▼埋立処分場を活用した環境学習



- ▶ 水素エネルギーや資源循環関連の普及啓発施設を活用し体験する場を提供するとともに、地域の特色や人材を活用した環境学習を展開し、心に残る環境学習や研修・講習などを実施していく。
- ▶ 区市町村等との環境学習に関する連携をより深めていくため、情報共有などの仕組みを構築していく。

▼小学校での環境学習出前講座



■ 新たな環境施策を推進するための 広報展開

- ▶ 水素エネルギーの活用、持続可能な資源利用、生物多様性の保全などについて、ターゲットに応じた広報媒体を効果的に利用するなど、メディアアドバイザーの専門的な視点を活用した広報を展開していく。

▼広報展開（イメージ）



コラム

ESD（Education for Sustainable Development）とは？

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育なのです。

ESDの国際的な動き

「ESDの10年」は、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて、日本のNGOの発案をもとに日本政府が共同提案し、国連決議を経て2005年より始まりました。

ESDの理念は、国連ESDの10年の終了後は持続可能な開発目標であるSDGsに盛り込まれ、その重要性がますます高まっています。



▼文部科学省「ESD QUESTキャラクター」及び環境省ESDキャラクター「はぐくん」コラボキャラクター



※文部科学省及び環境省ホームページより作成

3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実

これまでの取組と課題

- ▶ 2008年2月に公益財団法人東京都環境公社（環境公社）を東京都地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、中小規模事業所や家庭における省エネ対策の支援などを都と連携して進めている。
- ▶ 2015年度から、東京都の保全地域の一部の管理業務を環境公社に委託し、環境公社が緑地の維持管理等を実施している。
- ▶ 東京都環境科学研究所は、都から受託した研究や大学等との共同研究、国や民間企業等からの外部資金を活用した研究を実施している。
- ▶ 一方で、再生可能エネルギーや水素エネルギー、生物多様性の保全など近年の環境行政における重要なテーマへの取組が十分に進んでいないなどの課題がある。

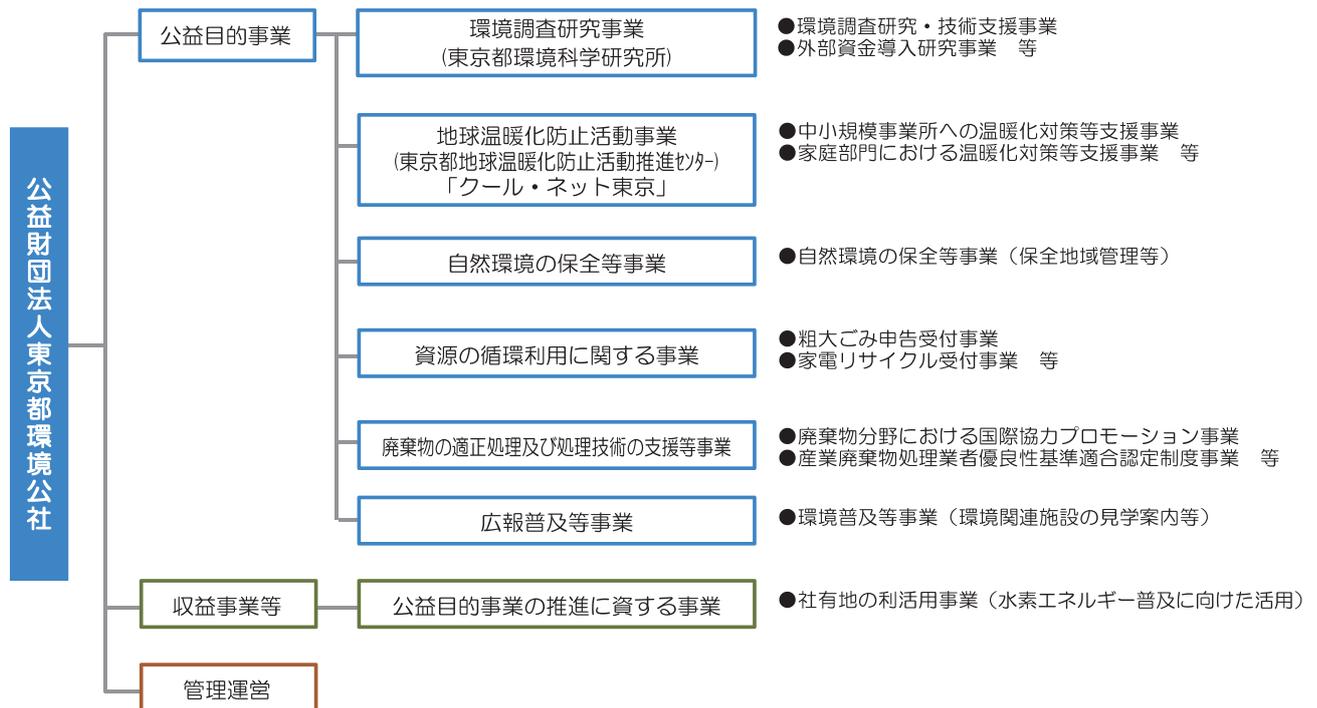
▼省エネルギー診断：事業所の設備チェック



▼2015年度 都からの委託研究テーマ

・自動車環境対策の総合的な取組に関する研究
・都市ごみ処理プロセス中の資源管理・都市ごみ中の有害物質の管理手法に関する研究
・最終処分プロセスに関する技術開発
・微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究
・高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究
・有害化学物質の分析法・環境実態の解明に関する研究
・浅場・干潟等に形成される生態系の機能に関する研究
・東京都におけるヒートアイランド現象等の実態に関する研究
・新たな緑の指標調査

▼東京都環境公社の事業体系



あるべき姿

都と環境公社が強固な連携の下、環境施策を推進している。特に環境公社の一部門である東京都環境科学研究所においては、研究などの機能が充実し、都の施策展開をバックアップしている。



目標

- ◆ 都と環境公社の連携を強化するとともに、環境公社における人材の確保や体制の整備を進める。
- ◆ 東京都環境科学研究所における研究機能を強化し、人材交流などを通じ技術力を向上させる。

施策の方向性

東京都環境科学研究所を含む環境公社の機能強化に向けて人材の確保と体制の整備を図り、都と環境公社の連携により効果的に施策を展開する。

■ 環境公社との連携強化

- » 都の監理団体である環境公社には、環境分野における専門機関として多くの経験や技術が蓄積されており、都から多くの事業を受託し都民や事業者と行政をつなぐ役割も果たしている。今後もこうした経験や人材を生かして、より効果的に都の政策を支援するため、都と環境公社との連携を更に深めていく。

■ 東京都環境科学研究所の機能強化

- » 再生可能エネルギーや水素エネルギーなど新たな研究分野に取り組み、都の施策を技術面から支えていく。
- » 先進的技術を都民に紹介したり、海外からの研修生を積極的に受け入れるなど、情報発信、環境学習、人的交流等の拠点として機能を強化する。

■ 環境行政を担う人材育成

- » 都がこれまで実施してきた先進的取組などから培われた環境に関わる知識・経験は貴重な財産である。技術継承の研修などを通じ施策の構築や推進に生かしていく。

▼環境公社による水素エネルギー普及施設：
水素情報館 東京スイソミル（イメージ）



▼水素イメージキャラクター



▼東京都環境科学研究所による大気解析研修





計画の着実な 推進に向けて

計画の着実な推進に向けて

本計画を着実に推進していくため、目標の達成状況、施策の進捗状況等を定期的に把握・検証し、適切に進行管理を行っていく。また、今日の環境課題は、国内外の社会経済情勢の変化や技術革新等にも大きく影響を受けることから、これらの変化にも柔軟に対応するよう必要な見直しを行い、環境施策を展開していく。なお、目標の達成状況等については、定期的に都民に公表し、効果的な情報発信を行うことで、多様な主体による取組の推進を図っていく。

■ 目標達成に向けたロードマップ

II-1 スマートエネルギー都市の実現

施策	目標	主な取組	2016年	2020年
省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する。 • 産業・業務部門で20%程度削減（業務部門で20%程度削減） • 家庭部門で20%程度削減 • 運輸部門で60%程度削減 	大規模・中小規模事業所における対策（産業・業務部門対策）	キャップ&トレード制度の着実な運用	
			引き続き期間に向けた検討	
			地球温暖化対策報告書制度等を活用した取組支援（省エネ診断、ベンチマーク、有効な対策への支援等）	
			カーボンレポートの活用等、低炭素ビルが市場で評価される仕組みの構築	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減する。 • 産業・業務部門で30%程度削減（業務部門で20%程度削減） • 家庭部門で30%程度削減 • 運輸部門で60%程度削減 	家庭部門への対策	グリーンリースの普及支援	更なる普及促進
			省エネアドバイザー等を活用した省エネ・節電行動の促進	
			創エネ・蓄エネ機器等の導入支援	
			既存住宅の省エネリフォーム促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年における都内の次世代自動車等の普及割合を、乗用車で8割以上、貨物車で1割以上に高める。 	運輸部門への対策	省エネ高水準住宅の情報提供等	省エネ基準適合義務化を踏まえた取組強化
			低公害・低燃費車の導入促進（指定制度、導入義務付け、補助・融資あっせん等）	
			次世代自動車、環境性能の高いユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入支援等	
			事業者の取組促進（自動車環境管理計画書制度、貨物輸送評価制度の活用等）	
地域環境交通施策の推進		エコドライブの推進、普及啓発		
		交通ネットワークの形成、公共交通の利便性向上		
			自転車シェアリングの広域利用（4区から更に拡大）	

施策	目標	主な取組	2016年	2020年	
省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都内の業務用コージェネレーションシステム（CGS）の導入量 <ul style="list-style-type: none"> • 2024年までに60万kW • 2030年までに70万kW ■ 代替フロン（HFCs）排出量 <ul style="list-style-type: none"> • 2020年度までに2014年度値以下 • 2030年度までに2014年度比35%削減 	都市づくりにおける低炭素化	建築物環境計画制度の再構築、ラベリングの強化等による市場へのアプローチ CGSの普及・エネルギーの面的利用の支援 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の活用 都市再生特別地区・都市開発諸制度による開発段階からのCO ₂ 削減都市開発諸制度等を活用した面的エネルギー利用の促進		
		都有施設における率先行動	スマートエネルギー都庁行動計画に基づく取組推進		
		その他温室効果ガス対策	フロン類の適正管理の徹底 ノンフロン・低GWP*機器の導入促進		
再生可能エネルギーの導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合 <ul style="list-style-type: none"> • 2024年までに20%程度 • 2030年までに30%程度 ■ 都内の太陽光発電設備導入量 <ul style="list-style-type: none"> • 2024年までに100万kW • 2030年までに130万kW 	太陽エネルギーの利用拡大	家庭向け蓄電池や太陽熱利用機器などへの一部助成 ソーラー屋根台帳の活用推進など継続的な取組 シティチャージの設置拡大		
		都市型の再生可能エネルギー等の利用促進	地中熱ポテンシャルマップの活用 バイオマス発電・熱、小水力発電、下水熱利用の促進等		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都有施設への太陽光発電の導入量 <ul style="list-style-type: none"> • 2020年までに2万2千kW ■ 地中熱等の熱エネルギーの有効性に関する普及啓発を図り、都内での導入を進める。 	地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大	事業者向け自家消費型再生可能エネルギー発電システム、熱利用システム導入の一部助成		
		官民連携ファンドの活用	官民連携再生可能エネルギーファンドの運営		
	再エネ電力選択の仕組みづくり		消費者への適切な情報発信等の仕組みづくり	普及啓発等	
			環境公社による再エネ由来FIT電気の利用促進		
水素社会実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 燃料電池自動車の普及台数 <ul style="list-style-type: none"> • 2020年までに6,000台（燃料電池バス100台以上） • 2025年までに10万台 • 2030年までに20万台 	燃料電池自動車・バスの普及	基金活用による集中的な財源投資		
		水素ステーションの整備	基金活用による整備費・運営費への集中的な財源投資 中小事業者の参入支援		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素ステーション整備箇所 <ul style="list-style-type: none"> • 2020年までに35か所 • 2025年までに80か所 • 2030年までに150か所 	家庭用・業務用燃料電池の普及	住宅向け導入支援等 業務・産業用の導入促進		
		CO ₂ フリー水素の活用促進	東北地方等の再エネ活用検討 導入に向けた取組 再エネ由来水素活用設備の導入促進		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭用燃料電池の普及台数 <ul style="list-style-type: none"> • 2020年までに15万台 • 2030年までに100万台 	普及啓発	ターゲットに応じた効果的広報 ★水素情報館東京スイソミルの開設（2016年夏）		
		国への提案要求等（規制緩和等）	事業者と連携した規制の代替措置調査	継続的な要望等	

II-2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

施策	目標	主な取組	2016年	2020年
「持続可能な資源利用」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。 	食品ロス削減の促進	先駆的企業やNGO/NPO、自治体と連携しながら普及啓発等を促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物のリサイクル率 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度27% ・2030年度37% 	事業系廃棄物のリサイクルの促進	リサイクルのルールづくり	リサイクルルールの普及拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ■都内廃棄物の最終処分量(2012年度比) <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度14%削減 ・2030年度25%削減 	先駆的な事業者等と連携した「持続可能な資源利用」の推進	モデル事業の実施	モデル事業の成果を生かした施策の検討・実施
	<ul style="list-style-type: none"> ■低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し「持続可能な調達」を都内の事業活動や市民の消費行動に広く定着させる。 	持続可能な調達の推進	情報収集・検討	中小企業への情報提供・普及啓発
静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■環境負荷の少ない優れた取組や循環利用の高度化に取り組む処理業者が市場で正当に評価され、優位に立つことができる環境を醸成する。 	第三者評価制度の普及促進	制度改善・促進策等検討	事業者向け講習会等の機会を活用して、制度周知
	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る。 	PCB含有機器の使用及び保管の届出徹底、中小事業者への支援	都内PCB含有機器の使用・保管実態調査、適正保管及び期限内処理の指導徹底	
		水銀含有廃棄物の分別排出・適正処理の促進	水銀含有廃棄物の分別収集促進	
		新たなスタイルによる公共空間の美化	実証事業	主要地区に展開
災害廃棄物対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■首都直下地震等の発災に備え、2020年までに、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。 	東京都災害廃棄物処理計画の策定	計画策定に向けた調査 計画の策定	区市町村による災害廃棄物処理計画策定を支援
		解体工事での現場指導の徹底	建設解体工事等現場への立入指導、排出者責任の周知	

II-3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

施策	目標	主な取組	2016年	2020年	
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ■公園整備や、民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する。 ■生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する。 	生物多様性に配慮した緑化の推進	生態系評価手法の開発・普及		
			生態系に配慮した緑化を誘導		
			都市再生特区、都市開発諸制度による開発段階での緑化の誘導		
			多様な主体の参画によるエコロジカル・ネットワーク構築の推進	在来種植栽の普及を通じたエコロジカル・ネットワークの拡大	
			既存の緑地等における緑の保全	保全地域の適切な維持管理等	都市緑化の推進、都市農地の保全
			多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活	森林再生（間伐）、枝打ちにより公益的機能を向上	
			保全地域における希少種保全対策の強化	パトロールや監視カメラ等による対策実施 アドバイザー派遣等の支援	
	■野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る。	野生生物の適正管理の推進	モニタリング調査、鳥獣保護管理計画、シカ管理計画の改定等により生息数の適正管理		
生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	■保全地域等での自然体験活動参加者数 ・2024年度延べ3万人 ・2030年度延べ5万人	体験プログラム等を通じた学びの機会の提供と人材の掘り起こし	芸術・文化など新たな切り口で自然を紹介 初心者でも参加できるプログラム実施		
	■自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する。	自然公園のあり方の検討	自然公園 ビジョン策定	ビジョンに基づき戦略的な 施策展開	
	■世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける。	小笠原諸島における、自治体等と連携した取組	国、自治体等と連携しながら、 外来種の排除、希少種保全などを推進		
	■環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する。	民間との連携による環境学習の推進	民間の資金やノウハウを生かした 自然環境保全・体験学習を拡充		

II-4 快適な大気環境、良質な土壌と水環境の確保

施策	目標	主な取組	2016年	2020年
大気環境等の更なる向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上させる。 ■ 2020年度までに、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロにする。 ■ 2030年度までに、全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下とする。 	工場等に対する規制指導、事業者への技術支援	法令に基づく届出指導、内容審査、立入検査等	
		次世代自動車等の普及促進	低公害・低燃費車の導入促進<再掲>	
			次世代自動車、環境性能の高いUDタクシーの導入支援<再掲>	
		業務・家庭部門における排出削減対策	低NO _x ・低CO ₂ 小規模燃焼機器の普及促進	
			未規制燃焼機器の排出ガス実態調査	認定機器の対象拡大等
			身近な生活環境での低VOC商品の選択促進	
		光化学オキシダント高濃度日の排出抑制	光化学スモッグ予報、事業者への排出抑制の要請等の効果的な運用の検討・実施	
研究の推進	効果的対策の検討・実施（植物起源VOC調査、インベントリ再整備等）			
環境リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策を推進する。 ■ 化学物質の環境への排出量を更に低減する。 	騒音・振動対策	建設騒音の苦情の低減に資する区市町村の取組支援等	
		化学物質適正管理制度の充実	化学物質適正管理制度の運用による管理の徹底	
水環境・熱環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020年度までに、海域のCODの環境基準を100%達成し、河川のBODの環境基準100%達成を継続する。 ■ 地下水の保全と適正利用のバランスのとれた管理方を構築する。 ■ 真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアが増加している。 	水質汚濁対策	総量規制等の着実な実施	
			合流式下水道改善、しゅんせつの実施等	
		事業者への技術支援	土壌汚染対策ガイドラインの活用、 土壌アドバイザー派遣等による技術支援	
		合理的対策手法の検討	合理的対策手法の普及	
		地下水の保全と利用の適正管理	地下水の実態把握	保全と適正利用のバランスを取るための管理方策の検討
		街なかでの暑さ対策の推進	多様な主体と連携したクールスポットの創出	
			都道の暑さ対策の推進（遮熱性舗装等の整備）	
			地域等と連携した打ち水の取組拡大	

II-5 環境施策の横断的・総合的な取組

施策	目標	主な取組	2016年	2020年	
多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■区市町村やNGO／NPOなど多様な主体との連携による取組を推進する。 ■九都県市や大都市会議等で協働して取り組む施策を拡大・発展させる。 ■世界の諸都市との政策情報の交換や技術協力を推進する。 	区市町村との連携	「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」による財政支援(～2023年度)		
		広域的な自治体間の連携	情報共有など継続的な取組	九都県市や大都市等と連携した環境施策の推進	
		都民、NGO／NPO、企業等との連携	企業との連携：「高尾の森自然学校」自然環境保全活動等	各主体と連携した取組の推進	
		国際環境協力の推進	世界の諸都市との情報交換・技術支援などの推進 ★リオ2016大会におけるJAPAN HOUSE 出展		
持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■規制、誘導など多様な手法により環境配慮の具体化・内在化を推進する。 ■次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、都民が環境を学べる機会等の積極的な提供を行う。 ■都民・事業者へ環境施策が浸透し環境配慮行動が実践されるよう、環境広報を充実・強化する。 	環境配慮の取組を促す仕組みづくり	規制や誘導策などによる仕組みづくりの推進	普及啓発等	
		次世代の人材育成等	環境学習ポータルサイト構築	区市町村等との情報共有	
		新たな環境施策を推進するための広報展開	水素エネルギーや生物多様性などメディアアドバイザーを活用した効果的広報		
実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■都と環境公社の連携を強化するとともに、環境公社における人材の確保や体制の整備を進める。 ■東京都環境科学研究所における研究機能を強化し、人材交流などを通じ技術力を向上させる。 	公社、研究所等との連携強化等	水素エネルギーの普及に向けた連携など ★水素情報館東京スイソミルの開設(2016.夏)	再生可能エネルギーや水素エネルギーなど研究テーマの充実、強化	
			技術継承の研修実施等		

IV

環境の確保に関する 配慮の指針

環境の確保に関する配慮の指針

第1 配慮の指針の位置付け

東京都環境基本条例では、環境基本計画の一部として配慮の指針を定めることを規定している。この指針は、行政のみならず、都民・事業者・NGO/NPO等あらゆる主体が、あらゆる分野の活動において環境配慮に取り組むための考え方を示すものである。この指針に基づき、社会の様々な活動やルールに環境への配慮が具体化・内在化していくことが期待される。

第2 配慮の指針の構成

配慮の指針は、「環境配慮原則」、「都市づくりにおける配慮の指針」、「事業活動、日常生活における配慮の指針」から構成される。

「環境配慮原則」は、都市づくりの計画・事業、あらゆる事業活動や日常生活における基本的かつ重要な原則である。また、「都市づくりにおける配慮の指針」は、都や民間事業者等が都市づくりに関する計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を地域別や事業別に示したものである。「事業活動、日常生活における配慮の指針」は、あらゆる主体が事業活動や日常生活などのあらゆる活動の場面で、環境面から配慮すべき事項について基本的な考え方を示したものである。各主体がこれら指針を活用し、自主的・自律的に実行していくことが望ましい。

▼配慮の指針の構成

環境配慮原則	都市づくりにおける配慮の指針	共通配慮事項	都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項
		地域別配慮の指針	「東京の新しい都市づくりビジョン」(2009年7月改定)におけるゾーン区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、当該地域で特に配慮すべき点を示したもの 【ゾーン区分】 ●センター・コア再生ゾーン ●東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン ●都市環境再生ゾーン ●核都市広域連携ゾーン ●自然環境保全・再生ゾーン
	事業別配慮の指針	都市づくりに関わる事業を整理し、事業の分類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための主な配慮事項を示したもの 【事業の分類】 ●交通系施設整備 ●河川・運河等整備 ●商業・業務系施設整備 ●集合住宅・住宅団地等整備 ●工場系施設整備 ●土地造成事業 ●廃棄物処理施設・終末処理施設の整備 ●エネルギー供給施設整備 ●埋立・港湾整備 ●レクリエーション施設等整備 ●採石事業等	
	事業活動における配慮の指針	事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの	
日常生活における配慮の指針	都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの		

第3 環境配慮原則

まず、都市づくりに関する計画策定や事業等を実施する上で前提とすべき原則として、回避、低減、修復、代償、創造が重要である。特に、行政や民間事業者等の事業主体が、これらの原則に従うとともに、次の進め方により、環境配慮を徹底していくことが必要である。

回避	行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること
低減	行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること
修復	影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること
代償	損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより影響を代償すること
創造	行為の実施により新たにより豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

環境配慮の進め方

- ◆ 法令や条例、環境負荷低減のために策定された要綱や指針等を遵守する。
- ◆ 周辺地域の環境資源や土地利用状況等の把握を行う。
- ◆ 周辺の土地利用との整合を図り、環境への影響を極力小さくするよう、事業の規模、形状、構造等について配慮する。
- ◆ 既定の事業計画等であっても、環境保全の視点から必要に応じ見直しを行う。
- ◆ 都民等に対して、適切な情報の提供を行う。
- ◆ 受託者等に対し、環境配慮の徹底を要請するとともに、適切な情報の提供を行う。

また、次のような環境における原則をあらゆる主体の活動に徹底することも重要である。

① 予防原則

環境や健康に影響を与える潜在的な危険性を回避するために、予防措置を行うことは最も重要な原則である。不可逆的な悪影響を防止するためにも、影響が発生する前の早い段階での対応が必要である。

② 発生源対策の原則

汚染などの発生源、すなわち原因に最も近いところで対策をしていくことが影響の拡大を防ぎ、抜本的な解決を図るために優先されるべき原則である。

③ 原因者負担の原則

汚染などの除去及び汚染防止対策に要する費用については、汚染物質の排出者が負担すべきであるという原則である。

④ 回復あるいは再生原則

過去の活動により損なわれた自然環境などを回復あるいは再生のための活動を行うことも上記の原則とともに優先されるべきである。

環境の確保に関する配慮の指針（別表）

I 都市づくりにおける配慮の指針

「都市づくりにおける配慮の指針」は、民間及び公共の事業者が都市づくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を指針として示すもので、都市づくり全般を対象とする「共通配慮事項」、東京の各ゾーンに示す「地域別配慮の指針」、事業の種類別に示す「事業別配慮の指針」で構成される。配慮項目及び配慮事項は、東京都環境基本計画の内容等を踏まえて、設定している。この指針は、都市づくりに関わる様々な主体が、環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進していく上で配慮すべき主要な事項を列挙しており、いわば都市づくりの環境配慮を点検するチェックリストとしての機能を果たす。また、環境アセスメント制度等においても活用していく。

1 都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項

次の「都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項」では、都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項、その指針を示している。この共通配慮事項は、後掲する「地域別配慮の指針」、「事業別配慮の指針」と併せて活用するよう、構成されている。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー利用の効率化・最適化を推進し、エネルギー消費の低減を図る ◆自然エネルギーのパッシブ利用を進める ◆再生可能エネルギーを利用する ◆未利用エネルギーを活用する ◆高効率なコージェネレーションシステム等の分散型エネルギーを導入する ◆温室効果ガス（CO₂）及びその他のガスの削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> • 都市づくりに当たっては、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量が少なくなるような都市構造を目指す。無秩序な開発を抑制するとともに、公共交通の便を考慮した土地利用を促進する。 • 都市開発に当たっては、形態、規模を踏まえ、建物用途別のエネルギー需要の特質に合わせた計画を検討し、エネルギー利用の効率化・最適化を図る。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 • 建築物の建設に当たっては、立地に応じたパッシブデザインを検討し、積極的に導入するとともに、屋根外壁等の高い断熱性能の確保と両立させ、熱負荷の低減を図る。 • 設備の設計に当たっては、低炭素で高効率な機器を導入するとともに、自然エネルギーのパッシブ・アクティブ利用の最大化ができる設備計画を検討し、これらの最適運転が可能な監視制御システムを構築する。 • 一次エネルギー消費性能及び断熱性能等に関する設計目標を明確化し、しゅん工後の性能検証に関する計画を作成する。 • エネルギーマネジメントシステムを導入する。 • きめ細かな運用ができるよう熱源の台数制御、照明のゾーニング制御等の制御システムを導入する。 • 建物の効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行う。 • エネルギー消費量を削減した上で、更に必要なエネルギーについては、域外で作られるものも含めて、再生可能エネルギーによるものを優先して利用する。 • 地域の特性を考慮し、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーのパッシブ利用に努める。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
エネルギー消費の抑制・ 温室効果ガスの排出抑制		<ul style="list-style-type: none"> 太陽エネルギー（光、熱）や地中熱の活用に努める。 資源の有効利用や食料供給、森林保全に十分配慮しつつ、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用に努める。 未利用のエネルギー源（清掃工場、下水処理施設、変電所、地下鉄等）についての調査を行い、未利用エネルギーの活用に努める。 熱需要を考慮の上、高効率なコージェネレーションシステム等の分散型エネルギーを導入する。 熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用等を推進するためにも、熱や電気の地域供給システムなどを検討し、地域における面的なエネルギーの最適化を図る。 建築物のノンフロン化・低GWP化を進める。 フロン類使用機器を設置した場合は、機器使用時の適正管理に努め、フロンの漏えいを抑制する。 建築物の解体時には、断熱材や冷凍空調機器等のフロン類を適正に回収する。 環境負荷の低減や非常時対応等の観点から水素エネルギーの利活用に努める。
環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通機関の利用促進 ◆自動車利用の抑制 ◆物流の効率化 ◆環境負荷の少ない自動車使用 ◆環境負荷低減に向けた道路ネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の便を考慮した土地利用を促進する。 都市開発等に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化が図れるような施設計画とする。 自転車の利用が促進されるよう、共同利用を含めた施設の設置に努める。 地域の特性に応じて駐車場の設置を計画する。 燃料電池自動車、電気自動車等の環境負荷の少ない自動車の導入促進に向け、水素ステーションや充電設備等のインフラ整備を進める。 交通渋滞の解消に向けた道路ネットワークの整備を進める。
持続可能な資源利用の推進／ 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆資源ロスの削減の促進 ◆エコマテリアルの利用の促進 ◆廃棄物の循環利用の更なる促進 ◆廃棄物の適正処理 ◆不法投棄対策 	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑え、資源ロスの削減を図る。 再生砕石や再生骨材コンクリート、建設泥土改良土などの再生資材及び合法性・持続可能性が確認された木材など低炭素、自然共生、循環型の建設資材や物品等を選択する（「持続可能な調達」を行う）。 違法伐採木材等、サプライチェーンに問題のある原材料の使用を回避する。 建設時の副産物については、徹底的に分別し、可能な限り再利用を進める。建設泥土については、可能な限り、自ら利用するとともに、工事間利用に努める。再資源化施設に搬出する場合は、再資源化後の製品の利用状況を確認する。処分が必要な場合には、適正処理に必要な費用を確保し、責任を持って適正に処理する。 建築物の計画に当たっては、補修又は改修しやすい構造にするなど、建物の長寿命化を図るよう設計する。 施設等の運用時に使用する物品等の循環利用が図りやすいように計画する。 仮設の施設等は再利用ができるような資材の選択、構造、利用の仕組みを考えて計画する。 解体時における建設廃棄物の再資源化等と適正処理の徹底を図る。

I

新たな東京都環境基本計画の策定にあたって

II

今後の環境政策の方向性

III

計画の着実な推進に向けて

IV

環境の確保に関する配慮の指針

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆PM2.5・オキシダント対策の推進 ◆VOCの発生抑制 ◆自動車環境対策 ◆アスベストの飛散防止 	<ul style="list-style-type: none"> •工場・事業場等の建設や改修に当たっては、大気汚染物質による周辺への影響を防止する対策を講じる。 •屋外塗装を行う場合は、大気汚染物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、低VOC塗装を行う。 •ポイラーなどの大気汚染物質を発生させる施設・機器を設置する際には、低NO_x・低CO₂で環境性能の高い機器の導入を図る。 •自動車の発生集中交通量が増大するような土地利用、都市開発に当たっては、自動車利用の抑制を図るとともに、大気汚染の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 •建設等工事期間においては、資材運搬車両、建設機械などの排出ガスによる汚染を抑制する。また工期の短縮、建設作業者の通勤等における自動車利用の抑制などを進める。 •建設等工事に伴う粉じんの発生を抑制するとともに、建物の解体・改修に当たっては成形板を含むアスベスト建材について、アスベストの調査と最適な飛散防止対策を行う。
化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> ◆化学物質の適正管理 ◆合理的な土壌汚染対策 ◆環境中への放出・漏出の防止 	<ul style="list-style-type: none"> •工場・事業場等の建設や改修に当たっては、VOCをはじめとした化学物質の排出削減や環境リスクの低減を図る設備を導入する。 •土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、合理的な土壌汚染対策を行う。 •有害物質による土壌汚染の発生を未然に防止する対策を講じる。 •建設発生土を埋立工事等に用いる場合は、供用後の土地利用計画を勘案した上で、法令基準を満足するよう十分に留意する。 •建設等工事期間においては、排水に汚染物質が混濁しないよう管理する。
騒音・振動・悪臭対策等	<ul style="list-style-type: none"> ◆騒音・振動対策 自動車、建設機械、工事車両 ◆悪臭対策 ビルピット等 ◆周辺地域への日照障害、電波障害、光害、風害への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> •自動車の発生集中交通量が増大する土地利用、都市開発等については、自動車利用の抑制を図るとともに、騒音・振動等の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 •建設工事等に伴い発生する騒音・振動も抑制する工法を採用するとともに、工事用車両台数の抑制などを進める。 •周辺の建設工事の騒音・振動を考慮した施工管理を行う。 •ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 •土地利用や都市開発に当たっては、周辺環境を十分に調査検討し、周辺地域の様々な環境影響に配慮して、施設の立地を考える。また、影響をより少なくするよう計画する。
生物多様性の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存緑地の保全 ◆新たな緑の創出 ◆緑と水のネットワークの創出 ◆生物多様性に配慮した緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> •既存の緑地、自然地のあるところでは、その最大限の保全を図る。 •生きものの生息空間としての緑地や陸水域、干潟や海洋の保全・創出を推進するとともに、希少種の保全を図る。 •貴重な生きものの生息環境を改変、分断しないように配慮する。 •新たな植栽を行う際には、緑の量を十分に確保するように努める。

環境の確保に関する配慮の指針（別表）

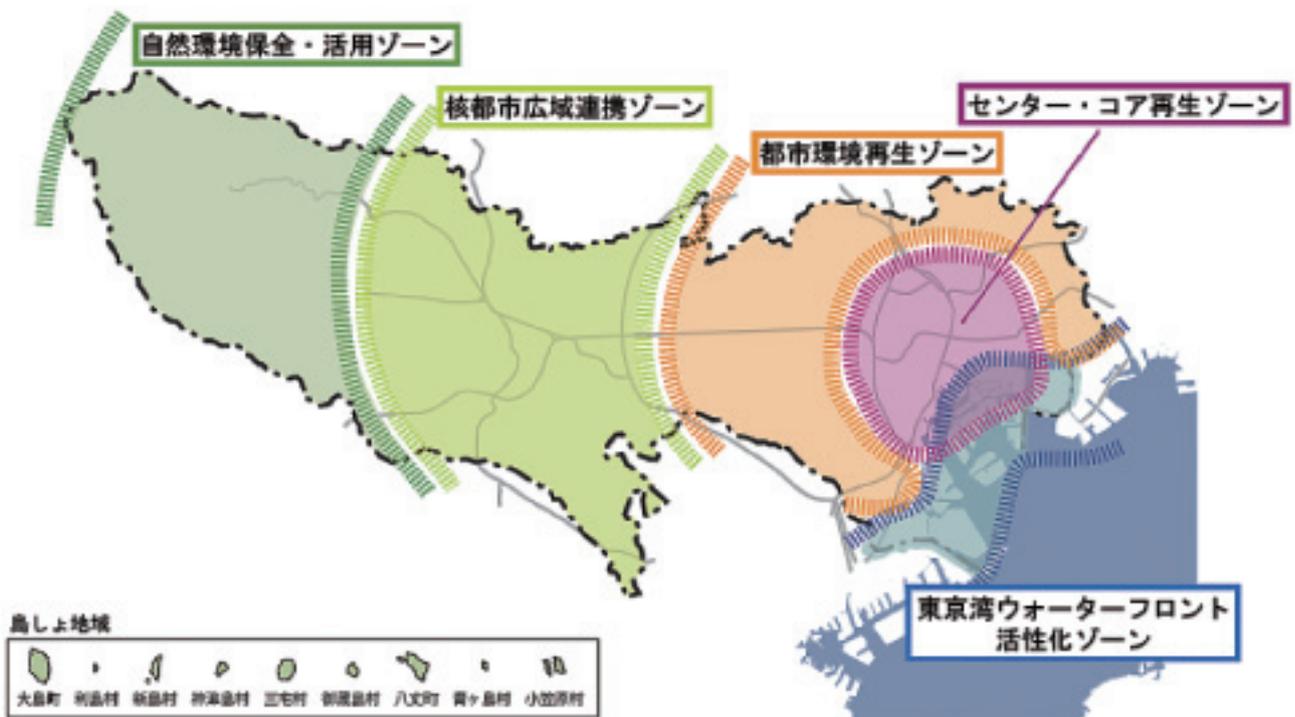
配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
生物多様性の 保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆希少種の保全 ◆自然環境の保護と適正利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> • 開発に当たっては、既存の緑地、自然地ができるだけ残せるように計画し、そのままの保全が無理な場合でも、既存の樹木の移植を検討する。伐採が必要となる場合には、代償措置として可能な限り緑との連続性を再生、回復を図る。 • 周辺地域の植生を踏まえ、生物多様性に配慮した緑の保全・創出を図り、緑のネットワーク化を進める。 • 河川沿いの緑化や隣接する公園緑地等との一体的整備を進める。 • 人が自然とふれあう場を確保するとともに、森林・緑地の利活用や維持管理に際して、様々な主体の参加を促し、より緑が身近な存在となるような方策を取る。
水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆雨水浸透による地下水の涵養 ◆水の循環利用 ◆水資源の有効活用 ◆水辺環境の整備 ◆災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> • 水資源の使用を最小とするよう施設を計画する。 • 下水道の未普及地域においては、下水処理計画・能力に応じた開発計画を前提とする。必要な地域では合併浄化槽の整備を行う。 • 水辺に放流される水質を向上するため、合流式下水道の改善対策や高度処理等の導入を進める。 • 地域特性に合わせて、積極的に雨水の浸透を進めるとともに、下水処理水を利用した再生水、循環利用水や雨水の利用を進め、そのための施設を整備するなど、水循環の回復を図る。 • 水質に応じた水の有効利用を考える。 • 川や運河を生かしたまちづくりを推進する。河川などの周辺では、水系を軸とした水と緑のネットワークにつながるよう、緑化や水辺の整備を進めるとともに、水辺へのアクセスの確保に努める。 • 集中豪雨等による浸水被害の防止など、安全性の向上に努める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の微気候*への配慮 ◆排熱の抑制 ◆緑化 ◆被覆対策 ◆「風の道」への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> • 都市開発等に当たっては、地域の微気候を十分検討し、風通しや日射の確保・遮蔽を考えた施設立地、計画を立てる。 • 開発における排熱のレベルを極力抑制する。 • 緑化を積極的に進める。人工地盤上や壁面の緑化、駐車場などの空間の緑化も積極的に進める。 • 舗装の種類に配慮し、保水性舗装や遮熱性舗装の使用に努める。 • 歩行者空間の快適性を考え、緑陰や庇（ひさし）を作る、舗装の種類を考える、適度な風通しを確保する、ドライ型ミスト発生装置を設置する、などの対策を取る。
景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ◆景観への配慮 ◆歴史的・文化的遺産への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> • 景観に配慮して都市開発等を行う。開発に当たっては、広域的な景観、周辺の市街地、及び自然環境の景観に配慮する。特に建物の配置や形態、スカイライン、色彩などを考えると同時に、周辺の緑との連続性を確保するなどの措置を取る。 • 特に、東京都景観計画に定められた景観基本軸、景観形成特別地区、一般地域においては、大規模建築物を建設する際に、景観計画に基づき、景観に配慮した計画とする。 • 歴史的・文化的遺産が存在するところでは、開発に当たって、それらの適切な保全等を図る。

2 地域別配慮の指針

「東京の新しい都市づくりビジョン（改定）」（2009年7月）における東京全体のゾーン区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、「都市づくりにおける配慮の指針—共通配慮事項」に加え、当該地域において特に配慮すべき点を、「地域別配慮の指針」として示す。

ゾーン区分

- センター・コア再生ゾーン
- 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
- 都市環境再生ゾーン
- 核都市広域連携ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン



環境の確保に関する配慮の指針(別表)

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

センター・コア再生ゾーン

地域の特徴と課題

- 我が国の政治・経済・文化の中核としての役割を果たしているゾーンである。江戸時代から開発が進み、急速に成長したことから、古い都市構造の上に、街が形成されている。
- 1990年前半には、業務地化の進行により人口の空洞化が見られた地域もあるが、都心居住政策などにより近年は人口が回復しつつある。
- 都市再生特別地区等において、民間の提案を生かした質の高い開発が進められており、都市緑化なども進展している。一方、都心3区ではオフィスの老朽化も進んでおり、それらの適切な更新、都市の機能更新を進めることが課題となっている。
- エリア北部や東部に分布する木造住宅密集地域では、オープンスペースの創出をはじめとして、住環境の課題解決が待たれている。
- 世界に誇れる公共交通網が充実しているが、自動車交通量は多く渋滞もある。自動車排出ガスによる大気汚染は、対策の進行により大幅に緩和されているが、一部の地域では、局地的な大気汚染や、騒音などの公害対策は依然として課題として残っている。
- 寺社周辺などの緑の保全を図るとともに、皇居や明治神宮などの大規模緑地をつなぐグリーン・ロードネットワークを推進していく必要がある。また、在来種植栽の推進など、生物多様性にも配慮した緑化を促進し、開発や建築に際して質の高い緑を創出していくことが重要となっている。
- 隅田川、神田川等、多くの河川や運河、また、暗きょ化した中小河川や運河などもあり、水質改善や河岸の緑化、水辺へのアクセス、積極的に水景を生かした施設など、水に親しめる水辺空間の創出が課題となっている。河川や運河などでは良好な水辺環境を創出するとともに、海風をできる限り市街地に呼び込みうるおいある快適な都市空間の形成が必要である。
- 市街化の進行で、地表面が建築物、アスファルト等の舗装で覆われるとともに、エネルギー使用の増大で人工排熱が増加し、熱環境を改善する風の動きも阻害されることが多く、熱帯夜が増加するなどのヒートアイランド現象が進行している。都市開発等の機会を捉え、最先端の省エネ技術の導入や地区や街区単位でのエネルギーの効率的な利用の促進が重要である。あわせて、遮熱性舗装や緑化等によるクールスポットの創出などにより、暑さ対策を推進していくことが必要である。
- 首都を象徴する建造物周辺における眺望の保全、屋外広告物の規制など、歴史や文化、景観などに配慮した都市づくりが必要である。
- センター・コアエリアは、多くの特色ある地域で構成されていることから、エリアを一様に考えずに、その歴史的・文化的特質や自然環境、土地利用を把握し、地域の特性を十分に生かした環境整備を進めることが必要である。

主な配慮事項

エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> • 開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、センター・コア全体のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していく。 • 開発等に当たっては、都市開発による温室効果ガス排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることで、エネルギー効率の良い都市構造としていく。 • 建物の利用に当たって、効率的なエネルギーマネジメントができるよう十分配慮する。
環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> • 今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網や通勤・通学のみならず多様なニーズに対応する自転車を十分生かすことに留意して、自動車交通に過度に依存しないよう計画する。
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 都市開発に当たっては、発生する自動車発生交通量の増大に留意する。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> • 寺社や宅地内の緑など、地域内に残された緑の保全に努める。 • 緑化計画の策定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を活用し、在来植物による緑化を検討する。 • 特に緑の少ないエリア北部や東部の木造住宅密集地域では、積極的に緑化を推進する。
水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 西新宿や汐留などの広域循環供給地域の大規模開発等では、下水再生水の利用を進める。 • 小河川の再整備、河川緑化を進めるとともに、街づくりの重要な要素として水辺空間の活用を図るため、親水性のある水辺空間の創出に努める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> • 現にヒートアイランド現象が顕在化、深刻化している地域であることから、暑さ対策を積極的に推進する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> • 歴史的、文化的な建造物や街並み、水辺や緑の豊かな住宅地などを生かした都市づくりを進め、地域特有の景観の保全に努める。 • 都心や副都心の業務集積、問屋街、大学などの文教地区、古くからの住宅地、また神田川軸、隅田川軸などの景観基本軸などの地域特性に応じた景観の維持・形成を図る。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン

<p>地域の特徴と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 隣接県とも連続する東京湾の広大な水辺空間に位置するゾーンであり、広域交通インフラを備え、東京の交通・物流の拠点となっている。また、物流・供給処理施設、工場等の産業集積がある。 都心に近接している利便性とオープン空間の快適性、大規模敷地の存在等による整備のしやすさなどから、臨海副都市のほか、豊洲・晴海・東雲などにおける開発が進んでおり、業務、観光・コンベンション、アミューズメント、大学などの施設が立地・集積している。 海辺の景観等を活用したうるおい豊かな都市型住宅等の居住機能の集積も進行している。 海や河川等の自然環境を生かし、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーが導入されるなど、「環境」をコンセプトとした街づくりが進んでいる。 東京2020大会時の選手村となる晴海地区などでは、水素の活用やエネルギーマネジメントの導入等、環境先進都市としてのモデル実現を図っていく必要がある。 広域交通網や物流施設等の集積により、大気環境の改善の必要性がある。住宅の立地が増加しているため、大気環境の改善が課題となっている。 東京湾では、富栄養化による赤潮や貧酸素水塊などの問題を抱えている。これらの問題解決に資する水質改善の取組に加えて、水辺へのアクセスや連続した緑化空間の確保など、水辺環境整備を推進していく必要がある。「海の森」などの緑地等や周囲の水域などと一体となったネットワークの形成を図るとともに、都心部のヒートアイランド現象の緩和につながる海からの涼風を呼び込む「風の道」を確保していく必要がある。 	
<p>主な配慮事項</p>	<p>エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨海エリアは、空間のゆとりや、未利用エネルギーの存在など、再生可能エネルギーを導入しやすいという地域特性がある。こうした立地の特性を生かし、太陽光・熱、風力などの再生可能エネルギー、下水や河川の温度差を利用したヒートポンプ、廃棄物発電、下水の熱利用など、未利用エネルギーの積極的活用を図る。
	<p>大気環境の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などにも努める。また、住宅等の配置に配慮する。 入港船舶からの大気汚染物質の更なる排出抑制を図る。
	<p>生物多様性の保全・緑の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緑化計画の策定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を活用し、在来植物による緑化を検討する。 海上公園等、臨海エリアの特色を生かした公園・緑地の整備に努める。 海上公園を活用し、浅場・干潟・近自然型護岸*等の整備を進め、自然とのふれあいの場を拡充する。
	<p>水循環の再生と水辺環境の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水辺へのアクセスや連続した緑地の確保を極力図る。
	<p>暑さ対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水辺に特有な風環境を生かして暑さ対策を進める。
	<p>景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海や河川といった自然特性やレインボーブリッジなどランドマークとなる構築物を生かした景観形成を図る。 水辺の構築物は、水辺を意識したデザインとし、水辺側の緑化を図る。 お台場や歴史的な港湾施設、歴史的建築物など、歴史的・文化的環境資源を生かした都市づくりを進め、地域に特有な景観形成を図る。

環境の確保に関する配慮の指針(別表)

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

都市環境再生ゾーン	
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地を主体としつつ、地域の中心拠点としてにぎわいを見せる個性的なまちや、河川、農地、大規模な公園など、うるおいのある水と緑に恵まれたまち、住と工の融合した活気あるまち、コンテンツ産業などが集積したまちなど、多様な表情を持つ中で、東京の都心居住を支えるゾーンである。 戦後から高度経済成長期にかけて東京への人口・産業の集中に伴い、宅地・マンション開発等が進行し、急激に住宅を中心として市街化が進行した。このため、道路等の都市基盤整備が立ち遅れ、木造住宅密集地域が形成されるとともに、中小河川沿いでは豪雨時に都市型水害が発生するなど、安全・生活環境上の課題を抱える市街地が見られる。 南西部では、主として住宅地が形成されており、特に、環状八号線周辺には、田園調布、成城学園など、伝統ある良好な住宅地が存在する。 環状六号線と七号線の間には、木造住宅密集地域が広がり、防災性の向上、緑化の推進などが課題となっている。 環状七号線や八号線をはじめ、幹線道路沿道地域では、大気汚染や騒音・振動の防止・緩和に継続して取り組む必要がある。 東北部地域、環状八号線周辺の北部と南部など区部周辺部には、農地が残存しており、こうした市街地に残された農地を保全して緑豊かな住環境を維持・形成していくことが求められている。 荒川、隅田川、江戸川等の主要河川を抱えている。水質は改善傾向にあり、テラスや緩傾斜堤防等による水辺の整備も進んできているが、一層の水質改善や緑豊かな水辺環境整備が課題となっている。 石神井川をはじめとする中小河川沿いでは、都市型水害に対する安全性の向上と併せ、親水空間の充実とともに緑豊かな水辺環境整備等に取り組む必要がある。また、歴史的な下町の街並みやにぎわい、文化的資源を生かした街づくりを進めることも必要である。
主な配慮事項	<p>大気環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などにも努める。
	<p>生物多様性の保全・緑の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地に残された屋敷林や雑木林の保全に努める。 緑化計画の策定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を活用し、在来植物による緑化を検討する。 地域に残る農地について、生産緑地制度をはじめ、様々な手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を生かした街づくりを進める。
	<p>水循環の再生と水辺環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 崖線や河川沿いに残る湧水を保全する。 中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。 湧水の連続性を確保し、身近な自然とのふれあいの場として活用を図る。
	<p>暑さ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部の河川沿い、多摩川沿いの地域では、海からの風や河川沿いの風の通り道を確保するように、風害にも配慮しつつ、構築物や緑の配置・規模を検討する。 今後ヒートアイランド現象が深刻化するおそれのある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。
	<p>景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸東京の歴史と文化を伝える建造物や街並みと、河川や運河・水路を生かした街づくりを進め、地域特有の景観の保全に努める。 隅田川や神田川、国分寺崖線軸などを中心に自然景観、都市景観の形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを生かした景観形成を図る。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

核都市広域連携ゾーン													
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> 多様な都市機能が集積する八王子、立川などの核都市を中心として、丘陵地では豊かな住環境を有する住宅地や緑が広がり、大学、研究機関、先端技術産業などが数多く立地し、産学公連携が進みつつあるとともに、消費地への近接性を生かした都市農業も行われるなど、多様性を持つゾーンである。 核都市における都市機能の集積、圏央道の整備による都県境を越えた結び付きや、産業立地等が進む一方で、大規模な住宅団地などでは、居住者の高齢化が急速に進み、活力の低下が懸念されている。 丘陵地や里山、屋敷林などの豊かな緑が減少し、斜面緑地の保全やスプロールの防止が必要な地域も見られる。 東部には、多摩川、玉川上水、国分寺崖線など、貴重な水辺と自然が残されており、エリア内に点在する雑木林、屋敷林、野川の清流、崖線の緑、湧水などが武蔵野特有の風景を作り出している。 東部の市街地内や北部の狭山丘陵の南側、五日市街道の周辺等には、まとまった農地が残されているが、農業者の高齢化と後継者不足などにより、休耕地や適正に肥培管理されていない農地が増加する傾向にある。 南部には、三浦半島に連なる丘陵地があり鶴見川等の源流を有するなど、豊かな緑が残っているところも多い。良好な自然環境の保全と活用を図ることが課題となっている。 モノレールの整備により、都心へのアクセス等の利便性が向上している地域がある一方で、鉄道駅から離れた住宅市街地も多く、バスなど公共交通を含めた地域交通体系の整備や生活圏の利便性の向上が必要な地域を抱えている。 												
主な配慮事項	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">大気環境の向上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 採石場等や運搬車両などからの大気汚染の防止に努める。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新たな先端産業工場や研究施設の立地に当たっては、有害化学物質による汚染の未然防止措置を講じる。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">生物多様性の保全・緑の創出</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市街地に残された屋敷林や雑木林の保全に努める。 丘陵地は、地形上からも既存の自然地の保全が重要であるが、一方で、開発が進行しているところも多く、雑木林や谷戸などの自然地を確保することが必要であり、特段の配慮を行う。 丘陵地では、新規の開発を可能な限り避ける。ただしやむを得ず開発を行う場合には、計画的に行い、まとまりとつながりのある形で緑を保全する。 緑化計画の策定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を活用し、在来植物による緑化を検討する。 地域に残る農地について、生産緑地制度をはじめ、様々な手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を生かした街づくりを進める。 道路や河川の整備に合わせて、つながりのある緑を創出していく。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">水循環の再生と水辺環境の向上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 崖線や河川沿いに残る湧水を保全する。 採石場等からの水質汚濁等の防止に努める。 下水道整備計画がない地域などにおいては、窒素・燐除去型の合併処理浄化槽などの設置を進め、生活排水の処理を徹底する。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用により、生物の生息環境や自然景観の保全と回復に努める。 湧水の連続性を確保し、身近な自然とのふれあいの場として活用を図る。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">暑さ対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 既に市街化が進行している地域では、共通事項に挙げる対策を積極的に推進する。 河川沿いの地域では、河川沿いの風の通り道を確保するなど、風害にも配慮しつつ、風環境を生かした構築物や緑の配置・規模を検討する。 今後、ヒートアイランド現象が深刻化するおそれがある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 玉川上水・神田川軸、国分寺崖線軸、丘陵地などを中心に、自然環境を生かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを生かした景観形成を図る。 </td> </tr> </table>	大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 採石場等や運搬車両などからの大気汚染の防止に努める。 	化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> 新たな先端産業工場や研究施設の立地に当たっては、有害化学物質による汚染の未然防止措置を講じる。 	生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に残された屋敷林や雑木林の保全に努める。 丘陵地は、地形上からも既存の自然地の保全が重要であるが、一方で、開発が進行しているところも多く、雑木林や谷戸などの自然地を確保することが必要であり、特段の配慮を行う。 丘陵地では、新規の開発を可能な限り避ける。ただしやむを得ず開発を行う場合には、計画的に行い、まとまりとつながりのある形で緑を保全する。 緑化計画の策定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を活用し、在来植物による緑化を検討する。 地域に残る農地について、生産緑地制度をはじめ、様々な手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を生かした街づくりを進める。 道路や河川の整備に合わせて、つながりのある緑を創出していく。 	水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 崖線や河川沿いに残る湧水を保全する。 採石場等からの水質汚濁等の防止に努める。 下水道整備計画がない地域などにおいては、窒素・燐除去型の合併処理浄化槽などの設置を進め、生活排水の処理を徹底する。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用により、生物の生息環境や自然景観の保全と回復に努める。 湧水の連続性を確保し、身近な自然とのふれあいの場として活用を図る。 	暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> 既に市街化が進行している地域では、共通事項に挙げる対策を積極的に推進する。 河川沿いの地域では、河川沿いの風の通り道を確保するなど、風害にも配慮しつつ、風環境を生かした構築物や緑の配置・規模を検討する。 今後、ヒートアイランド現象が深刻化するおそれがある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。 	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水・神田川軸、国分寺崖線軸、丘陵地などを中心に、自然環境を生かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを生かした景観形成を図る。
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 採石場等や運搬車両などからの大気汚染の防止に努める。 												
化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> 新たな先端産業工場や研究施設の立地に当たっては、有害化学物質による汚染の未然防止措置を講じる。 												
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に残された屋敷林や雑木林の保全に努める。 丘陵地は、地形上からも既存の自然地の保全が重要であるが、一方で、開発が進行しているところも多く、雑木林や谷戸などの自然地を確保することが必要であり、特段の配慮を行う。 丘陵地では、新規の開発を可能な限り避ける。ただしやむを得ず開発を行う場合には、計画的に行い、まとまりとつながりのある形で緑を保全する。 緑化計画の策定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を活用し、在来植物による緑化を検討する。 地域に残る農地について、生産緑地制度をはじめ、様々な手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を生かした街づくりを進める。 道路や河川の整備に合わせて、つながりのある緑を創出していく。 												
水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 崖線や河川沿いに残る湧水を保全する。 採石場等からの水質汚濁等の防止に努める。 下水道整備計画がない地域などにおいては、窒素・燐除去型の合併処理浄化槽などの設置を進め、生活排水の処理を徹底する。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用により、生物の生息環境や自然景観の保全と回復に努める。 湧水の連続性を確保し、身近な自然とのふれあいの場として活用を図る。 												
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> 既に市街化が進行している地域では、共通事項に挙げる対策を積極的に推進する。 河川沿いの地域では、河川沿いの風の通り道を確保するなど、風害にも配慮しつつ、風環境を生かした構築物や緑の配置・規模を検討する。 今後、ヒートアイランド現象が深刻化するおそれがある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。 												
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水・神田川軸、国分寺崖線軸、丘陵地などを中心に、自然環境を生かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを生かした景観形成を図る。 												

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

自然環境保全・活用ゾーン

地域の特徴と課題

- 多摩西部地域
 - 多摩山間部は、都心部に近接した豊かな自然が残された森林を有し、隣接県の山間部と一体となって水や豊かな自然環境を保全しており、日帰り登山やハイキングなどの観光ルートや天然温泉、さらに奥多摩湖や渓谷など、人々の憩いを創出するなど多様な役割を担っている。
 - 林業の採算性悪化により、間伐もままならず水源の涵養、土砂流出防止など森林が持つ公益的機能の低下が懸念されている。
 - 水資源の涵養や大気の浄化、動物の生息域など多面的な機能を担う大規模な緑空間として、都民・企業との連携や協働を図りながら、森林の復活を図っていく必要がある。
 - 森林の再生や野生動植物の保護管理に努めつつ、恵まれた自然環境を生かしながら、豊かな自然と共生する地域の形成が課題となっている。
 - 西多摩地域など、都民や企業等と連携した森林保全・利用の推進や、周遊ルートなど自然と調和したレクリエーション活動のための環境整備、自然を学び体験する場の創出などが求められている。
- 島しょ地域
 - 富士箱根伊豆国立公園、世界自然遺産にも登録された小笠原国立公園を含む地域である。また、我が国の領海の約12%を占める海域を抱え、火山と特有の気候条件で形成された地形と植生を有する、大小の島々からなる豊かな自然に恵まれた地域である。豊かな海洋資源と独自の文化を持ち、自然体験型の観光などを求める来訪者を受け入れている。
 - 貴重な自然環境の保全と、観光などによる持続可能な活用との調和が課題となっている。

主な配慮事項

- | | |
|-------------------------|---|
| エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制 | <ul style="list-style-type: none"> 施設等の整備に当たっては、エネルギー消費を最小とするように計画する。特に、自然環境の豊かな立地特性を生かし、自然エネルギーのパッシブ及びアクティブ利用、また、資源の有効利用や食料供給、森林保全に十分配慮しつつ、地域特性を踏まえたバイオマス利用など、再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、自立的なエネルギー環境を目指す。 |
| 生物多様性の保全・緑の創出 | <ul style="list-style-type: none"> 農地や林地の保全に努める。 森林は、適切に維持管理し、自然環境の保全を図る。 自然林の保全に努め、貴重な野生動物の生息環境や植物の生育環境の回復を図る。 島しょ地域に特有な海洋性気候や火山などに由来する自然環境を、極力保全する。 施設等の整備に当たっては、自然環境に与える影響を最小限にとどめる。 自然保護と観光との調和を図るため、自然公園の適正な管理・利用の誘導を行う。 農林水産業等による自然環境の活用に当たっては、自然環境に影響を及ぼさないよう、十分な配慮を行う。 荒廃した森林については、間伐等により健全な森林へ再生を図る。 水源の涵養と災害の防止のための育林や造林などを計画的に推進する。 豊かな自然環境を生かし、自然とふれあい、親しむ場の確保に努める。 |
| 水循環の再生と水辺環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 島しょ地域では特に、固有の野生動植物の保護と、その生育・生息環境の保全に努める。 公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備、窒素・リン除去型の合併処理浄化槽などの設置により、水源地域の湖や河川の水質を保全する。 島しょ地域では、生活排水による海洋の水質汚濁を防止するため、下水道の整備又は合併処理浄化槽の設置を行う。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用などにより、水質浄化能力の保持と生きものの生息環境の保全を図る。 |
| 暑さ対策 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の緑等が有するクールスポットとしての機能の維持に努める。 |
| 景観形成
歴史的・文化的遺産の保全・再生 | <ul style="list-style-type: none"> 山地や丘陵地、島しょなどを中心に、豊かな自然環境を生かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを生かした景観形成を図る。 |

3 事業別配慮の指針

都市づくりに関わる事業を整理し、交通系施設整備事業、商業・業務系施設整備事業などの様々な事業について、種類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮事項の主な内容を示す。

■ 分類

	分類	例
1	交通系施設整備	道路の新設又は改築 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良 飛行場の設置又は変更
2	河川・運河等整備	ダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又はせきの新築若しくは改築 護岸・堤防などの設置又は改築
3	商業・業務系施設整備	高層建築物の新築 市街地再開発事業 新都市基盤整備事業 自動車駐車場の設置又は変更 卸売市場の設置又は変更
4	集合住宅・住宅団地等整備	住宅団地の新設 高層建築物の新築
5	工場系施設整備	工場の設置又は変更
6	土地造成事業	宅地造成・建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（他に掲げるもの以外） 土地区画整理事業 新住宅市街地開発事業 住宅街区整備事業 工業団地造成事業 流通業務団地造成事業
7	廃棄物処理施設・終末処理施設の整備	廃棄物処理施設の設置又は変更 終末処理施設の設置又は変更
8	エネルギー供給施設整備	発電所又は送電線路の設置又は変更 ガス製造所の設置又は変更 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更
9	埋立・港湾整備	埋立て、ふ頭の新設など
10	レクリエーション施設等整備	第二種特定工作物（野球場、陸上競技場、遊園地、墓苑等）の設置又は変更
11	採石事業等	土石の採取又は鉱物の採掘

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

1 交通系施設整備	
配慮項目	主な配慮事項
エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 道路の街路灯やその他の施設においては、LED照明等の省エネルギー型の街路灯を導入するなど、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量の抑制に努める。 鉄道・軌道、モノレールの整備に当たっては、省エネルギー型車両の導入、駅舎・車内の照明・冷暖房への省エネルギー型機器の使用などにより、省エネルギー・エネルギーマネジメントに努める。また、電力使用に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努める。 飛行場の設置、整備等に当たっては、施設内でのエネルギー消費が最小になるよう計画するとともに、施設利用者が公共交通を利用しやすいように計画する。
環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークの整備に当たっては、交通流が円滑になるよう、また同時に交通を分散させるように計画する。 各施設の整備に当たっては、公共交通の利用促進、自動車交通量の抑制につながるよう計画する。また、道路整備、改修に当たっては、幅員に応じて、極力自転車走行空間の確保を図る。
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 道路の構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への大気汚染に十分配慮する。 道路の地下化を選択する際には、トンネルから排出される自動車排出ガス低減対策の導入に努める。 道路の整備に当たっては、可能な限り、低騒音舗装の実施、植樹帯の設置、遮音壁の設置などを行う。
騒音・振動、悪臭等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や鉄道の構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への騒音・振動の防止に十分配慮する。 道路の整備に当たっては、可能な限り、低騒音舗装の実施、植樹帯の設置、遮音壁の設置などを行う。 空港の整備、飛行ルートの設定に当たっては、周辺地域への騒音等の防止に十分配慮する。 鉄道の整備に当たっては、低騒音車両の導入やロングレール化、遮音壁の設置などの対策を図り、騒音・振動の低減に努める。 高架や建築物等を建設する場合は、周辺地域に日照障害及び風害を及ぼさないよう配慮する。 高架や建築物等により、電波障害が生じる場合には対策を講じる。 高架や建築物の外壁の素材や塗装、また屋外照明等について配慮し、周辺に光害を及ぼさないよう努める。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ルートの選定に当たっては、自然環境への影響を最小限にするよう努める。 建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。 道路や鉄軌道敷地、空港敷地を、極力緑化する（敷地内の空地、緩衝帯、法面など）。また、骨格となる都市施設（道路、公園、河川等）の整備と、その整備等を契機とした周辺のまちづくりにおいて、環境軸（みどり豊かな都市空間のネットワーク）の形成を進める。
水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> トンネル等、地下構造物の建設に当たっては、地下水脈への影響に配慮する。 整備に当たっては、人工的な被覆部分を極力減らすこと又は透水性舗装に努め、雨水浸透を図る。 水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑える。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。 地下鉄等の浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等を整備する場合には、風の流れや日射の状況等、地域の微気候に配慮する。 緑化を推進し、緑陰の確保や、蒸散作用が発揮されるようにする。 保水性舗装や遮熱性舗装の実施、駐車場や鉄道敷の緑化など、熱環境を緩和する地表面被覆の使用に努める。 歩行者空間については、特にその快適性に配慮して対策を講じる。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

2 河川・運河等整備

配慮項目	主な配慮事項
エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位差などを利用した小水力発電や河川熱などの再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用を検討する。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 河川・運河等の整備・改修に当たっては、緑を保全・創出するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。
水循環の再生・水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 河川水量の回復に努める。浸透性が高く、植栽可能な護岸とするなど、水循環の再生を図る。 河川が環境の保全に果たす多様な機能に着目し、多自然川づくりを進める。 水生生物や水辺生物が生息しやすい護岸、水深、河床構造等を採用するとともに、必要などころでは魚道を整備するなど、生きものの生息空間の確保に努める。 集中豪雨・高潮等による浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> 川沿いの風の通り道に配慮して整備を行う。 河川の熱環境緩和作用を活用するため、水辺の緑化に努める。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 河川・運河は、景観形成上重要な場所であり、景観基本軸はもとより、一般地域においても、水辺の特性を生かして、景観形成に努める。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

3 商業・業務系施設整備、4 集合住宅・住宅団地等整備、5 工場系施設整備、10 レクリエーション施設整備

配慮項目	主な配慮事項
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 自動車への依存を抑制するため、なるべく公共交通機関が利用できる場所での立地を選択する。 施設による発生集中交通量を予測し、その影響について検討する。影響が大きい場合には、その業務形態や施設の内容等を再検討する（特に商業業務施設）。 駐車場の整備計画やアクセス路等を十分検討し、近隣への影響を防止するよう努める。なお、地下駐車場の整備に当たっては排気口の位置や高さに配慮する。 施設の稼動に伴う大気汚染による周辺地域への影響が極力少なくなるよう配慮する。 施設の利用者や就業者等が公共交通や自転車を使用しやすいような施設の整備に努める。
騒音・振動、悪臭等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の土地利用や地域特性に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 住宅団地における日照の確保に努める。 高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への風害に配慮する。 高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への電波障害に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 特に、住宅地に対する影響に配慮する。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。
水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 ディスポーザーの設置に当たっては、下水道への負担のかからない処理施設を設ける（主として住宅用途）。 水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。 大規模地下街等の浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 暑さ対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 暑さ対策に配慮した建築設備の採用に努める。 風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

6 土地造成事業	
配慮項目	主な配慮事項
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 土工量は、最小限にするとともに、造成法面は極力緑化する。
水循環の再生・水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 整備に当たっては、緑地を確保するなど、人工的な被覆部分を極力減らし、雨水浸透を図る。 水辺に近接する場合には、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 緑化面積を極力増やす。 風の通り道に配慮した基盤整備に努める。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。 自然地の保存や緑地の確保により良好な景観形成を図る。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

環境の確保に関する配慮の指針(別表)

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

7 廃棄物処理施設・終末処理施設整備	
主な配慮事項	配慮項目
エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 形態、規模を踏まえ、建物用途別のエネルギー需要の特質に合わせた計画を検討し、エネルギー利用の効率化・最適化を図る。処理工程でのエネルギー使用についても、同様に効率化・最適化していく。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用(カスケード利用)を図る。 焼却熱や下水汚泥の焼却廃熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、周囲の施設等への供給を含め、エネルギーの有効利用を図る。
騒音・振動、悪臭等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 悪臭による周辺への影響を防止する。 地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 煙突などの施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。
水循環の再生・水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。 地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う(浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置)。 トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑える。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> 大気中への排熱を抑制するため、熱の有効利用に努める。 アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 緑化(敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等)を積極的に進める。 暑さ対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 暑さ対策に配慮した建築設備の採用に努める。 風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。 自然地の保存や緑地の確保により、良好な景観形成を図る。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める(排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など)。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

8 エネルギー供給施設整備	
配慮項目	主な配慮事項
エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用や排熱等の未利用エネルギーなど、多様なエネルギー源を有効に活用する。 温室効果ガスの排出抑制を図る。 エネルギーの特質に応じた供給を行う。 エネルギーの地域供給システムを検討し、面的なエネルギー利用の最適化を図る。 低炭素で効率の優れた機器や設備を導入する。 施設自体を維持管理するためのエネルギー使用についても、建物の特性や熱需要の特性を考慮して、最適かつ効率化を図る。 従来利用されていない未利用エネルギーが発生する場合など、当該地及び周辺に供給が可能かを調べ、積極的な活用を図る。 熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 より効率的なエネルギー供給に向け、計画の作成を行うとともに、計量、計測を行ってモニタリングを行い、その結果を生かしていく。
環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 供給設備機器の稼働に伴う、大気汚染の発生を防止する。 施設を計画する際には、極力、大気汚染物質の排出のない設備を選定する。やむを得ず大気汚染物質の排出がある設備を選定した場合でも、最新型・超高効率・排出ガス低減装置付きのものを選定するなど、大気汚染の発生を防止できる設備を選定する。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。
水循環の再生・水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑える。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> 大気中への排熱を抑制するため、熱の有効利用に努める。 アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 暑さ対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 暑さ対策に配慮した建築設備の採用に努める。 風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

9 埋立・港湾整備	
配慮項目	主な配慮事項
エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費・温室効果ガス排出を伴う施設等の整備に当たっては、その使用、排出が最小になるよう、計画する。 低炭素で効率の優れた機器や設備を導入する。 必要なエネルギーについては、極力再生可能エネルギーの活用を図る。
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴う、大気汚染の発生を防止する。 入港船舶からの大気汚染物質の更なる排出抑制を図る。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 海辺の立地条件にあった緑化を行う。
水循環の再生・水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴う、水質汚濁の発生を防止する。 埋立て等による海域、海流の変化により水質汚濁が生じることを防止する。 埋立て等による海域や海流の変化により、生態系に影響を及ぼさないよう努める。 近自然型護岸などにより、水生生物や水辺生物の生息環境の整備に努める。 台風・豪雨等による土砂災害や高潮等による浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 緑地を極力、確保・創出する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 歴史的、文化的遺産を極力保全し、また、景観として生かす。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

共通配慮事項に加えて、次の点に特に配慮する。

11 採石事業等	
配慮項目	主な配慮事項
環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、搬出入等のための自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。
大気環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 採掘、破碎等に伴う粉じんの飛散や、大型車両の走行により発生する排ガス、粉じんなどが周辺環境に及ぼす影響を防止する。
化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> 対象地から発生する土砂を伴った雨水及び濁水の貯留を適切に行い、河川への流出を防止する。
騒音・振動、悪臭等	<ul style="list-style-type: none"> 採掘や破碎、大型車両の走行に伴う騒音や振動の影響を防止する。
生物多様性の保全・緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 周辺地域の生態系に配慮するため、周辺緑地との連続性を持つ、まとまった残留緑地等を確保する。 自然地をなるべく残せるように計画する。そのまま保全することができない場合でも、移植や付近の植生に考慮した植栽を行うなど、自然地の保全・回復を図る。また、採掘後の残壁は極力小さくする。 事業終了後は、周辺の自然環境と調和した植生の回復を図る。 樹木の移植や、表土の植栽用土への再利用等により、動植物の生息基盤の確保・保全を行うとともに、必要に応じて新たに動植物の生息・生育環境の創出を図る。 調整池はできる限り動植物の生息環境に配慮した形態とする。
水循環の再生・水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 河川の源流域を保全するため、河川の流量の確保や湧水の保全を図る。 汚濁の原因となる土砂流出の防止に努める。 事業区域からの雨水等の流出による河川の洪水を防止する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 東京都景観計画に基づき、地域の特性に応じて景観形成に努める。 地域の特性や周辺環境の状況を踏まえ、地形に配慮し、採掘地域を設定する。 事業終了後は、早期緑化を行うことにより修景を図る。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

II 事業活動、日常生活における配慮の指針

都市で行われるあらゆる事業活動や日常生活が、都市環境に大きな影響を与えており、各主体のあらゆる場面の行動に基本ルールとして環境配慮を組み込んでいくことが必要である。

各主体がこの指針を活用し、あらゆる活動の場面で環境に配慮した行動を自主的・自律的に実行していくことが求められる。

1 事業活動における配慮の指針

事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆事業活動でエネルギーを使用する際には

- **適正な冷暖房による省エネを徹底する。**
 - 冷暖房温度の設定を適正にし、室温に応じた服装で業務等を行う（いわゆるクールビズ、ウォームビズの奨励）。
 - 換気量を適正に管理する。
 - 夏期や冬期は、換気量を絞って、冷暖房負荷を低減する（CO₂濃度に留意）。
 - 中間期（春、秋）は、外気を取り入れて、冷暖房負荷を低減する。
 - 冬期の冷房は、外気を活用する（外気冷房）。
 - 湿度を適正に管理する。
 - 地下駐車場の換気は、間欠運転やスケジュール運転により、運転時間を短縮する（CO₂濃度に留意）。
 - 自然通風を利用する。
 - 始業時前の冷暖房のウォーミングアップ運転では、運転時間を短縮する。
 - 空調機のフィルターをこまめに清掃する。
 - ブラインドを設置し適正に利用する。
 - サーキュレーター（扇風機）を活用し室内の空気を循環させる。
 - 全熱交換器の運転モードを適正に管理する。
- **適正な照度管理、照明の更新による節電を徹底する。**
 - 照明を白熱球や蛍光灯からLED電球等に交換する。
 - 廊下等の照明の間引き、照明の不要な時間、場所では消灯する。
 - 作業灯を適正に配置しつつ、全般照明が過度な照明にならないよう管理する。
 - 自然光を積極的に利用し、調光、減灯を実施する。
 - トイレ、非常階段等の人の不在が多い場所には人感センサーを設置する。
 - 水銀灯を高効率ランプへ更新する（LED、高圧ナトリウムランプやメタルハライドランプへ）。
- **省電力OA機器の採用やOA機器の省エネモード設定を徹底する。**
- **熱源機器の適正な運転、更新による省エネ等を徹底する。**
 - 負荷に応じた台数分割運転を実施するなど、システムCOPを最大化する運転方法を実施する。
 - 低負荷時は冷凍機等の出口温度を緩和する。
 - ボイラーの空気比を適正に管理する（都市ガス13Aは空気比1.3以下が目安）。
 - 蒸気バルブ等は保温材で断熱する。
 - 配管等からの蒸気漏れを防止する。
 - 熱源機器の効率（COP）を把握する。
 - 熱源機器を、環境負荷の少ない高効率・省エネ型及びノンフロン・低GWP型に切り替える。特に、小型ボイラー等を設置、更新する際には、都の認定機器を導入する。
 - 熱源機器を更新する際には、小容量化や台数分割を検討し、低負荷運転時の効率向上を図る。
- **再生可能エネルギーを積極的に導入する。**
 - 太陽光発電機器など、太陽エネルギー利用機器を設置・導入する。
 - グリーンエネルギー証書を活用する。
- **省エネ診断や窓口相談等の専門的知見を積極的に活用し、省エネ設備改修・設備運用の工夫による省エネ対策等に取り組む。**

◆事業所等を設置、増改築する際には

●温室効果ガスの排出を抑制する。

- 建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫して、熱負荷の低減を図る。
- 屋根・外壁等の断熱を強化し、高性能窓ガラスを採用する。
- 庇（ひさし）、ルーバー、ブラインドを採用し、日射対策を施す。
- 熱源機器、照明器具などで、高効率機器を導入するとともに、適正容量や照度を検討し、インバータ制御や台数制御を導入して、部分負荷への適切な対応を行う。
- 自然採光、自然通風の取り入れなど、自然エネルギーをそのまま活用するパッシブ利用を行う。
- 太陽光発電、太陽熱・地中熱利用など、再生可能エネルギーの導入を図る。
- 資源の有効利用や食料供給、森林保全に十分配慮しつつ、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用に努める。
- 周辺の未利用エネルギー源（清掃工場排熱、下水処理施設排熱、変電所排熱、地下鉄排熱など）を調査し、未利用エネルギーの活用を図る。
- 環境負荷の低減や非常時対応等の観点から水素エネルギーの利活用に努める。
- 熱需要を考慮の上、高効率なコージェネレーションシステム等の分散型エネルギーを導入する。
- 建物からの排熱を回収して、暖房、給湯に活用する。
- 適切な計量・計測機器の設置やBEMSの導入により、効率的な運用ができるようにする。
- 省エネルギー性能に関する設計目標を明確化するとともに、しゅん工後の性能検証に関する計画を作成する。
- 効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画を作成する。
- 建物躯体や配管等の長寿命化を図り、環境負荷のより少ない建築物とする。
- ノンフロン断熱材を使用する。
- ノンフロン・低GWP型の冷凍空調機器を導入する。
- 冷媒フロンを使用した冷凍空調機器を定期的に点検するなど、使用時の適正管理を徹底するほか、それら機器を廃棄するときは、フロン充填回収業者に委託し冷媒フロンを適切に回収する。
- 建築物の買取り、賃借をするときは、省エネ性能を踏まえて建築物を評価・選択する。

●持続可能な資源利用に努める。

- 建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑え、資源ロスの削減を図る。
- 再生砕石や再生骨材コンクリート、建設泥土改良土などの再生資材及び合法性・持続可能性が確認された木材など、低炭素・自然共生・循環型の建設資材や物品等を選択する（「持続可能な調達」を行う）。
- 建設時の副産物については、徹底的に分別し、可能な限り再利用を進める。建設泥土については、可能な限り、自ら利用及び工事間利用に努める。やむを得ず再資源化施設に搬出する場合は、再資源化後の製品の利用状況を確認する。処分が必要な場合には、適正処理に必要な費用を確保し、責任を持って適正に処理する。
- 建築物の計画に当たっては、補修又は改修しやすい構造にするなど、建物の長寿命化を図るよう設計する。
- 施設等の運用時に使用する物品等の循環利用が図りやすいように計画する。
- 仮設の施設等は再利用ができるような資材の選択、構造、利用の仕組みを考え、エコマテリアルを積極的に利用する。

●大気汚染物質の排出を抑制する。

- VOC排出の少ない塗料など、低VOC製品を積極的に利用する。

●緑の保全と創出に努める。

- 新設、増改築により、自然環境、生態系に影響を及ぼさないよう、配置、構造等に配慮する。
- 新たに植栽を行う際には、緑の量を十分確保するよう努める。
- 屋上、壁面緑化など、緑の積極的な配置に努める。
- 周辺地域の植生を踏まえ、生物多様性に配慮した緑の保全・創出を図り、緑のネットワーク化を進める。

●騒音・振動、悪臭等に配慮する。

- 騒音・振動、悪臭を発生させない構造、配置等に努める。
- ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適切な構造とする。
- 近隣への日照障害、「風の道」を阻害しないよう配慮する。

●景観等に配慮する。

- 都の「建築物環境配慮指針」を活用する。

環境の確保に関する配慮の指針（別表）

◆事業活動に必要な物品を購入する際には

●環境に配慮した製品を購入する。

- 長持ちする、部品交換や詰め替えが可能、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくいなど、低炭素・自然共生・循環型の製品を購入（グリーン購入）する。
- 環境に配慮した事業活動を行っている事業者から購入する。
- 梱包材、容器包装等の減量化に努める。
- 食品ロスの削減に努める。
- ノンフロン・低GWP製品や低VOC製品を積極的に購入する。

◆商品・サービスを製造、販売・提供する際には

●原料調達、輸送、製造、販売、消費、廃棄の各段階で、エネルギー・資源の消費の抑制や、生物多様性の配慮に取り組み、その情報を消費者に提供しよう努める。

●持続可能な資源利用を推進する。

- 「持続可能な調達」に配慮する。
- 省資源、再生品、再生資源の利用及び再使用・再生利用の容易性に配慮した製品など、設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。
- 容器包装の減量化に努める。
- 使用済製品・容器包装等の回収に努める。
- 食品ロスの削減に努める。

●工場・事業場等からの大気汚染物質（ばい煙、VOC等）の排出を抑制する。

- 環境負荷の少ない燃料使用、熱源システムへの転換を進める。
- ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる機器を設置する際には、より環境性能の高い機器を選択する。特に、小型ボイラー等を設置、更新する際には、都が認定する低NOx・低CO₂小規模燃焼機器を導入する。
- 都の「VOC対策ガイド」や「VOC対策アドバイザー」などを活用し、VOCの排出を抑制する。

●化学物質の環境中（大気、土壌、河川・地下水等）への放出・漏出を防止する。

- 化学物質の排出削減を図り、化学物質の適正管理を行う。

●事業活動による水の使用を抑制するとともに、地下水等に配慮する。

- 節水機器の導入や、水の使い方の工夫などにより、水の使用量を減らす。
- 地下水使用を抑制する。
- 雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。
- 再生水の利用など、水の利活用を進める。

●周辺地域への生活環境に配慮する。

- 特に、深夜や早朝においては、騒音・振動を発生させる機器や自動車（配送車等）、拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- 工場、事業所等における騒音・振動及び悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- ネオンや照明などは必要最小限にする。
- 暑さを緩和する打ち水等を実施する。

●地域住民等との情報の共有に努める。

- 地域住民等への積極的な情報提供に努める（環境報告書など）。
- 緊急時等には、住民及び地元自治体等に早期に適切に情報提供を行い、適切な対策を講じる。このため、日頃から地元自治体、住民との連携の強化に努める。

◆事業活動で自動車を利用する際には

●営業活動などで移動する際には

- 自動車利用を抑制し、公共交通機関の利用、徒歩や自転車利用を進める。
- 遠距離出張などの際には、公共交通機関を利用するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。
- エコドライブを実践する。

- 環境負荷の少ない自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）を使用する。
- 石油燃料以外のバイオ燃料などを積極的に使用する。
- **商品等を配送する際には**
 - 共同配送や自家用車両の使用から営業用車両の使用への転換などによる高効率輸送を行う。
 - 荷捌き場の整備などにより、搬出入、運搬等の自動車使用の効率化、物流の効率化を行う。
 - エコドライブの徹底や環境に配慮した自動車・燃料を使用している事業者（東京都貨物輸送評価制度の評価を受けた事業者等）を積極的に選択する。
 - ジャストインタイム、多頻度小口配送を見直し、必要最小限の自動車利用とする。
 - モーダルシフトの実施について検討する。

◆ 廃棄物を処理する際には

- **廃棄物を適正に処理する。**
 - 分別を徹底し、再使用、再生利用、熱回収に努める。
 - 産業廃棄物処理を処理業者に委託する場合には、適正処理に必要な費用を確保するとともに、委託業者による処分が適切に行われているか確認し、排出事業者としての責任を全うする。
 - 産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度の認定事業者（産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル）を選択するなど、廃棄物の適正処理の確保を図る。

◆ その他（企業の環境貢献活動を推進する）

- 地域の自然環境保全活動などに積極的に参加する（「東京グリーンシップ・アクション」への参加など）。
- 花と緑の東京募金などを活用し、東京の緑環境の向上に貢献する。
- 食品ロスの削減に努める。
- 行政やNGO／NPO、地域住民との連携に努める。
- 従業員への環境教育を進める。
- 環境に関する情報の提供を積極的に行う（環境報告書の作成・公表など）。
- 環境負荷を低減する技術開発を推進する（省エネルギー技術の開発、大気汚染対策技術の開発など）。

2 日常生活における配慮の指針

都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆家庭で電気・ガス等を使う際には一省エネ・節電の徹底

●家庭で電気やガスを賢く使う。

- エアコンやテレビ、照明などの家電製品の無駄な使用を抑える。使用する場合には、できるだけ電力使用量の少ない使い方（エアコンの温度設定、テレビの省エネモード設定、冷蔵庫の温度設定など）に努め、使わない時には、こまめに電源を切る。
- 台所、洗面所等で使うお湯の温度を控える。（食器洗浄機など設定がある場合を除く。）
- 家電製品を正しく使い、適切なメンテナンス（エアコンのフィルター清掃など）によりその性能を最大限引き出す。
- 照明をLEDなどより電力消費量の少ない機器に交換する。
- 冷暖房の効果を高めるため、カーテン、庇（ひさし）、サーキュレーター（扇風機）の活用や積極的な緑の配置等を行う。
- HEMS等を設置して電力使用量を把握するなどにより、常にエネルギーの使用について意識し、省エネ、節電に努める。

●家庭で電気や熱をつくる。

- 太陽光発電機器を設置して家庭の電力として使用し、余った電気を売却する。
- 太陽熱機器を設置して、熱を給湯や暖房に利用する。
- 家庭用燃料電池等のコージェネレーションシステムを導入し、エネルギーを効率的に活用する。
- 蓄電池や電気自動車を導入し、家庭で創ったエネルギーを賢く使用する。

◆買い物をし、消費する際には

- 長持ちする、部品交換や詰め替えが可能、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくいなど、低炭素・自然共生・循環型の製品を購入する。
- 本当に必要なものだけ購入する。
- マイバッグを持参し、簡易包装を選択する。
- 環境に配慮した事業者の製品、サービスを優先的に選択する。
- 使えなくなったもの、いらなくなったものの別の使い道、修理・リフォームを考える。
- 食品ロスの削減に努める。
- ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に参加する。
- ノンフロン又は低GWP製品を購入する。
- 低VOC製品を積極的に購入する。
- 生物多様性に配慮した商品を購入する。
- 地産地消により、より身近で生産された商品を購入する。

●家電製品を購入する（買い換える）際には

- より省エネ・節電できる機器を購入する。その際には、販売店の店頭に表示されている省エネラベルなどを活用する。さらには、太陽熱温水機器など、より環境性能の高い機器の設置に努める。
- ノンフロン又は低GWP製品を積極的に購入する。
- 家電リサイクル法を守る、小型家電の回収に協力する。

●自動車・燃料を選ぶ際には

- 環境負荷の少ない自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）を購入する。
- 使用目的などに合わせ、よりコンパクトで燃費性能の良い自動車を選択する。
- 石油燃料以外のバイオ燃料などを積極的に使用することに努める。

◆通勤・通学・買い物など、移動する際には

- 徒歩や自転車で移動する。
- 電車やバスなどの公共交通機関を利用する。
- パークアンド・バスライドなどの取組を積極的に利用する。
- 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。
- ICTなどの技術も活用し、渋滞を回避し、運転時間を減らす。（最短時間・距離で移動する。）

◆住宅を建築・改築、購入するには

- 耐久性、耐震性、間取り自由度の高い、環境負荷のより少ない長寿命住宅を建築、選択する。
- 自然エネルギーを活用したパッシブデザインの採用と高断熱・高気密化されたエネルギー消費のより少ない住宅を建築、選択する。
- 24時間換気には、熱交換型換気システムの積極的に採用する。
- 給湯器の採用に際しては、太陽熱などの自然エネルギーの活用を図るとともに世帯や人数及び生活スタイルに最も適した高効率なシステムを採用する。
- 可能な限り太陽光発電設備を設置するとともに、蓄電池等を導入し、エネルギーの自給率の向上を図る。
- 住宅に適した高効率な建築設備（家電等を含む。）を採用し、住宅を快適かつ最もエネルギー消費を少なくコントロールする監視・制御システム（HEMS）を導入する。
※マンションについては「マンション環境性能表示制度」も活用する。
- 断熱材には、ノンフロン断熱材を積極的に使用する。
- 低炭素・自然共生・循環型の建設資材を利用した住宅を選択する。
- 解体や改築から生じる廃棄物のリサイクル・処分が適切に行われるよう配慮する。
- VOC排出の少ない塗料など、低VOC製品を積極的に利用する。
- 隣家等への日照障害、「風の道」を阻害しないよう構造、配置等に配慮する。
- 騒音・振動、悪臭を発生させない構造、配置等に努める。
- 既存の樹木を保全し、庭などで樹木や草花を育てる。
- 地域の景観などへの調和に配慮する。

◆余暇を楽しむ際には

- 旅行の際には
 - 移動手段の環境配慮を意識し、公共交通機関を利用する。さらには、環境に優しい観光バスを利用するツアーなどを優先的に選択するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。
- 自然と親しむライフスタイルを楽しむ。
 - 市民農園などを活用する。
 - 都市公園などで緑に親しむ。
 - 自然公園や里山などで景観や自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。
 - 自然公園を利用する際には、「東京都自然公園利用ルール」を守る。
- 自然や生態系を積極的に守る。
 - 自然地に外来生物を持ち込まない。
 - ペットは最後まで責任を持って飼う。野外に捨てない、放さない。
 - 行政・企業等が行う保全活動・ボランティアに積極的に参加する。
 - 花と緑の東京募金などを活用し、東京の緑環境の向上に貢献する。

◆その他日常生活における環境配慮

- 家庭から化学物質等を環境中に放出・漏出しない。
 - 殺虫剤や農薬等の使用を抑制し、使用する場合には、より安全な製品を選択・使用するとともに、近隣にも配慮する。
- 水を大切にし、川や海を汚さない。
 - 洗剤等の過剰使用を抑制する。
 - 油や残渣などが混ざった雑排水を抑制する。
 - 節水機器の導入や、水の使い方の工夫などにより、水の使用量を減らす。
 - 雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。
 - 雨水の利用を進める。
- 周辺地域、隣家等への生活環境に配慮する。
 - 特に深夜や早朝において、周辺への影響を伴う自動車・オートバイ等の使用を控える。
 - その他の、騒音・振動、悪臭などによる近隣への影響を発生させないよう配慮する。
 - 暑さを緩和する打ち水等を実施する。
- 環境への理解を深める。
 - 行政や企業、環境NPO等が実施する環境教育、環境活動の場に積極的に参加するなど、環境について学び、体験・実践する。

用語解説

用語解説

語句	意味
5年移動平均値	その年及び前後2か年を含めた計5か年の平均をとった値
BEMS (ビルのエネルギー管理システム)	Building Energy Management Systemの略称。ビル内で使用する電力等を計測し、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システム
BOD	生物化学的酸素要求量 (biochemical oxygen demand) の略称。微生物が水中の有機物等を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標でこの数値が大きいほど水質が悪化していることになる。
BRT	Bus Rapid Transitの略で、連節バスの採用や専用走行空間の整備等により、路面電車と比較して遜色のない輸送力と機能を有するバスシステム。通常の路線バスと比べると、定時制に優れ、より多くの輸送量を確保できるのが特徴
C40	世界大都市気候先導グループ。世界の都市が連携して温室効果ガス排出削減に取り組むネットワークとして2005年に設立。ロンドン市やニューヨーク市、パリ市などが参加。都は2006年12月に加盟
CCS	Carbon dioxide Capture and Storageの略。工場や発電所などで発生するCO ₂ を、大気に放出する前に回収し貯蔵する一連のプロセス
CO ₂ 排出係数	活動量1単位当たりどれだけのCO ₂ を排出しているかを示す数値。電気の場合、使用量1kWh当たりのCO ₂ 排出量を示す。
COD	化学的酸素要求量 (chemical oxygen demand) の略称。水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために要した過マンガン酸カリウムなどの酸化性物質の量を酸素の量に換算した値。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど水質が悪化していることになる。
ESI	Environmental Ship Indexの略称。国際港湾協会主導の下、世界港湾気象イニシアチブ (WPIC) が、船舶の環境船舶指数 (ESI値) を評価・認証し、参加港湾が入港料減免などのインセンティブを与え、港湾地域の環境改善を促す仕組み
GWP	地球温暖化係数のことで、CO ₂ を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値
HEMS (家庭のエネルギー管理システム)	Home Energy Management Systemの略称。家庭の電力制御や家電製品等の効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム
ICAP (アイキャップ)	国際炭素行動パートナーシップ (The International Carbon Action Partnership) の略称。国や公的機関によるキャップ&トレード制度の国際的な連携に向け、専門的な議論や意見交換を行うフォーラム
ICLEI (イクレイ)	持続可能性をめざす自治体協議会 (ICLEI - Local Governments for Sustainability) の略称。1990年に国際環境自治体協議会 (International Council for Local Environmental Initiatives) として創設。持続可能な開発を公約した自治体及び自治体協議会で構成される国際的なネットワーク組織

英数字

語 句	意 味
ICT	情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。総会と3つの作業部会及び温室効果ガス目録に関するタスクフォースにより構成
MEMS（マンションエネルギー管理システム）	Mansion Energy Management Systemの略称。マンションの建物内で使用する電力等を計測し、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システム
ORVR車	Onboard Refueling Vapor Recoveryの略称。給油時、駐車時、走行時のあらゆる場面でガソリン蒸発ガスを回収し、車の燃料として再利用できる大型回収装置を装着した車
PCB廃棄物	PCB（ポリ塩化ビフェニル）及びPCBが塗布されたものや付着したものなどが廃棄物になったもののこと。PCB特別措置法施行令により2017年3月31日までに処理することが定められている。
PM2.5	大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径2.5 μ m以下のもの。肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。
PRTTR制度	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度（PRTTR：Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動登録）の略称）
VOC	揮発性有機化合物（volatile organic compounds）の略称。塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する。
ZEB	Net Zero Energy Building の略称。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物
海ごみ	海岸に打ち上げられたごみを「漂着ごみ」、海面や海中を流れに乗って漂っているものを「漂流ごみ」、海底に沈下して堆積したものを「海底ごみ」と言い、これらを合わせて「海ごみ（海洋ごみ）」という。
エコマテリアル	資源採取から製造、使用、廃棄までのライフスタイル全般を通じて、人に優しく、環境負荷が小さく、特性・機能も優れた材料のこと。再生砕石、森林認証木材など
エコロジカル・ネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、すぐれた自然環境を有する地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。

か
行

語 句	意 味
エネルギー環境計画書制度	都内に電気を供給している事業者に対し、CO ₂ 排出係数の削減や再生可能エネルギー導入等、電気的环境性の向上に関する取組を記載した計画書及び毎年度の実績報告書の提出を義務付ける制度
温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）	個々の事業所等に温室効果ガスの排出量の上限を定めて、排出削減の確実な実施を担保するとともに、その過不足を取引によって移転又は獲得することを認める制度
カーボンレポート	中小テナントビルの省エネレベル（CO ₂ 排出実績や省エネルギー対策の取組状況等）を示したレポート。ビルオーナー等が、不動産取引の際の環境性能のアピールなどに活用することを想定している。
海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
海上公園	都民が海や自然とふれあい、レクリエーションを楽しめる場として、埋立地を公園として整備したもの。海浜公園、ふ頭公園、緑道公園がある。
崖線	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なり。自然の地形及び植生を残し、また崖線下には多くの湧水があるなど、都内の区市町村界を越えて連続して存在する東京の緑の骨格となっている。
外来種	人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種
家庭ごみ有料化	本計画では、家庭から排出される可燃ごみ等の全量を対象に、それらのごみ処理に要する経費に対して手数料を徴収する制度のことをいう。2016年3月現在、多摩地域の22市3町と島しょ1町で、指定袋方式による有料化が実施されている。
環境配慮契約	製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことをいう。環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号））は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものとしている。
関東地域ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県 （環境省関東地方環境事務所が、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため、協議会を設置している。）
基準排出量（キャップ&トレード制度）	対象の事業所ごとに算定した、総量削減義務の基準となる排出量のこと（事業者が選択した、平成14年度から平成19年度までのいずれかが連続する3か年度の排出量の平均値など）。
基準排出量（自動車環境管理計画書制度）	対象の事業者ごとに算定した、CO ₂ 排出削減目標の基準となる排出量のこと（第3期の場合、2006年度から2010年度までのいずれかが連続する3か年度の排出量の平均値）。
近自然型護岸	コンクリートの表面や構造等を工夫することにより、護岸としての本来の機能を有しながら生物の生息機能を併せ持つ護岸のこと。

語 句	意 味
グリーンリース	テナントビルにおいて、ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、その取り決め内容を実践すること。
建設泥土	シールド工法によるトンネル工事や杭基礎工事等から発生する泥状のもののうち、含水率が高く、粒子が微細な泥状の土のこと。廃棄物処理法上の汚泥に該当する。なお、「泥状」とは、ダンプトラックに山積みができず、その上を人が歩けない状態をいう。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品のこと。種類としては、建設発生土、建設発生木材、コンクリート塊などがある。社会資本の更新を迎える中、発生量の増加が見込まれている。
建築物環境計画書制度	オフィスビルやマンションなどの建築物（延床面積が5,000㎡を超えるもの）の新築・増築時に、環境配慮の取組を示した計画書の提出を求める制度。提出された計画書の公表などにより、取組を促進することを目的としている。
公開空地等のみどりづくり指針	都市開発諸制度の活用によって整備される公開空地等の価値の向上を図るため、周辺の緑とのネットワークの形成や安全・快適で美しい空間の創出などについて、都と事業者が協議を行う内容を定めた指針
光化学オキシダント	大気中のVOCやNO _x が紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどをいう。高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす。
光化学スモッグ	生成された光化学オキシダントが、気象条件により大気中で拡散されず滞留することで空が霞んで白いモヤがかかったような状態のこと。「目がチカチカする」、「喉が痛い」などの症状がでる場合がある。
洪水予報システム	気象庁と連携して河川の水位変動を予測し、河川があふれるおそれのある場合に都民や区市町村に氾濫警戒情報を提供するもの
合流式下水道	家庭や事業場から排出される汚水と雨水を同一の下水道管で排除し、処理する下水道の方式。1本の下水道管を整備することで、衛生環境の改善と雨水排除の両方を早期に達成できるが、大雨の際に汚水混じりの雨水が川や海などに流出する問題がある。
コージェネレーションシステム（CGS）	発電とともに発生した熱を冷暖房や給湯などに有効利用するシステム。約75～80%に達する高いエネルギー利用率を実現可能
国連開発計画	UNDP：United Nations Development Programme 国連システムにおける技術協力活動の中核的資金供与機関として、2つの国連技術協力機関（国連特別基金と拡大技術援助計画）を統合して1966年に設立。国連、国連専門機関及び国際原子力機関（IAEA）の加盟国は、自動的にUNDPの加盟国となる（2015年9月現在193か国・地域）。
固定価格買取制度（FIT）	再生可能エネルギー源（太陽光・風力・水力（3万kW未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する再エネ賦課金によって賄われる。
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況や動物等の病原性の保有状況などを継続的に監視すること。具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。

語 句	意 味
再生骨材	解体コンクリートからコンクリートに使用されていた砂利、碎石、砂を取り出して、それを新たなコンクリートの骨材としたもの。品質によって、H、M、Lの3種類に分けられる。Hクラスは普通骨材と同等の品質を有し、M、Lとなるに従い品質が低下する。
再生碎石	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊を破碎・粒度調整したもののこと。路盤材などに再生利用される。
在宅医療廃棄物	在宅医療に伴って発生する注射針やチューブ・ビニールバッグ類などの廃棄物のこと。
在来種	ある場所に自然分布している動植物の種、亜種またはそれ以下の分類群 東京都では、本来東京に生育する植物種を使って緑化を行うことを「在来種緑化」とし、生物多様性に配慮した緑化として推奨している。
サプライチェーン	原料の段階から製品やサービスがユーザーへ届くまでのプロセスのつながりのこと。
砂防えん堤	河川及び溪流において、上流から流出してくる土砂を貯留し、既に河床に堆積した土砂の再流出を調節するためのダム
資源効率	EUは、環境への影響を最小にしながら地球の有限な資源を持続可能な方法で使うことと説明している。また、より少ない投入でより大きな価値をもたらすためにより少ないものからより多くを創り出すとしている。本計画では、資源効率の向上とはライフサイクルを通じた省資源化ということとしている。
資源の囲い込み	輸出規制や国内供給の優先、外資系企業のエネルギー産業への入札制限など、資源ナショナリズム（自国に存在する天然資源を自国で管理・開発しようという動き）が様々な形で現れることをいう。
持続可能な消費と生産	1994年にノルウェーのオスロで開催された「持続可能な消費に関するシンポジウム」によれば、「持続可能な生産及び消費とは、基本的必要性を満たして生活の質を向上させ、同時に、将来の世代のニーズを脅かさないよう、そのライフサイクルにおいて、自然資源の使用、有毒物質、廃棄物・汚染物質の排出量を最小限に抑えるような財とサービスの使用である。」としている。
持続可能な調達	サプライチェーンにおける人権、労働、環境問題等に配慮して原材料、製品等を購入すること。
自転車シェアリング (シェアサイクル)	地域内の各所にサイクルステーション（ポート）と呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者は好きな時に好きな場所（サイクルステーション）で自転車を借りたり返却することができる自転車の共同利用サービス
遮熱性舗装	路面温度を上昇させる原因である赤外線を反射する遮熱材を路面の表面に塗布した舗装。舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を最大で8℃程度抑制する。
首都直下地震	都が公表した「首都直下地震による東京の被害想定」では、東京湾北部地震及び多摩直下地震を首都直下地震と定義している。想定されるマグニチュードはいずれも7.3。被害想定の特徴は、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲になること、東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大T.P.2.61mであること及び東京湾北部地震の死者が最大で約9,700人と想定されている。

語 句	意 味
順応的管理	計画において、将来予測が難しく、当初の計画どおりに進まない不確実性を伴う対象を取り扱うための管理システム。当初の計画では想定していなかった事態に陥ることをあらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながら結果に合わせて対応を変えていくフィードバック管理（順応性）であり、必要に応じて当初計画の修正・変更も検討する。
省エネ・再エネ東京仕様	都有建築物の改築等に当たり、東京都建築物環境計画書制度の省エネ・再エネ評価等において最高評価を目指すため、導入を検討すべき省エネ・再エネ技術等を例示したものの
小水力発電	水力発電のうち、河川や水路等の流れを利用した小規模なもの。明確な定義はないが、日本では1,000kW以下のものを指すことが多い。都市部における活用事例として、下水処理水の放流落差や、水道の給水配管の余剰圧力等を利用した小水力発電がある。
食品ロス	食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。家庭における食品ロスは、(1)消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、(2)食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、(3)食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。
浸透ます	透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面および底面から地中へ浸透させる施設
森林認証木材	持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材のこと。世界自然保護基金（WWF）が中心となって設立した森林管理協議会（FSC）や、日本林業協会などがつくる緑の循環認証会議（SGEC）などの認証がある。
スーパーサイト	常時監視項目の低濃度での測定や、大気汚染の原因となるPM2.5の前駆物質の連続測定を行うことで、大気汚染物質の生成メカニズム等に関する詳細なデータを取得する測定局のこと。
世界自然遺産	世界遺産（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）に基づいて登録された将来世代に引き継いでいくべき資産）には、文化遺産と自然遺産がある。自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要がある。
第三者評価制度 （優良性基準適合認定 制度）	(1)健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、(2)優良な処理業者の育成と適正処理の推進、(3)排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」として評価・認定する制度。2009年10月から開始
代替フロン	特定フロン（クロロフルオロカーボン：CFC、ハイドロクロロフルオロカーボン：HCFC）の代わりに使用されるフロン（ハイドロフルオロカーボン：HFC）。オゾン層破壊係数はゼロだが、温室効果が高い。
地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度	一の区域において一又は二以上の建築物の延べ面積の合計が5万㎡を超える大規模な開発事業において、計画時の段階でエネルギーの有効利用に関する措置（地域冷暖房や再生可能エネルギーの導入検討等）を示した届出の提出を義務付ける制度

語 句	意 味
地球温暖化対策報告書制度	都内の中小規模事業所での地球温暖化対策の推進を図るため、対象事業所へ地球温暖化対策報告書の提出を義務付けることなどで、CO ₂ 排出量の把握や具体的な省エネルギー対策の実施を促進し、事業活動に伴うCO ₂ 等の排出抑制を図る制度
地中熱	地表から深さ200m程度までの浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。地下深くのマグマの熱に由来する地熱とは異なる。昼夜間又は季節間の温度変化が小さいという熱的特性（地下10m以深では平均17℃程度で一定）を活用して、冷暖房や給湯、寒冷地での融雪等に利用される。
低炭素ベンチマーク（自己評価指標）	業種別に事業所のCO ₂ 排出レベル（延床面積1㎡当たりのCO ₂ 排出量）を7段階で示す指標。同業種と比較した自分の事業所の排出水準を把握することができる。
デカップリング	あるものと別のあるものが分離する（連動しなくなる）状態のこと。ここでは、通常は連動して増加するエネルギー消費量と経済成長が連動していない状態のことを指している。
東京アメッシュ	東京都下水道局が設置しているレーダーと地上雨量計により降雨の強さや分布状況を解析するシステム。雷雨や集中豪雨の際にポンプ所・水再生センターのポンプを適時適切に運転するために、降雨の状況を的確に把握することを目的としている。また、下水道局ホームページ及びスマートフォンでも閲覧ができる。
東京都建設リサイクルガイドライン	東京都建設リサイクル推進計画に定める施策を着実に推進するため、施策ごとの詳細な実施方針等について定める指針として、都が策定したもの。最新版は2011年6月策定
東京都建設リサイクル推進計画	都内における建設資源循環の仕組みを構築するため、公共と民間工事双方を対象とした計画。国の「建設リサイクル推進計画」や「建設リサイクル推進計画（関東地域版）」とあわせて、都内における建設資源循環を推進するために策定するもの。最新の計画は2016年4月策定予定
東京都版エコツーリズム	東京都版エコツーリズムでは、都が、優れた自然特質を有し、保護と利用の両立を図らなければならない地域を指定し、都と関係町村との間で利用の経路や人数、時間などのルール等を定めている。地域内の利用には都認定の東京都自然ガイドが同行し、自然解説や適正な利用指導を行っている。
特定外来生物	海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの等の中から外来生物法で指定される生物 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
特定低公害・低燃費車	排出ガスを発生しない、または排出ガス発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車（低公害・低燃費車）のうち、都内（島しょを除く）において200台以上の自動車を使用する者が一定の割合以上導入しなければならないものとして、東京都が定めた自動車
特定フロン	オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン（クロロフルオロカーボン：CFC及びハイドロクロロフルオロカーボン：HCFC）のこと。
都市開発諸制度	公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度。都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の4制度の総称

語 句	意 味
(都市型) バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。特に、食品などの廃棄物や下水汚泥等、都市部に多く賦存するバイオマスを都市型バイオマスと呼んでいる。
都市再生特別地区	都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる地区
ドライ型ミスト発生装置	細かい水粒子を噴霧することによって、水分が気化する際に周辺の空気から熱を奪い、局所的に気温を低下させる空間冷却装置
二層式低騒音舗装	騒音低減の機能を持つ舗装のこと。20%程度の高空隙率を有するポーラスアスファルト混合物の層を二層にすることで、タイヤ/路面騒音であるトレッドパターンによるエアポンピング音とタイヤ加振音（タイヤが路面に触れた際に、タイヤの溝にある空気が抜ける音とタイヤが振動する音など）が抑制される。
熱画像	物体の熱赤外放射量を撮影した画像
熱赤外放射量	常温の物体から放射される赤外線量の量のこと。これを計測することで物体の表面温度が分かる。
熱帯夜	夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜
燃料電池	水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステム。利用の段階では水しか排出しない。
農の風景育成地区	都市部において比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、区市町が、将来にわたり風景を保全、育成するとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災等の緑地機能を持つ空間として確保する地区
のり砕工	斜面上に格子状のモルタル・コンクリートを造成し、斜面の安定を図る工法
廃棄物発電	廃棄物の燃焼により発生する熱をボイラーで回収して行う発電や、廃棄物を熱分解して発生するガスを燃料とした発電のこと。
廃石綿及び石綿含有産業廃棄物	前者は石綿建材除去事業により除去された石綿などのこと。飛散のおそれがあり、特別管理産業廃棄物に指定されている。後者は工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する産業廃棄物（廃石綿等を除く。）のこと。
はしけ	河川や運河などの内陸水路や港湾内で、重い貨物を積んで航行するために作られている平底の船舶
発生源インベントリ	発生源別の大気汚染物質等の排出量（インベントリとは目録のこと。）
ヒートショック	暖かい部屋から寒い部屋への移動などによる急激な温度の変化によって血圧が上下に大きく変動することをきっかけにして起こる健康被害のこと。失神や不整脈を起こしたり、急死に至る危険な状態で、気温の下がる冬場に多く見られる。
微気候	ビルや舗装などの人工物により作り出される、周囲の自然環境とは異なる気候

な
行は
行

語句	意味
微量PCB廃棄物	PCBを使用していないとする電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むもののこと。PCBの濃度が0.5ppmを超えた場合は、国が認定する無害化処理施設において処理することとされている。0.5ppm以下であることが確認できれば、通常の産業廃棄物として処理できる。
貧酸素水塊	生物に影響が及ぶほど酸素濃度の低い水塊。境界値についてはさまざまな指標があるが、水産用水基準において、4.3mg/Lが「底生生物の生息状況に変化を引き起こす臨界濃度」とされている。
フードバンク	食品の品質には問題がないが通常の販売が困難な食品などを、食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動のこと。
覆砂	海底の汚泥を清浄な砂等で被覆することにより、底質そのものを改善するとともに、汚泥を封じ込めて海水と汚泥の直接的な接触を妨げることができ、汚泥から海水中への栄養塩の溶出や、底層付近の溶存酸素の消費を抑制する技術
保水性舗装	隙間の多い舗装に、水を吸い込み保持する保水材を詰めた舗装。保水材に浸み込んだ雨水が蒸発する時の気化熱によって、路面温度の上昇を最大で10℃程度抑制する。
保全地域	自然保護条例に基づき、山地や丘陵地などの良好な自然地を区域指定し、その保護と回復を図る地域
マイクロプラスチック	漂流・漂着ごみのうち約70%を占めるプラスチックゴミは、海岸での紫外線や大きな温度差で劣化し、そして海岸砂による摩耗など物理的な刺激によって次第に細片化していく。このうち、サイズが5mmを下回ったものをマイクロプラスチックと呼び、これまで数百μmから1mm程度の大きさを持った微細片の浮遊が、世界各地の海域で確認されている。動物プランクトンと同程度の大きさを持ったマイクロプラスチックは、魚類等による誤食を通して容易に生態系に混入するため、その表面に付着した汚染物質の生物体内への輸送媒体になる可能性が指摘されている。(環境省ホームページより抜粋)
緑確保の総合的な方針	今後確保する緑や街づくりの中で作り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示するため、都が区市町村と合同で策定した方針
みどり率	緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合
無効化機能	排出ガス規制に適合させるための排出ガス低減システムを実際の走行時においては無効化する機能であり、これにより排出ガスは規制適合レベルより著しく悪化する。
モーダルシフト	輸送のモード（方式）を転換すること。具体的には、トラックによる貨物輸送を環境負荷の少ない船又は鉄道に転換すること。
緑化計画書制度	自然保護条例に基づき、一定規模以上の敷地において建築物の新築・増改築等を行う際に、緑化計画書の提出を義務付ける制度
レアアース	レアアースは、31鉱種あるレアメタルの一種で、17種類の元素（希土類）の総称。次世代自動車に不可欠なレアアース磁石の材料であるネオジム・ジスプロシウム、HDDガラス基板等の研磨剤や自動車用排ガス触媒に使用されるセリウム、ランタン等がある。

ま

行

資料

東京都環境基本条例（抄）

東京都環境基本条例（抄）

平成6年東京都条例第92号

前文

人間は、限りない自然の恵みの中で生命を育んできた。

しかし、近時の科学技術の発達により、私たちの生活が便利で活力に満ちたものとなる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費され、自然の生態系にまで影響が及ぶこととなり、私たちの生命及び生活の基盤である地球の環境が脅かされるまでに至っている。

私たちの住む東京では、歴史的・地域的特性を生かしながら人間性豊かな都市と快適な都市環境をつくる努力が重ねられてきたが、人口の集中及び産業の集積が進み、都市活動が活発化したことに伴い、かつてない環境への負荷がもたらされてきている。

もとより、すべての都民は、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を担っている。

また、都民の福祉の向上を図ることを使命とする東京都は、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保する責務を有するものである。

東京都は、これまで、環境行政の基本として、東京における公害を防止・絶滅し、自然の破壊をくい止め、その回復を図るための施策を積極的に進めてきた。今後、さらに、環境への負荷の少ない都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐため、都民とともにより総合的・計画的な取組を行うことが必要である。

このような認識の下に、人と自然とが共生することができる豊かな環境を保全し、創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な東京をつくりあげていくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者並びに都民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に

推進し、もって現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（都の責務）

第4条 都は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- （1）公害の防止に関すること。
- （2）大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- （3）野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- （4）人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等に関すること。

- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 都は、環境の保全を図る上で区市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、区市町村が行う環境の保全のための施策を支援するよう努めるものとする。

(区市町村の責務)

第5条 区市町村は、環境の保全を図るため、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、都又は区市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(都民の責務)

第7条 都民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、都民は、環境の保全に自ら努めるとともに、都又は区市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(東京都環境白書)

第8条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、都民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ東京都環境審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第10条 都は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 都は、都の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 都は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 都は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 都は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、都は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 都は、事業者又は都民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都は、事業者又は都民が自らの行為に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、そのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 都は、廃棄物及び下水の処理施設、自動車等の走行により発生する公害を防止する施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 都は、環境への負荷の低減を図るため、都民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、環境への負荷の低減を図るため、都の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃

棄物の減量に努めなければならない。

(都民の意見の反映)

第16条 都は、環境の保全に関する施策に、都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 都は、環境の保全に資するため、第21条第2項に定めるもののほか、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 都は、都民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(都民等の自発的な活動の促進)

第19条 都は、前条に定めるもののほか、都民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 都は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めなければならない。

(監視、測定等)

第21条 都は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

2 都は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(公害に係る紛争の処理及び健康障害の救済)

第22条 都は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る健康障害の救

済を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 都は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

第24条 都は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 都は、国等と連携し、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 東京都環境審議会及び東京都環境保全推進委員会

(東京都環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条の規定に基づき、都の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 法令の規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の5第3項を除く。)によりその権限に属させられた事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、知事が任命する42人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

8 委員、臨時委員及び調査委員は、非常勤とする。

9 第4項から前項までに定めるもののほか、審議会

の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(東京都環境保全推進委員会)

第26条 知事その他の都の機関の環境の保全に関する施策について調査等を行い、その結果を知事に報告させるため、知事の附属機関として、東京都環境保全推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員100人以内をもって組織する。

(1) 区市町村の長の推薦を受けた者 70人以内

(2) 民間の団体の推薦を受けた者 30人以内

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条、次項及び附則第3項の規定は平成6年8月1日から、第26条の規定は平成7年1月1日から施行する。

(東京都公害対策審議会条例の廃止)

2 東京都公害対策審議会条例(昭和35年東京都条例第74号)は、廃止する。

3 第25条の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の東京都公害対策審議会条例第3条第1項の規定による東京都公害対策審議会の委員である者は、その任期の末日までの間、第25条第4項に規定する委員とみなす。

附 則(平成12年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第177号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第127号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成28(2016)年3月発行
平成28(2016)年5月第2刷

印刷物規格表 第2類

印刷番号 (28) 6

環境資料28001号

東京都環境基本計画

編集・発行 東京都環境局総務部環境政策課
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3429
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

印刷 松本印刷株式会社
〒110-0003 東京都台東区根岸三丁目16番14号
電話 03-5808-7920



古紙配合率70%再生紙を使用しています



東京都